西欧諸国における国際犯罪組織の活動を助長する事犯と対応策に関する調査研究

報告書

平成２３年２月

財団法人　社会安全研究財団

はじめに

我が国における来日外国人犯罪は、世界的規模で活動する犯罪組織の日本への浸透、構成員の多国籍化、犯罪行為の世界的展開といった「犯罪のグローバル化」が急速に進み、国内治安の重大な脅威となりつつある。特に外国人の不法入国、不法滞在の定着や来日外国人が犯罪を繰り返すことを助長する地下銀行、偽装結婚、旅券・外国人登録証明書の偽造等の犯罪インフラ事犯が、犯罪のグローバル化の要因となっているとみられている。

本件は、移民の定着化が進む中、外国人による犯罪が問題化しているイギリス、ドイツ、フランスにおける外国人犯罪の情勢、犯罪インフラ事犯の発生状況や特徴等を把握することを目的として調査を行ったものである。

調査の結果、対象国では様々な国々からの外国人の流入に対し、不法移民の入国阻止を目的とした入口管理に最も力を入れていることが明らかとなった。各国の警察組織では、「犯罪のグローバル化」に対応していくため、国際犯罪組織のみならず背後にあるネットワークやインフラをも解明・解体していくことを目的として、情報の収集、共有及び分析能力の強化を図り、国内関係機関との連携強化、グローバルな国際協力体制の構築等の施策を推進しているところである。

本件調査の成果が、我が国の犯罪のグローバル化への対策に係る議論のための有益な資料となり、市民の安全・安心確保に貢献することを期待してやまない。

平成 23 年 2 月

財団法人社会安全研究財団

目　次

Ⅰ．　外国人受入制度

１．イギリス

１－１　出入国管理制度 Ⅰ-1

１－１－１　現行制度の概要 Ⅰ-1

１－１－２　査証の種類と免除要件 Ⅰ-3

１－１－３　エントリー・クリアランス申請手続きと必要書類 Ⅰ-6

１－２　在留管理制度 Ⅰ-9

１－２－１　現行制度の概要 Ⅰ-9

１－２－２　在留資格の種類と期間 Ⅰ-11

２．ドイツ

２－１　出入国管理制度 Ⅰ-13

２－１－１　現行制度の概要 Ⅰ-13

２－１－２　査証の種類と免除要件 Ⅰ-15

２－１－３　滞在許可申請手続きと必要書類 Ⅰ-16

２－２　在留管理制度 Ⅰ-18

２－２－１　現行制度の概要 Ⅰ-18

２－２－２　在留資格の種類と期間 Ⅰ-19

３．フランス

３－１　出入国管理制度 Ⅰ-23

３－１－１　現行制度の概要 Ⅰ-23

３－１－２　査証の種類と免除要件 Ⅰ-25

３－１－３　査証申請手続きと必要書類 Ⅰ-27

３－２　在留管理制度 Ⅰ-28

３－２－１　現行制度の概要 Ⅰ-28

３－２－２　在留資格の種類と期間 Ⅰ-28

４．オランダ

４－１　出入国管理制度 Ⅰ-32

４－１－１　現行制度の概要 Ⅰ-32

４－１－２　査証の種類と免除要件 Ⅰ-33

４－１－３　査証申請手続きと必要書類 Ⅰ-36

４－２　在留管理制度 Ⅰ-37
４－２－１　現行制度の概要 Ⅰ-37
４－２－２　在留資格の種類と期間 Ⅰ-38

Ⅱ．外国人の入国状況・集住地域の形成状況

１．　イギリス

１－１　移民政策 Ⅱ-1
１－１－１　移民受け入れの背景・経緯 Ⅱ-1
１－１－２　移民の流入による社会治安の変化 Ⅱ-1
１－１－３　特徴的な移民政策 Ⅱ-3
１－２　イギリスにおける外国人の状況 Ⅱ-3
１－２－１　出入国等の状況 Ⅱ-3
１－２－２　現在の外国人の人数等 Ⅱ-5
１－２－３　外国人滞在者数の変化と外国人犯罪の発生件数 Ⅱ-8
１－３　外国人集住地域の概要と警察等の取組 Ⅱ-9
１－３－１　外国人集住地域の概要 Ⅱ-9
１－３－２　外国人集住地域に対する警察等の取組 Ⅱ-12

２．ドイツ

２－１　移民政策 Ⅱ-16
２－１－１　移民受け入れの背景・経緯 Ⅱ-16
２－１－２　移民の流入による社会治安の変化 Ⅱ-18
２－１－３　特徴的な移民政策 Ⅱ-18
２－２　ドイツにおける外国人の状況 Ⅱ-20
２－２－１　現在の外国人の人数等 Ⅱ-20
２－２－２　外国人滞在数の変化と外国人犯罪の発生件数 Ⅱ-21
２－３　外国人集住地域の形成状況 Ⅱ-25
２－３－１　外国人集住地域の概要 Ⅱ-25
２－３－２　外国人集住地域に対する警察等の取組 Ⅱ-25

３．フランス

３－１　移民政策 Ⅱ-32
３－１－１　移民受け入れの背景・経緯 Ⅱ-32

３－１－２　移民の流入による社会治安の変化 Ⅱ-32
３－１－３　特徴的な移民政策 Ⅱ-33
３－２　フランスにおける外国人の状況 Ⅱ-33
３－２－１　出入国等の状況 Ⅱ-35
３－２－２　現在の外国人の人数等 Ⅱ-36
３－２－３　外国人滞在者数の変化と外国人犯罪の発生件数 Ⅱ-36
３－３　外国人集住地域の概要と警察等の取組 Ⅱ-38
３－３－１　外国人集住地域の概要 Ⅱ-38
３－３－２　外国人集住地域に対する警察等の取組 Ⅱ-42

４．オランダ
４－１　移民政策 Ⅱ-44
４－１－１　移民受け入れの背景・経緯 Ⅱ-44
４－１－２　移民の流入による社会治安の変化 Ⅱ-44
４－１－３　特徴的な移民政策 Ⅱ-45
４－２　オランダにおける外国人の状況 Ⅱ-45
４－２－１　出入国等の状況 Ⅱ-45
４－２－２　外国人滞在者数の変化と外国人犯罪の発生件数 Ⅱ-47

Ⅲ．西欧諸国における国際犯罪組織の活動を助長する事犯及び対応策

１．国際犯罪組織の活動を助長する犯罪インフラの実態
１－１　国際犯罪組織の概況 Ⅲ-1
１－２　偽装結婚 Ⅲ-6
１－３　旅券等証明書偽造 Ⅲ-8
１－４　不法就労助長・不法入国斡旋 Ⅲ-10
１－５　地下銀行 Ⅲ-16
１－６　欧州における不法入国の流れと特徴 Ⅲ-18

２．国際犯罪組織の活動を助長する事犯に対する取組 Ⅲ-26
２－１　欧州連合レベルの取組 Ⅲ-26
２－２　イギリスの取組 Ⅲ-30
２－３　ドイツの取組 Ⅲ-34
２－４　フランスの取組 Ⅲ-35

Ⅰ．　外国人受入制度

１．　イギリス

１－１　出入国管理制度

１－１－１　現行制度の概要

近年のテロ対策強化の方針もあり、国境管理が厳格化されてきている。2006 年には「虹彩認識入国システム（Iris Recognition Immigration System：IRIS)」の開始、2007 年からは入国査証の取得のための指紋採取の義務化、2009 年からは事前旅客情報の提供の義務化など、入国者情報を把握するための制度が次々と導入された。また、ヨーロッパの大多数の国々とは異なり、「シェンゲン協定（Schengen Agreement)」[1]に加盟していないため、特定のケースを除いて[2]独自の国境管理が行われている。

また、欧州経済領域（EEA）諸国[3]・スイス国民以外の者を出入国管理の対象として、「入国許可（leave to enter)」の取得を求めている。「入国許可」の取得のためには、渡航前に「エントリー・クリアランス（entry clearance)」（査証（ビザ）に相当）を取得することが必要な制度となっている。

（１）規則

出入国管理の準拠法令は、「移民・庇護及び国籍法（Immigration, Asylum and Nationality Act)」、「移民規則(Immigration Rules)」、および内務省から発行される各種ガイドラインである。「移民規則」と内務省のガイドラインには、出入国、および在留管理に関する具体的な方法が規定されている。

（２）担当部局

出入国管理は、「内務省(Home Office)」の執行機関である「英国国境局(UK Border Agency)」の管轄である。「英国国境局」は、2008 年 4 月、税関と査証発給機関である「UK ビザ(UK Visas)」が「国境移民局（Border and Immigration Agency)」に編入されて新たに発足した。移民、亡命希望者、国境管理の政策と実行に責任を担っている。

---

[1] ヨーロッパの国家間において、出入国審査なしに国境を越えることを許可する協定。現在、25 カ国が加盟している。域外からの入国者は、加盟国の中で最初に入国する国で入国審査、最後に出国する国で出国審査を受けるが、それ以外は原則的に出入国審査の対象とならない。加盟国は以下の通り：オーストリア、ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス

[2] イギリスは、アイルランド・マン島・チャネル諸島の間で、「共通旅行地域(Common Travel Area)」を設定しており、同地域内の移動は出入国審査の対象とならない。

[3] 欧州経済領域(European Economic Area:EEA)国は、EU にアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを加えたもの。

（３）外国人入国者・出国者の把握手段

①虹彩認識入国システム（Iris Recognition Immigration System：IRIS）

2002 年にヒースロー空港で行われた実証実験を経て、2006 年に導入された。「虹彩認識入国システム（IRIS)」に瞳の虹彩写真を登録した旅行者は、IRIS ゲートを通過するだけで入国審査をパスすることができる。現在、IRIS に登録できるのは、イギリス国民、EEA 諸国国民、イギリス永住者、半年に 2 回以上イギリスを訪問する者などに限られている。

②入国査証の取得のための指紋採取

2007 年以降、入国査証（エントリー・クリアランス）取得のために、指紋の採取が義務付けられた。さらに 2009 年からは、入国査証の取得者、「生体認証滞在許可（Biometric Residence Permit:BRP)」[4]の取得者を対象に、再度空港にて指紋の採取を行うことが義務化された[5]。

③事前旅客情報（Advance Passenger Information：API）[6]

2009 年から、航空会社は、出発空港において搭乗した旅客の情報（パスポート記載事項）を、イギリス到着前に「英国国境局」に提供することが義務付けられた。「イー・ボーダーズ」とよばれる電子システムが使用されており、航空会社は旅客により提出された情報を「イー・ボーダーズ」を通して届け出る。このことにより、「英国国境局」はイギリス滞在が好ましくない人物、イギリスにとって脅威になりうる人物を事前に照合することができる。

---

[4] 「生体認証滞在許可(BRP)」については後述。

[5] http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/travellingtotheuk/Enteringtheuk/fingerprint-checks-at-border/

[6] http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/travellingtotheuk/beforetravel/advanceinfopassengers/

１－１－２　査証の種類と免除要件

イギリスへの入国には、「入国許可（leave to enter)」の取得が必須であるが、「居住権（right of abode)」を有するイギリス市民、またEEA諸国・スイス国民とその家族は、「入国許可」の取得を免除される。「入国許可」を取得するためには、渡航前に「エントリー・クリアランス（entry clearance)」を取得することが必要である。但し、「査証不要国（Non-Visa Nationals)」に指定されている国の国民は6ヶ月未満の滞在の場合、「エントリー・クリアランス（entry clearance)」の取得が免除される。「エントリー・クリアランス」は、「査証必要国（Visa Nationals)」[7]の国民に対しては「査証（Visa)」として、「査証不要国」の国民に対しては「入国許可証（entry certificate)」の形態をとる[8]。

イギリスの国境管理概要[9]

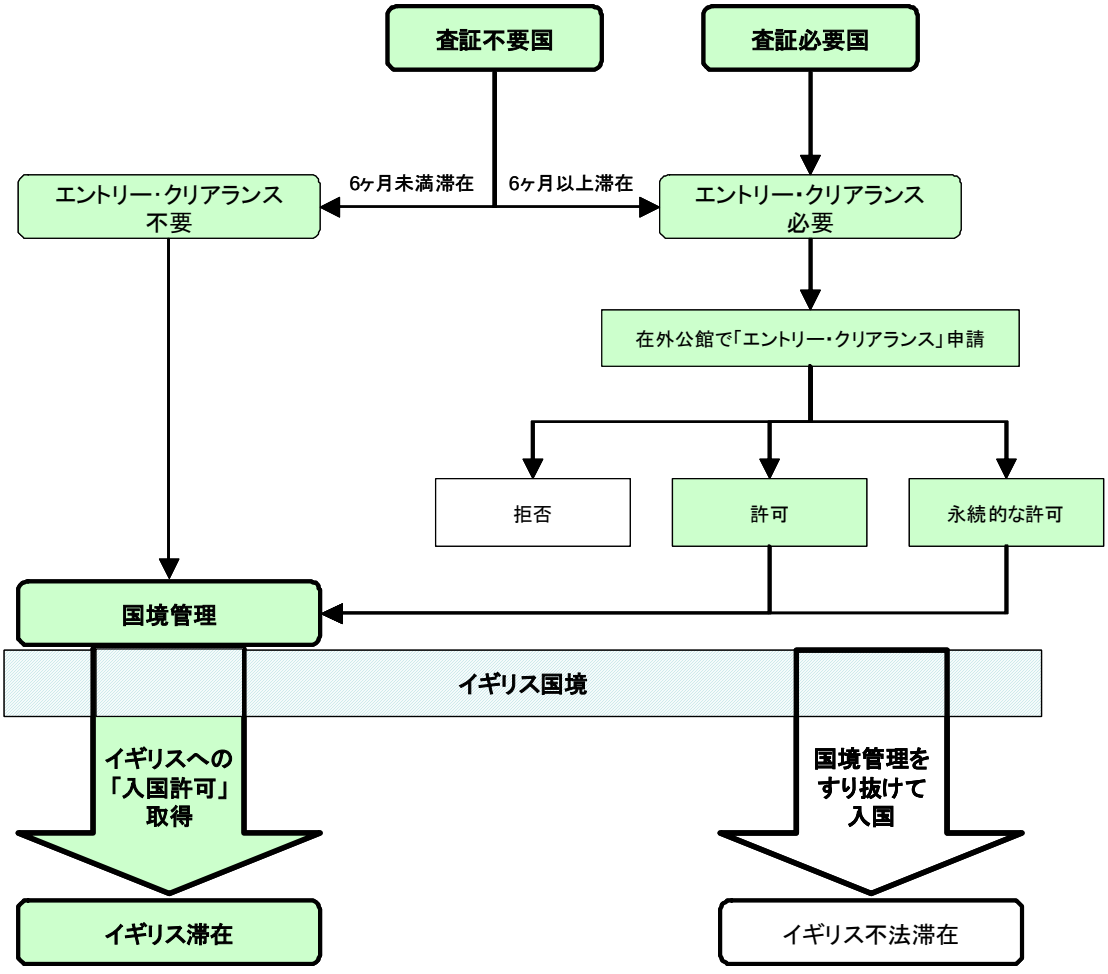

[7] EEA諸国・スイス、及び「査証不要国」に指定された国以外の全ての国。
[8] 「移民規則」パート1：25
[9] Home Office(2009) “Control of Immigration Statistics United Kingdom 2008”を元にMRI作成

（１）査証の種類

「エントリー・クリアランス」には、以下の区分が設けられている[10]。

「エントリー・クリアランス」のカテゴリー[11]

カテゴリー	タイプ
①訪問	一般訪問者
	商用訪問者
	エンターテイナー
	家族訪問者
	特別訪問者
②学生	ポイント制　第4層
③労働	ポイント制　第1層
	ポイント制　第2層
	ポイント制　第5層
	雇用（ポイント制外）
④定住	定住
	家族再統合
⑤通過	通過
⑥免除	EEA
	労働
	免除身分
⑦その他	英連邦王国
	その他

１）訪問[12]

「訪問」のカテゴリーは、イギリスへの短期間の滞在の予定者に適用される。

「訪問」のエントリー・クリアランスを取得するために証明すべき事項

- イギリスへの訪問が、6ヶ月未満であること。
- 訪問終了後に、イギリスを発つことを意図していること。
- イギリス滞在の間、就労や公的な資金に頼ることなしに、自分自身を養う十分なお金を持っていること。
- 有給又は無給の仕事に就く意図がないこと。

２）学生[13]

2009年3月31日以降、イギリスで勉強しようとする学生は、ポイント制第4層の「エントリー・クリアランス」の取得を義務付けられた。但し、イギリスでの滞在が 6 カ月未満

[10] http://www.vfs-uk-jp.com/japan/visafees.aspx
[11] “UK Visas”のウェブ・サイトを元にMRI作成
[12] http://www.ukvisas.gov.uk/en/howtoapply/infs/inf2visitors
[13] http://www.ukvisas.gov.uk/en/howtoapply/infs/inf5students

で、就労の意図がなく、かつ滞在を延長しようとする意図がなければ、「学生訪問者」（「訪問」カテゴリーの一つ）のカテゴリーで入国することが可能である。

３）労働

「労働」のカテゴリーは、ポイント制第 1 層、第 2 層、第 5 層、ポイント制外に分けられている。なお、第 3 層は、『低技能労働者が対象であるが、EU 域内の労働者の受け入れで充足されていることから、現在のところ運用されていない。

第 1 層：『高度技能者、企業家、投資家などの経済発展に貢献する高度技術を有する者』
第 2 層：『看護師、エンジニアなどの国内で不足している技能を有する者』
第 5 層：『スポーツ関係者、エンターテイナー、チャリティー・ワーカーなどの一時的労働者』

４）定住

「定住」のカテゴリーは、下記の者に適用される。

- イギリスに定住している者の配偶者、シビル・パートナー、婚約者、未婚パートナー、同性パートナーとして、イギリスに定住を希望する者[14]。
- 既にイギリスに居住している者の家族として、イギリスに定住を希望する者[15]。

５）通過[16]

「査証必要国」の国民あるいは難民などは、イギリスを通過して他の国に行く場合に、「通過」のエントリー・クリアランスの取得が必要である。

６）免除[17]

「免除」のカテゴリーは、EEA 諸国・スイス国民及びその家族、外交官などに適用される。入国管理の対象外であり、エントリー・クリアランスの取得は必要ない。

（２）免除要件

１）EEA（欧州経済領域）諸国・スイス国民[18]

EEA 諸国・スイス国民、及びその家族は、イギリスで居住・就業する権利を有し、入国管理の対象とならない。無条件に 3 ヶ月間の居住権（right of residence）が付与される。

---

[14] http://www.ukvisas.gov.uk/en/howtoapply/infs/inf4husbandswivespartners
[15] http://www.ukvisas.gov.uk/en/howtoapply/infs/inf6familymembers
[16] http://www.ukvisas.gov.uk/en/howtoapply/infs/inf20transit#Q1
[17] http://www.ukvisas.gov.uk/en/howtoapply/visafees/visafeesexempt
[18] http://www.ukvisas.gov.uk/en/howtoapply/infs/inf18eeaswissnationals#Q3

但し、当該者がイギリスの社会保障の負担となる場合には、居住権は失効する。上記該当市民及びその家族が、3 ヶ月以上の居住を希望するには、「有資格者」（求職者、被雇用者、自営業者、自活者（経済的に自分自身を扶養できる者)、あるいは学生としてイギリスに滞在する EEA 諸国・スイス国民）でなければならない。

２）査証不要国（短期滞在における「エントリー・クリアランス」免除国）[19]

「査証不要国」として指定された国の国民は、通常 6 ヶ月以内の短期滞在の場合、「エントリー・クリアランス」の取得が免除される。

「査証不要国」

アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、香港、日本、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、南アフリカ、韓国、米国など

１－１－３　エントリー・クリアランス申請手続きと必要書類

（１）エントリー・クリアランス申請手続き

「エントリー・クリアランス」の申請は、渡航希望日の 3 ヶ月前より可能。

申請手順[20]

①“Visas4UK”のウェブ・サイト[21]で、オンラインのエントリー・クリアランス申請用紙に入力、同時にエントリー・クリアランス申請センターでのオンライン予約を取得

[19] http://www.vfs-uk-jp.com/japan/faqs.aspx
[20] http://www.vfs-uk-jp.com/japan/applying.aspx
[21] http://www.visa4uk.fco.gov.uk/

Visa4UK のウェブ・サイト

②申請者本人がエントリー・クリアランス申請センターへ出向く

持参書類

- 記入済みのエントリー・クリアランス申請用紙
- パスポートまたはトラベルドキュメント
- パスポートのコピー
- 申請料金
- 必要提出書類[22]とすべてのコピー

※5 歳以上の全ての申請者は、エントリー・クリアランス申請センターで指紋採取と写真撮影を行う

③エントリー・クリアランス発給は、「英国国境局」の審査官により決定される。必要な場合は、英国大使館での面接を実施する

④エントリー・クリアランス発給

[22] 必要提出書類は、「エントリー・クリアランス」のカテゴリーによって異なる。

イギリスのエントリー・クリアランス申請の手続き[23]

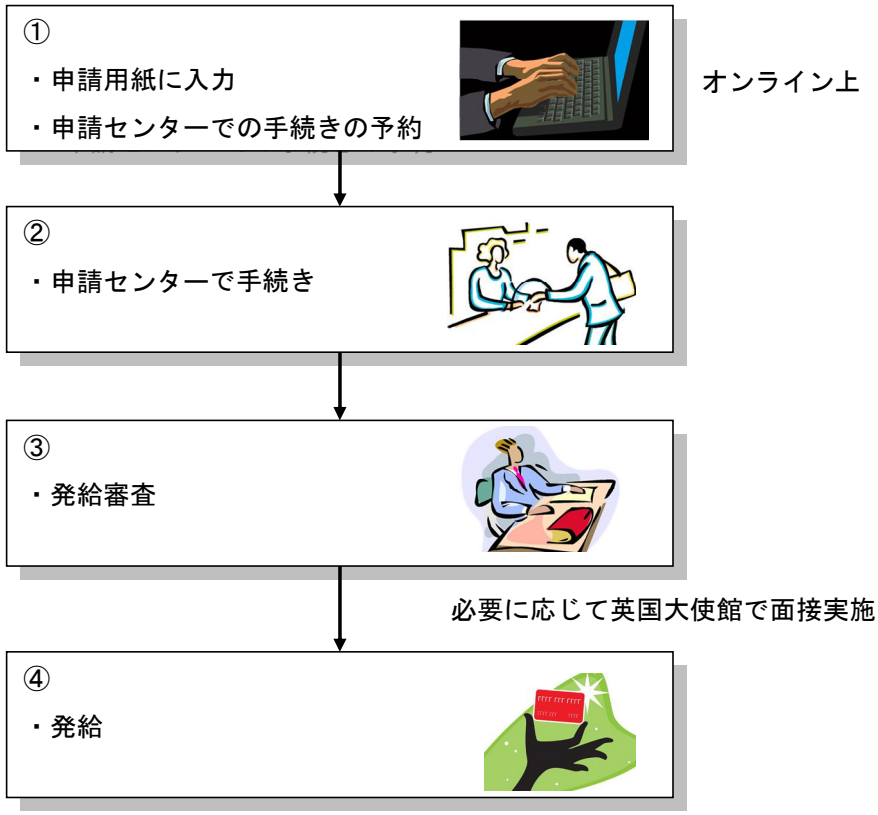

（２）入国拒否事由

「移民規則」パート９の規定により、「エントリー・クリアランス」又は「入国許可」は、下記の事由により拒否される。

a) 「移民規則」に記載されていない目的のために、入国が企図された場合
b) 現在、国外退去の命令を受けている者が、入国を企図した場合
c) 出入国審査官に対して、有効なパスポート、又は自身の身元と国籍を十分に証明するためのその他のドキュメントを示すことができない者が、入国を企図した場合
d) 「共通旅行地域（common travel area)」への入国の意図を持ってイギリスに入国する者が、イギリスの出入国審査官に対して、他の地域の出入国権限者に受け入れられることを納得させられない場合
e) 「査証必要国」の者が、出入国審査官に対して、パスポート又はその他の身分証明ドキュメントと共に、入国が企図された特定の目的のために発行された有効なイギリスの「エントリー・クリアランス」を示すことができない場合
f) 国務長官が、イギリスからの追放が公共の利益をもたらすと指示した場合

[23] VFS のウェブ・サイトの情報を元に MRI 作成
http://www.vfs-uk-jp.com/japan/applying.aspx

g) 当該者をイギリスに入国させることが医療的な理由のために好ましくないという医療監査官からの認定を、正当化できる理由を出入国管理者が有している場合
h) 虚偽のドキュメントや情報に基づいて申請がなされた場合
i) 過去にイギリスの移民法に抵触したことがある者が、入国を企図した場合

１－２　在留管理制度

１－２－１　現行制度の概要

これまでイギリスは、厳しい出入国管理体制を敷く一方で、外国人に対する在留管理が弱かったと指摘されてきた。住民登録や外国人登録のような包括的な管理制度が整備されておらず、在留外国人の把握が困難であったことに起因している。しかしながら、近年、テロ対策を強化する方針が示されたことにより、外国人の在留管理のための制度が構築されてきている。2008 年には、移民「ポイント制」の導入による外国人労働者や学生を対象とする「保証者制度」、外国人に対する滞在延長時の「生体認証滞在許可（ID カード)」の取得が義務化された。2009 年、労働党政権下で、英国全市民を対象とする生体認証 ID カードの発給が開始されたが、現保守党政権により廃止が決定された[24]。但し、外国人向けの生体認証 ID カードは廃止されていない。

（１）在留管理の種類

①保証者（sponsor）制度

2008 年の移民「ポイント制」導入により、不法在留者対策として新たな在留管理の仕組みが構築された。本制度は、移民の技能や経験を点数化し 5 段階の技能レベルに分類するものであるが、そのうち第 2～5 層（Tier 2～5）の申請者は、保証者による保証者証明書の提示が必要になる。保証者には、「英国国境局」があらかじめ認証した雇用主又は教育機関が就くが、保証を行った外国人に不審な動向がみられる場合、退職または雇用条件や職務内容等に変更あった場合は、速やかに「英国国境局」に報告することが義務付けられている。

②生体認証滞在許可（Biometric Residence Permit: BRP）[25]

2008 年 11 月に導入された制度で、EEA 諸国外からの外国人が、滞在を延長する場合には、「滞在許可」として生体認証 ID カードの取得が必要となる。本カードは、「生体認証滞在許可」と呼ばれ、イギリスでの滞在や労働の権利の証明になる他、銀行口座を開設する際などに身分証明証としても利用できる。現在、「生体認証滞在許可」の取得が義務付けられているのは、ポイント制の第 2 層・第 4 層などのカテゴリー該当者で、ポイント制の第 1

[24] http://news.bbc.co.uk/2/hi/8707355.stm
[25] http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/while-in-uk/do-i-need-id-card/

層や第 5 層の該当者は取得義務を持たない。

生体認証情報として、6 歳以上の者は、10 本全ての指紋と顔写真の提出が求められる。

生体認証 ID カードのサンプルと記載情報[26]

1. 所持者のデジタル・イメージ
2. 所持者の名前
3. カードの有効期限
4. カードの発行場所と日時
5. 許可の種類（移民カテゴリー）
6. 滞在中の所持者の権限（裏面13に続く）
7. カード番号
8. 所持者の署名
9. 生体認証チップ
10. 所持者の性別
11. 所持者の誕生日と出生地
12. 所持者の国籍
13. 滞在中の所持者の権限
14. 機械読み取り用

③警察での外国人登録

指定国の国民が、6 ヶ月以上滞在する場合は、入国から 7 日以内に居住地の警察で外国人登録[27]を行わなければならず[28]、パスポートと登録費が必要となる。

[26] UK Border Agency (2009) “Identity Card for Foreign Nationals”

[27] 「移民規則」パート 10：325-326 が規定（下記、参照）。
http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/immigrationlaw/immigrationrules/part10/

[28] http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/visitingtheuk/rightsandresponsibilities/resisterwiththepolice/

外国人登録が必要な指定国一覧[29]

アフガニスタン	アルジェリア	アルゼンチン	アルメニア	アゼルバイジャン
バーレーン	ベラルーシ	ボリビア	ブラジル	中国
コロンビア	キューバ	エジプト	グルジア	イラン
イラク	イスラエル	ヨルダン	カザフスタン	クウェート
キルギスタン	レバノン	リビア	モルドバ	モロッコ
北朝鮮	オマーン	パレスチナ	ペルー	カタール
ロシア	サウジ・アラビア	スーダン	シリア	タジキスタン
チュニジア	トルコ	トルクメニスタン	アラブ首長国連邦	ウクライナ
ウズベキスタン	イエメン			

（２）担当部局

「保証者制度」、及び「生体認証滞在許可」については、「内務省（Home Office)」の執行機関である「英国国境局」が管轄である。

（３）外国人登録証（有無と携行義務）

外国人登録証は存在しない。「生体認証 ID カード」は常時携行の義務はないが、イギリスの出入国時には、パスポートと共に提示する義務がある。

１－２－２　在留資格の種類と期間

在留許可は、「入国許可（leave to enter)」の取得によって付与される。「入国許可」が規定した期限を越えて滞在する場合には、滞在延長、すなわち「滞在許可(leave to remain 又は residence permit)」の取得が必要になる。「滞在許可」は、「無期限滞在許可」と「期限付き滞在許可」に分けられる。「滞在許可」は、前述の「エントリー・クリアランス」の種類に対応しているが、「エントリー・クリアランス」における「訪問」カテゴリーは、基本的には滞在延長することができない。

（１）永住（「無期限滞在許可」）

「無期限滞在許可」の取得者は、イギリスの出入国管理の対象外となる。移民のカテゴリー毎に、永住権の申請ができるか否か、また永住権の付与条件について規定されている。例えば、ポイント制第 1 層の移民は、下記の条件を満たした場合に永住権が付与される[30]。

a) 不法入国者でないこと
b) 合法的に 5 年間継続してイギリスに滞在していること
c) イギリスで経済的に活動していなければならないこと
d) 英語とイギリスでの生活についての十分な知識を有していること

[29] 「英国国境局」ウェブ・サイト
[30] 「移民規則」パート 6A：245E が規定。

（２）長・短期滞在（期限付き滞在許可）

「入国許可」が規定した期限を越えて滞在する場合には、滞在延長、すなわち「滞在許可(leave to remain 又は residence permit と呼ばれる)」の取得が必要である。移民のカテゴリー毎に、一度の申請で滞在を延長できる期間と条件が規定されている。例えば、ポイント制第１層の移民は、最長で３年間の滞在延長が可能である。

（３）外国人の把握手段

イギリスでは、外国人登録のような包括的管理制度は存在していない。

（４）治安機関への（定期的）出頭義務

治安機関への定期的な出頭義務はないが、指定国の国民が 6 ヶ月以上滞在する場合は、入国から 7 日以内に居住地の警察での外国人登録[31]が必要である[32]。登録には、パスポートと登録費が必要である。

[31] 「移民規則」パート 10：325-326 が規定（下記、参照)。
http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/immigrationlaw/immigrationrules/part10/
[32] http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/visitingtheuk/rightsandresponsibilities/registerwiththepolice/

２．ドイツ

２－１　出入国管理制度

２－１－１　現行制度の概要

（１）規則

2005 年移民法改正により、それまで 4 種類あった在留資格（滞在許可・滞在権・滞在認可・特別滞在）は、期限付き滞在許可(Aufenthalterlaubnis)と、無期限の定住許可(Niederlassungserlaubnis)の 2 種類に整理された。滞在の権利は、滞在の目的（雇用、職業訓練、人道的理由、呼び寄せ家族の移住等々）に応じて決定される[33]。

2005 年移民法改正による在留資格の変更

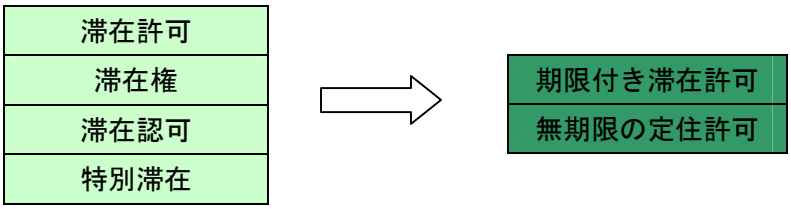

これまで、申請者は、滞在許可と就労許可の 2 つの申請手続きをそれぞれの窓口で行わなければならなかったが、この改正により、所轄の外国人局での滞在許可の申請時に就労申請もできることになった。

（２）担当部局

外国人受入は、連邦内務省(Bundesministerium des Innern：BMI)、連邦内務省連邦移民難民庁（Bundesamt für Migration und Flüchtlinge：BAMF）、連邦内務省行政庁(Bundesverwaltungsamt)、連邦労働社会省(Bundesministerium für Arbeit und Soziales)とその下部機関・窓口及び市町村の外国人局(Ausländerbehörde/Ausländeramt)が所管している[34]。

[33] http://www.auswaertiges-amt.de/diplo/en/WillkommeninD/EinreiseUndAufenthalt/Zuwanderungsrecht.html

[34] 連邦内務省ホームページ http://www.bmi.bund.de/

在留管理制度に関わる関係機関とその業務

機関名	ドイツ語名称	略称	業　務
連邦内務省	Bundesministerium des Innern	BMI	連邦移民難民庁に対する監督責任。 帰還民受入業務に関する監督責任。
連邦移民難民庁	Bundesamt für Migration und Flüchtlinge	BAMF	難民・庇護申請の受理・審査・受入。 自治体の外国人局と雇用機関間の調整。 統合政策の推進、広報活動。自治体での取組への支援。 難民の帰国促進、支援、広報。
連邦行政庁	Bundesverwaltungsamt	BVA	東欧からの帰還者の受入手続。
連邦労働社会省	Bundesministerium für Arbeit und Soziales	BMAS	就労命令・就労手続命令の制定。 連邦雇用機関の監督。 社会保障制度関連業務。
外国人局	Ausländerbehörde/Ausländeramt	ALB/ ALA	市町村レベルに設置。 滞在許可・居住許可・就労許可の許認可、発給・退去措置の実施。 難民と庇護申請の受理、申請者への滞在・居住・就労許可の発給。 家族呼び寄せ認定。

（３）外国人入国者・出国者の把握手段

在留外国人の情報は、滞在法の規定に従い、各市町村がそれぞれ収集し、連邦行政庁（Bundesverwaltungsamt）によって集約される。集約された情報は外国人中央登録法に基づき、外国人中央登録簿(Auslanderzentralregister)に登録される。この登録簿は、外国人に関する共用データベースとなる[35]。

人口の移動については、各州の住民登録をベースに集計され、転入出の記録はすべて「移民」に含まれる。但し、転入となるのは２ヶ月以上の滞在の場合のみである[36]。

[35] 滞在法(AufenthG)（ドイツ領域における外国人の滞在、就労及び統合に関する法律）第７編第４章 86 条から第 91e 条

[36] 統計局の年次報告書（STATISTISCHES JAHRBUCH）
http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/EN/Content/Statistics/Bevoelkerung/Wanderungen/Aktuell,templateId=renderPrint.psml

２－１－２　査証の種類と免除要件[37]

EEA 諸国及びスイス国民以外は、原則としてドイツ滞在のためには査証の取得が必要である。査証が必要となる国か否かについては、各国ドイツ大使館のビザ申請国別リストに示されている。

（１）査証の種類

「就労ビザ（滞在許可)」「学生ビザ」「ワーキングホリデー・ビザ」「長期滞在許可」「シェンゲン・ビザ」「トランジット・ビザ」に分かれている。

査証の種類と概要

種類	概要	対象国
①観光及び空港トランジット・ビザ	空港トランジット、90 日以内の観光・出張に際してビザの必要はない。	日本、韓国、オーストラリア、カナダ、イスラエル、ニュージーランド、スイス、米国、EU 加盟国等 67 か国[38]
②就労ビザ（滞在許可）	ビザ無しでドイツに入国した後に、就労目的の滞在許可 を申請することができる。	日本、韓国、オーストラリア、カナダ、イスラエル、ニュージーランド、スイス、米国、EU 加盟国
	入国前にドイツ大使館で就労ビザを申請し取得する必要がある。	上記以外の国
③学生ビザ	ビザ無しでドイツに入国した後に滞在許可を申請することができる。	日本、韓国、オーストラリア、カナダ、イスラエル、ニュージーランド、スイス、米国、EU 加盟国
	入国前に各国ドイツ大使館で滞在許可を申請し取得する必要がある。	上記以外の国
④ワーキング・ホリデービザ	若い人たちにドイツの文化や日々の暮らしに触れる機会を提供するためのもの。滞在可能な期間は 3 ヵ月以上 1 年以内で、最長 365 日、ドイツの職場で働くことができる。年齢は 18 歳以上で、申請時に 31 歳に達していないこと。申請できるのは 1 回限り。ドイツの大使館・総領事館で申請することができる。	ドイツとの 2 国間の合意による。
⑤長期滞在許可	90 日を超えてドイツに滞在する場合は、「滞在許可」を取得する必要がある。ビザ無しでドイツに入国した後に滞在許可を申請することができる。	日本、韓国、オーストラリア、カナダ、イスラエル、ニュージーランド、スイス、米国、EU 加盟国

[37] 在日ドイツ大使館ホームページ/在オーストラリアドイツ大使館ホームページ
http://www.tokyo.diplo.de/Vertretung/tokyo/ja/01__RK/VISA/__HAUPTBEREICH.html
http://www.canberra.diplo.de/Vertretung/canberra/en/01/Visabestimmungen/Visabestimmungen.html

[38] 在アメリカドイツ大使館ホームページ
http://www.auswaertiges-amt.de/diplo/en/WillkommeninD/EinreiseUndAufenthalt/StaatenlisteVisumpflicht.html

⑥シェンゲン・ビザ	シェンゲン協定により、右記の国々のうちいずれかの国の在外公館から発給された観光及び短期出張ビザは、これらの国々への入国に際して有効である。申請は常に主要訪問先である国の大使館・領事館で行なわなくてはならない。	オーストリア、ベルギー、デンマーク、チェコ共和国、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロヴァキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、 スイス
⑦トランジット・ビザ	旅行者の大多数は、飛行機でドイツを経由する際ビザを必要としない。しかしながら、右記国籍の者は、空港トランジット・ビザが必要である。空港トランジット・ビザは、国際線トランジット・エリア内での短時間の滞在だけを認めるものであり、同エリアを出ることも宿泊することもできない。	アフガニスタン、バングラディッシュ、コンゴ共和国、エリトリア、エチオピア、ガーナ、インド、イラン、イラク、ヨルダン、レバノン、ミャンマー、ナイジェリア、パキスタン、ソマリア、スリランカ、スーダン、シリア、トルコ等

（２）免除要件[39]

EEA 諸国及びスイス国民は、原則としてドイツ滞在のための査証取得が不要である。90 日未満の短期滞在の場合、日本国民は、査証を取得する必要は無い。

２－１－３　滞在許可申請手続きと必要書類[40]

（１）滞在許可申請手続き

①概要

就労目的で入国した外国人や 90 日を超えてドイツに滞在する者は、ドイツに入国後、直接、滞在地の外国人局へ滞在許可を申請することが必要である。

②手続きの順序

(a) 入国後 1 週間（都市によっては 2 週間）以内に居住地を管轄する住民登録局に住民届を提出する。

(b) 入国後 90 日以内に滞在地の外国人局で滞在許可の申請をする。

但し、 就労の場合は、管轄労働局(Arbeitsamt)で労働許可(Arbeitserlaubnis)を申請する。労働許可が交付されるまで約 6-8 週間を要する。労働許可と滞在許可が交付されるまでは就労できない。

---

[39] EU 移住自由法（Freizügigkeitsgesetz/EU-FreizügG/EU)、移民法第 2 章

[40] 在日・在米ドイツ大使館ホームページ：
http://www.tokyo.diplo.de/Vertretung/tokyo/ja/01__RK/VISA/__HAUPTBEREICH.html
http://www.germany.info/Vertretung/usa/en/04__Legal/02__Directory__Services/01__Visa/__Employment__Visa.html

（２）必要書類

滞在許可申請の為の必要書類

①住民登録証明書、パスポート、写真

②就労の場合は労働許可証

③滞在の目的を証明する書類

【赴任（駐在）】
・ドイツ語の会社推薦状

【ドイツでの就職】
・労働契約書のコピー又は雇用証明書（ドイツ語）

【ドイツの大学での就学】
・入学許可、受験通知、願書受け付け通知等
・学費、生活費、帰国旅費等に関する保証書

【語学研修】
・語学学校の入学許可
・学費・生活費用・帰国旅費等に関する保証書

【研究滞在の場合】
・ドイツの研究機関からの招待状
・滞在費用に関する証明（日本の病院・研究所等のドイツ語による証明）

【ドイツ人又はドイツに滞在している者との結婚及び結婚後の滞在の場合及びドイツに滞在する配偶者との同居の場合】
・結婚証明書（戸籍謄本のドイツ語訳）
・配偶者の給与証明、住民登録証明、住居に関する証明（賃貸契約書等の提示等）
・家族にも適用される健康保険に加盟している旨の証明
※ドイツ人と結婚している者は、ドイツに滞在する場合、ドイツ語の能力（A1 レベル）を証明する必要がある。

（３）入国拒否事由

入国が拒否されるケース

○国外追放事由が存在する場合
○真の滞在目的が、申請された目的と異なるという合理的な疑いが存在する場合
○入国を企図する外国人がシェンゲン・ビザのみを有し、あるいは短期の滞在によりビザ申請義務がない場合において、規定に反し労働する意図を持っている場合
○シェンゲン協定国境規則第５条の条件を満たさずに条約締結国に入国している場合

また、国外追放や強制送還などを受けたことのある外国人はドイツ連邦への再入国を認められない[41]。

[41] 外国人滞在法 11 条

２－２　在留管理制度

２－２－１　現行制度の概要

（１）規則

在留管理制度は、滞在法（AufenthG）（ドイツ域内における外国人の滞在、就労及び統合に関する法律）(2005 年１月施行、2010 年１月改正)及び就労命令（新規入国外国人の就労許可に関する命令：Verordnung über die Zulassung von neueinreisenden Ausländern zur Ausübung einer Beschäftigung-.BeschV）と、就労手続命令（国内居住外国人の就労手続および許可に関する命令： Verordnung über das Verfahren und die Zulassung von im Inland lebenden Ausländern zur Ausübung einer Beschäftigung-BeschVerfV）に定められている。

（２）担当部局

在留管理は、外国人登録簿法に基づき連邦移民難民庁が行う。実際の運営は、連邦移民難民庁からの委任と監督により、連邦行政庁が実施している。市町村ごとに設置されている外国人局が滞在許可・居住許可・就労許可の許認可・発給及び退去措置を実施する[42]。

（３）在留外国人登録証

滞在法の運用対象となる外国人は、基本法(Grundgesets)第 116 条第１項が定めるドイツ人でないすべての者を指す。但し、外国人のうち、EU 全域内での自由移動を認める法律に基づく法的地位を有する者は適用対象とならない[43]。

（４）難民在留管理

ドイツ国内移民・難民・庇護申請が許可されなかった者などの本国への自発的帰還の促進措置として、庇護申請者や難民を対象とした人道支援プログラムが実施されている。このプログラムは、ボスニア内戦などで流入した難民帰還に成果を挙げている。自発的帰還者数は次表のとおりである。

自発的帰還者数[44]

年	帰還者概数(人)
1999	49,500
2000	65,400
2001	8,700
2002	12,000
2003	11,700
2004	10,000
2005	7,500
2006	5,800

[42] http://www.bamf.de/、http://www.bva.bund.de/、
http://www.berlin.de/labo/auslaender/dienstleistungen/
[43] 滞在法第２条
[44] 連邦内務省ホームページ

２－２－２　在留資格の種類と期間

EEA 諸国以外の者が、3 ヶ月以上滞在する場合の在留資格は、「滞在許可(Aufenthalterlaubnis)」、「定住許可 (Niederlassungserlaubnis)」に区分される。「滞在許可」は期間に定めがあり、「定住許可」には期間の定めがない。EU 加盟国には、欧州共同体長期滞在許可(Erlaubnis zum Daueraufenthalt-EG)がある。その他、大学での就学・語学コース就学目的の滞在資格、家族呼び寄せに際しての滞在資格及び難民の滞在資格がある。

（１）定住許可[45]

永住許可に相当するものは、「定住許可」である。無期限の滞在・居住・就労が許可される。定住許可取得のためには、

①滞在許可を受けて 5 年以上経過していること

②生計費の確保に支障がないことを証明できること

③最低 60 か月の年金保険料等の支払い実績を有していること

④治安を脅かす存在ではないこと

⑤十分なドイツ語能力を修得していること

⑥ドイツの法秩序・社会秩序への理解の証明及び十分な居住空間が確保されていること、が条件となる。

また、学者・教授・科学者・専門家及び経営経験者などの高度人材は、比較的容易に定住許可を取得することが可能。50 万ユーロ以上の投資および 5 人以上の雇用創出に寄与する自営業者には、当初滞在許可が与えられ、事業成功時から 3 年後に定住許可が付与される。

その他、EU 加盟国における長期滞在資格を取得している外国人に対しては、欧州共同体長期滞在許可（定住許可同様無期限の滞在・居住許可）が与えられる。

（２）滞在許可[46]

3 か月以上の滞在には原則、「滞在許可」が必要である。「滞在許可」は滞在目的に応じて分類され付与される。滞在目的が限られた短期の滞在である場合、延長は原則認められず、延長が可能な場合も統合コース参加義務違反などがある場合には却下される。

[45] 滞在法第 9・19・21 条

[46] 滞在法第 8・19・22～26 条/長期ドイツ滞在の為の手引き（在日ドイツ大使館）

統合コース[47]

移民をドイツ社会に統合させることを目的とした教育コース（2005年1月の新移民法により実施開始）

○ 統合コースは計630時間

○ 600時間はドイツ語習得コース

○ 30時間はオリエンテーション・コース

これにより、「十分な語学能力」の習得及びドイツの法秩序、歴史、文化に関する基本的知識の習得を目指している。

研究目的の滞在には、就労目的とは別のより緩和された条件が設定されている他、国際法上・人道配慮・政治的自由に基づく例外項目が定められている。

就労に関しては原則、就労許可が必要である。

高等教育機関（大学、専門大学）での就学を目的とする外国人に対しては、就学の準備として行われる語学コースへ参加する場合も含めて、滞在法に基づき滞在資格が与えられる。語学コースの滞在期間は通常1年であるが、最長2年まで延長可能である。

（３）家族呼び寄せに際しての滞在資格[48]

呼び寄せる者がドイツ人である場合、呼び寄せられる者は配偶者・子供のいずれでも可。その際、結婚年齢、成立時期の制約はなく、また、就労も原則可能である。

呼び寄せる者が外国人である場合（EU加盟国の外国人は基本的に含まれない）、両配偶者の最低年齢は18歳以上でなければならず、また、呼び寄せられる配偶者はドイツ語能力を証明する必要がある。

外国人が子供を呼び寄せることが可能なケース

○当該外国人が人道的理由による滞在資格か定住資格を持つ場合

○両親の少なくとも一方が、滞在資格、定住資格または欧州共同体継続滞在資格の何れかを有し、かつ子供が両親の少なくとも一方と共にドイツで生活をしているという場合

※子供が16歳以上である場合、原則としてドイツ語能力の証明、あるいはドイツへの適応が可能である旨の証明を行わなければならない。

[47] http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis190/e_dis189.html

[48] 滞在法第25・28・30条

（４）難民の滞在資格[49]

難民の庇護に関する具体的管理行政、細目その他に関しては、庇護手続き法が規定する。難民庇護認定を受けた者は、最長 3 年間の滞在許可が与えられ、また延長も可能である。

（５）就労許可[50]

就労許可については、滞在法第 2 編第 4 章「就業目的での滞在」及び就労命令と就労手続命令により、就労の区分、制限、条件等が規定されている。就労許可は、労働市場と失業状況の関係を考慮した上で付与される。

就労許可は、就労許可が不要な者と、就労許可が必要な者とに大別される。就労許可が不要な者は、労働市場テストは必要ないが、就労許可が必要な者は、労働市場テストの要否により、さらに区分される。

就労許可が必要であり、かつ労働市場テストが必要なもの、つまり当該職種について、ドイツ人のみでは需要を満たし得ないことの証明がなされなければならない就労は、養成訓練を必要とする職と、養成訓練を必要としない職に分類される。

養成訓練を必要とする職業の雇用期間については、就労命令の同規定に則り、原則 3 年以内に限定される。また、養成訓練を必要としない職業の雇用期間については、就労命令の同規定に則り、季節労働者 8 ヶ月、その他 4 ヶ月となる。さらに、二国間協定に基づく請負・ゲスト労働者という就労形態が存在する。

就労許可の流れ[51]

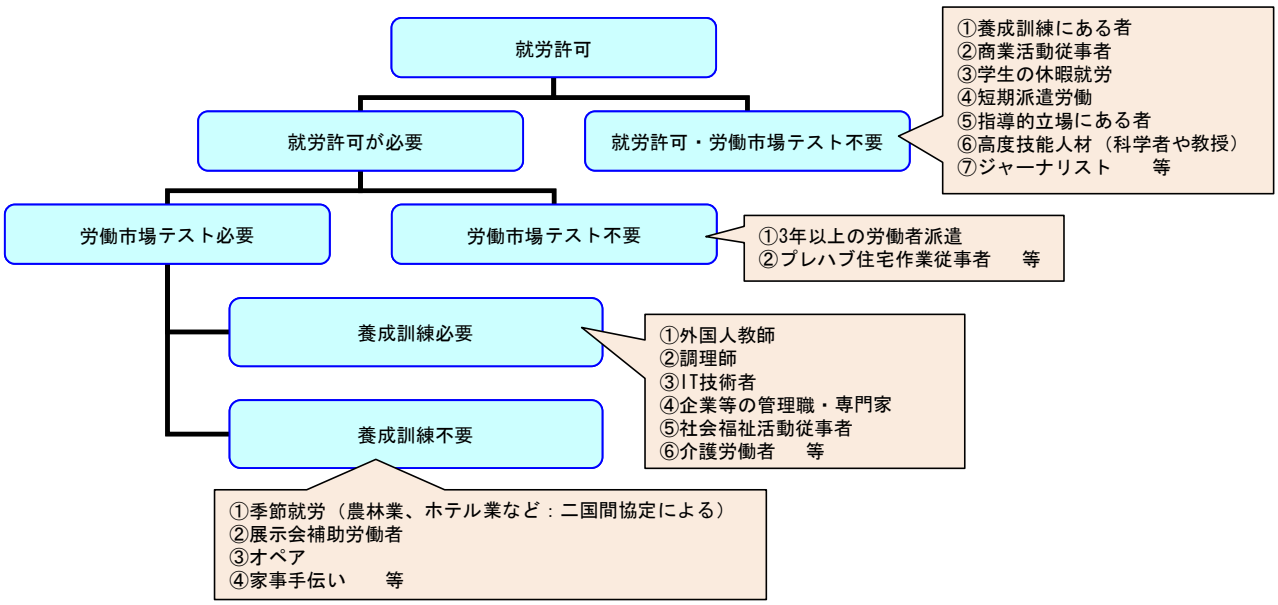

[49] 滞在法第 22～26 条
[50] 滞在法第 2 編第 4 章及び就労命令と就労手続き命令
[51] 各種資料を元に MRI 作成

（６）外国人の把握手段

ドイツにおける外国人の把握手段は以下のとおり。

①各市町村に設置されている外国人局が外国人の滞在及び居住を滞在許可・居住許可等の際に把握する。

②外国人に関する情報が登録局により、外国人中央登録簿に記録される。外国人中央登録簿は一般情報と滞在情報に区分される。一般情報には姓名・旧姓・性別・国籍が登録され、滞在情報には査証種類・発給官庁（大使館）名・発給日・申請日・写真が記録される。外国人には、外国人中央登録簿番号(AZR-Nummer)が付与される。収集データは、外国人局・連邦移民難民庁、連邦雇用機関・警察・検察・税関が使用できる。外国人雇用データは外国人中央登録簿に含まれ、新たなコード番号が付与される。また基本文書データバンクがあり、個人認証のための指紋押捺及び画像が記録され、テロ対策に使用される[52]。

③公共機関は、各外国人局がその任務遂行のために必要とする場合において、以下の情報を遅滞なく通知する義務がある[53]。

- 正規の滞在許可を持たず、かつ国外追放が未だに執行されていない外国人の滞在に関するもの
- その他の国外追放事由

④犯罪に関する情報は、外国人局ではなく管轄の警察に通知してもよい。その際、警察はその情報を遅滞なく外国人局に通知しなければならない[54]。

（７）治安機関への（定期的）出頭義務

外国人の治安機関への出頭義務はない。

[52] 外国人中央登録簿法（Gesetz über das Ausländerzentralregister: AZRG）及び外国人登録に関する法律の執行に関する規則
[53] 滞在法 87 条
[54] 同条

３．フランス

３－１　出入国管理制度

３－１－１　現行制度の概要

（１）規則

フランスにおける出入国管理制度は、「入国滞在法典（Code de l'Entrée et du Séjour des Etrangers et du Droit d'Asile：CESEDA)」において規定されている。CESEDA は 1945 年 11 月 2 日付オルドナンス（第 45-2658 号）に基づいて制定された法律であり、外国人の入国、滞在、家族の呼び寄せ、隔離措置、審査及び罰則、庇護権について規定している。また、CESEDA では移民の社会統合促進のための取組についても規定している。

2003 年より、フランスの経済社会の発展に貢献する高度人材の受入れを促進する一方で、既に入国している移民の家族の呼び寄せを厳格化する選択的移民制が導入されており、特に移民の家族の入国が制限されるようになった。選択的移民制の導入に係る法制度としては、「移民の抑制、フランスにおける外国人の滞在及び国籍に関する 2003 年 11 月 26 日の法律第 2003-1119 号」（以下、03 年法と表記)、「移民及び統合に関する 2006 年 7 月 24 日の法律第 2006-911 号」（以下、06 年法と表記)、「「移民の抑制、統合及び庇護に関する 2007 年 11 月 20 日の法律第 2007-1631 号」（以下、07 年法と表記）がある。

選択的移民制の導入に係る法制度の概要[55]

法律名	制定年	主な目的	概要
移民の抑制、フランスにおける外国人の滞在及び国籍に関する 2003 年 11 月 26 日の法律第 2003-1119 号	2003 年	選択的移民制の法制化	・ 一定地域外から査証申請する外国人の諮問登録 ・ 長期滞在許可を得るための滞在期間等の伸長
移民及び統合に関する 2006 年 7 月 24 日の法律第 2006-911 号	2006 年	高度人材の受入れ促進 家族の呼び寄せの厳格化	・ 高度人材受入れ促進（能力と才能ある外国人を対象に 3 年間有効・更新可能な滞在許可証を新設、出身国で専門的研究を行っている学生への滞在許可証の交付・更新を簡素化等） ・ 不法滞在者への正規滞在許可証を禁止 ・ 家族の呼び寄せ条件の厳格化（正規滞在期間を 1 年以上から 18 ヶ月以上に伸長、収入要件の期順の引き上げ） ・ フランス人との婚姻による滞在許可証条件の義務化（フランス国籍者との結婚期間を 2 年間から 3 年以上に引き上げ等） ・ フランスに 1 年以上滞在する外国人に対する「受入れ統合契約（CAI)」の締結が義務化
移民の抑制、統合及び庇護に関する 2007 年 11 月 20 日の法律第 2007-1631 号	2007 年	家族の呼び寄せの厳格化	・ 家族呼び寄せにおける DNA 鑑定の導入 ・ 入国前のフランス語の取得及び共和国的価値の理解の義務化

[55] 平出重保(2009)「フランスの移民政策の現状と課題」立法と調査 No.293 を元に MRI 作成

（２）担当部局

フランスにおける出入国管理の担当部局は、主に外務省、各県庁、警察署である。外務省は査証の発給を行う。また、入国後の滞在許可証の申請、手続きについては各県庁で行われている。

2007 年には、移民の管理、移民の社会統合の促進、移民の国家アイデンティティーの推進、移民送出国との社会的連携を推奨することを目的に「移民・統合・国家アイデンティティー・連帯開発省（Ministre de l’immigration, de l’intégration, de l’identité nationale et du développement solidaire)」が設置された。移民・統合・国家アイデンティティー・連帯開発省はフランスへの外国人の入国、滞在及び職業的活動の実施の条件についての規定を制定するほか、不法移民及び外国人に関する偽造書類防止対策、不法就労防止対策についても責務を負うこととなっている[56]。

移民・統合・国家アイデンティティー・連帯開発省の組織図[57]

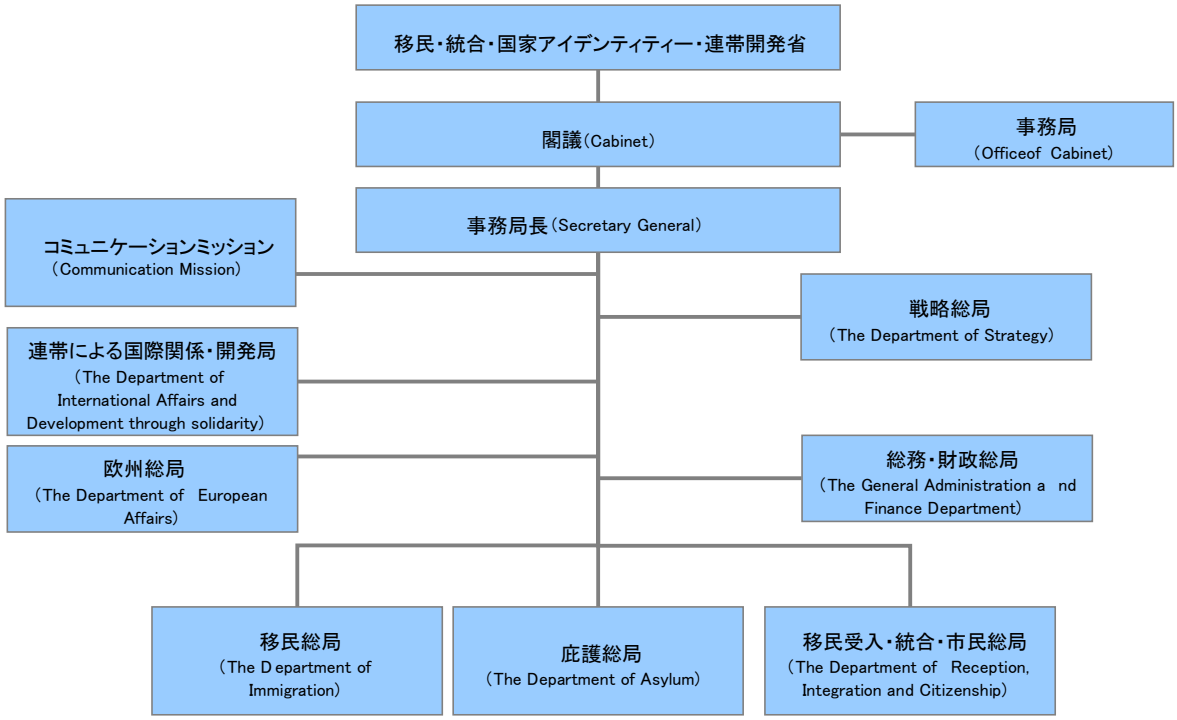

なお、移民の受入手続きについては、移民統合庁（Office Français de l’Immigration et de l’Intégration：OFII）が担当部局となっている。但し移民統合庁は 3 ヶ月未満の短期滞在者に対する政策には特段関与していない。

---

[56] 移民・統合・国家アイデンティティー・連帯開発省の権限に関する 2007 年 5 月 31 日のデクレ第 2007-999 号第 1 条

[57] 移民・統合・国家アイデンティティー・連帯開発省ホームページを元に MRI 作成

（３）外国人入国者・出国者の把握手段

EEA（欧州経済圏）出身者以外の外国人入国者数は入国管理時に記録されている。

なお、フランスに居住する外国人は滞在許可証の種類に係らず事前に行政機関に通知せずフランスを離れることが可能であるため、出国については記録が体系的に行われていない。但し、強制退去の件数は内務省において把握されている。

３－１－２　査証の種類と免除要件

（１）査証の種類

フランスにおける主な査証は、短期滞在査証（シェンゲン･ビザ 90 日以内）と長期滞在用査証(90 日以上)に分類される。用途別に必要となる主な査証の種類は以下のとおりである。

１）観光

観光等を目的とした 3 ヶ月以内の滞在の場合、査証を取得する必要は無い。ただし、「研究者」、「現地で報酬を受け取る場合」においては、滞在期間に係らずシェンゲン･ビザを取得する必要がある。なお、フランス海外県・海外領土に訪問する場合も同様の条件となる[58]。

3 ヶ月以上滞在する場合は、「ビジタービザ」を取得する必要がある。ビジター・ビザはフランスの公的機関に所属せず、かつ労働することなく 3 ヶ月を超えてフランスに滞在する場合適用され、1 年間有効である。ビジター・ビザの受給者は、フランス入国後 3 ヶ月以内に居住権管轄の OFII に出向き、戸籍及びフランスでの居住証明の提出、健康診断、各種書類(写真、申請料金)の提出を行わなければならない[59]。

２）商務

一般職、管理職として就労活動を行う目的で 3 ヶ月以上フランスに滞在する場合、「就労査証」を取得する必要がある。就労査証ではフランスに最長 1 年間滞在することが可能であり、1 年以上の滞在を希望する者は、査証の有効期限終了の 2 ヶ月前に、所管県庁にて滞在許可証を申請しなければならない。査証の申請は雇用主が行うこととなっており、雇用主は被雇用者（外国人）がフランスに到着する前に、OFII にて被雇用者の受入れ手続きを行い、OFII から許可が出た後当該国のフランス大使館にて申請を行う。就労査証の受給者はフランス入国後 3 ヶ月以内に居住権管轄の OFII に出向き、戸籍及びフランスでの居住証明の提出、健康診断、各種書類(写真、申請料金)の提出を行わなければならない。これらの手続きを怠ったものは不法滞在とみなされる[60]。

---

[58] 在日本フランス大使館ホームページ
[59] 在日本フランス大使館ホームページ
[60] 在日本フランス大使館ホームページ

３）留学

フランスの高等教育機関、また公立/私立の教育機関における学業を目的として、3 ヶ月以上のフランスに滞在する場合、「学生査証」を取得する必要がある。学生査証ではフランスに最長 1 年間滞在することが可能であり、1 年以上の滞在を希望する者は、査証の有効期限終了の 2 ヶ月前に、所管県庁または警察署にて滞在許可証を申請しなければならない[61]。なお、学生査証の保持者には、年間 964 時間以内の労働も認められている。学生査証の受給者はフランス入国後 3 ヶ月以内に居住権管轄の OFII に出向き、戸籍及びフランスでの居住証明の提出、健康診断、各種書類(写真、申請料金)の提出を行わなければならない。これらの手続きを怠ったものは不法滞在とみなされる[62]。

なお、学生査証の申請者に同行する家族は、「ビジター・ビザ」を申請することが可能である。

４）フランス人の配偶者

フランス人と結婚し 3 ヶ月以上フランスに滞在する場合、配偶者用査証を取得する必要がある。配偶者用の査証では半年間滞在することができ、半年以上の滞在を希望する場合は、査証の有効期限終了の 2 ヶ月前に、所管県庁または警察署にて滞在許可証を申請しなければならない[63]。配偶者用査証の種類が「ビジター・ビザ」であるため、就労することは出来ない。また、フランス入国後 3 ヶ月以内に市役所において結婚式を行う必要がある。

フランスにおける主な査証の種類

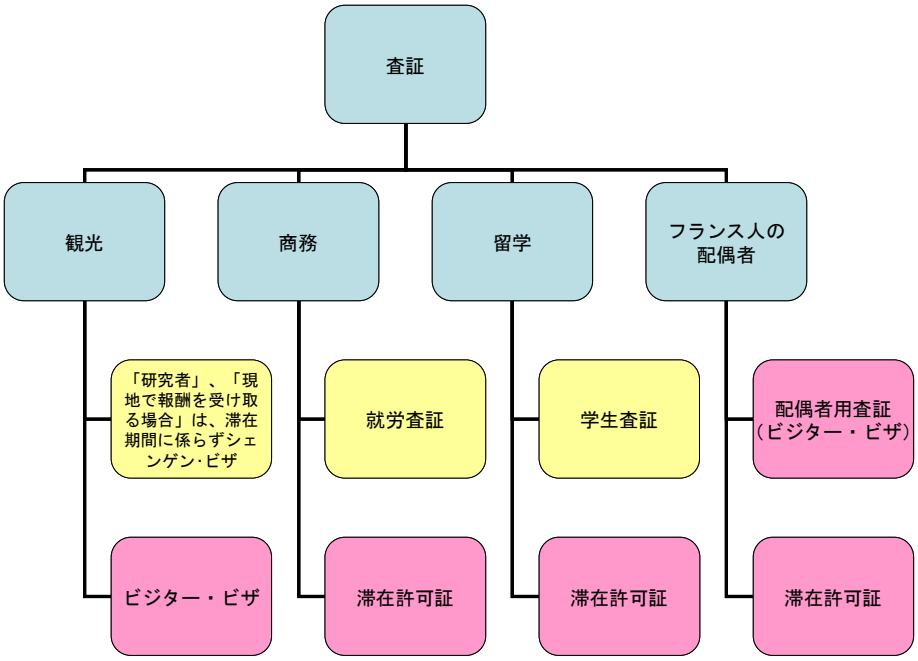

[61] 在日本フランス大使館ホームページ
[62] 在日本フランス大使館ホームページ
[63] 在日本フランス大使館ホームページ

（２）免除要件

90 日未満の短期滞在の場合、以下の国籍を有する国民は、査証を取得する必要は無い。

短期滞在の場合査証の取得が免除される国

アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、バミューダ、ボリビア、ブルネイ、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、日本、マレーシア、メキシコ、モナコ、ニカラグア、ニュージーランド、パナマ、パラグアイ、サンマリノ、シンガポール、韓国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラ、中国（マカオ、香港含む）

また、90 日以上の長期滞在であっても、フランスの海外県・海外領土出身者は、査証を取得する必要がない。

長期滞在の場合であっても査証の取得が免除される地域

フランス領ポリネシア、ニュー・カレドニア、ウォリス・フツナ、サンピエール島、ミクロン島 、マヨット

３－１－３　査証申請手続きと必要書類

（１）査証申請手続き

査証を申請するためには、必要書類を居住国のフランス大使館に対し提出する。査証の発行はフランス外務省が担当している。

（２）必要書類

１）短期滞在査証

短期滞在査証を取得するためには、以下の書類を提出しなければならない。

- 有効なパスポート
- 署名済みの査証申請書
- 写真 3 枚
- シェンゲン協定加盟国内に滞在することを証明する書類
- 滞在期間中の経済的基盤を有していることを証明する書類
- 旅行保険に加盟していることを証明する書類
- ビザの期限切れ前にシェンゲン協定加盟国を離れるという意志を表示した書類

２）長期滞在査証

観光、留学、就労等、滞在期間が 90 日を超える場合長期滞在査証を申請する。
長期滞在査証を申請するためには、以下の条件を満たさなければならない。

- フランスでの滞在期間をカバーする有効期限のあるパスポート
- 署名済みの査証申請書
- 写真
- 申請手数料
- フランスに長期滞在する目的を説明した書類(例：フランス人との結婚による移住等)

３－２　在留管理制度

３－２－１　現行制度の概要

（１）規則

フランスにおける在留管理制度について規定しているのは､CESEDA である｡CESEDA では、在留許可証明書の種類、対象者、取得条件を規定、また、就労に関する法律は労働法典において定められている。

（２）担当部局

フランスにおける主な在留管理制度の担当部局は移民・統合・国家アイデンティティー・連帯開発省、OFII、内務省および難民・無国籍者保護局（OFPRA）である。OFII は EEA（欧州出身者以外）の外国人の受入れ手続きを担当し、在留許可証は内務省が発行している。OFPRA は亡命申請に係る手続き等を担当している。

（３）外国人登録証

CESEDA において外国人登録書及びその携行義務に関する規定はない。06 年法の施行により、フランスに 1 年以上滞在する外国人に対する「受入れ統合契約（CAI)」の締結が義務化されており、外国人は居住する県と契約を締結する。

３－２－２　在留資格の種類と期間

（１）永住

「一時滞在許可証」（次項参照）を 5 年間継続して有しており、「居住許可証」を取得した外国人は　フランスの永住権を得ることが出来る。

（２）長・短期滞在

3 ヶ月以上フランスに滞在する外国人は、「滞在許可証」を取得しなければならない。
滞在許可証対象者に応じては次のように分類される。

１）一時滞在許可証

①一時滞在許可証（1 年間）

有効期間が最大 1 年間の一時的滞在許可証の対象者は、訪問者、学生、研修生、学術者、芸術･文化的職業従事者、被雇用者/一時的雇用者、家族であり、それぞれ取得要件が異なる。一時滞在許可証は更新することが出来る。なお、訪問者はフランスで職業に従事していない旅行者等が対象となるが、送金や貯金等により生計が立てられることが証明されれば一時滞在許可証を更新することが可能である。

②一時滞在許可証（3 年間）

有効期間が最大 3 年間の一時的滞在許可証の対象者は、季節労働者および給与所得派遣者である。季節労働者は主にフランスと二国間協定を締結している旧アフリカ植民地からの労働者を指す。また、給与所得派遣者とは、フランスの法定最低賃金の 1.5 倍以上の給与を取得していることが証明できる就業者を指し、高度人材を想定している。

２）一時滞在許可証（「能力・才能」）

06 年法により新設された滞在許可証であり、フランスの経済発展に寄与する高度人材の受入れ強化を目的として導入された。フランス及び移民の送出国の双方の経済、科学、文化、スポーツ等の分野の発展に貢献すると考えられる人物に対して発行される滞在許可証であり、3 年間有効である。「能力・才能」の滞在許可証を取得した外国人は申請した活動に係るいずれの職業にも従事することが可能となるほか、申請者の配偶者、未成年の子どもについては家族呼び寄せて続きを行わずにフランスに滞在することが可能となるなど特権がおおい。また、配偶者には、「私的・家族生活」の滞在許可証が与えられ、労働することも可能である。なお、対象者の評価基準を審査する「能力と才能中央審議会（La Commmision nationale des competences et des talents)」も創設された[64]。

３）退職者用滞在許可証

フランス国外に居住し、退職者年金受給証明書を有する退職者に対して発行される。本許可証の所有者は 1 年以上連続して滞在することは出来ない。有効期間は 10 年である。

４）居住許可証

一時許可証の更新により、5 年連続してフランスに滞在したことを証明できる場合居住許可証を申請することが出来る。有効期間は 10 年間であり、更新可能であるため実質的な永住権となる。

---

[64] 「世界の厚生労働 2010」、p. 102

５）一時的労働許可証

一時滞在許可証の条件を満たさない外国人を対象として発行される許可証であり、雇用者との雇用契約を締結していること及び健康診断証明書を有していることが発行の条件となる。有効期間は９ヶ月であり、最長９ヶ月更新することが可能である。滞在許可証には、滞在許可証の種類、本人及び配偶者の姓名、出生日と出身地、性別、国籍、所持者の写真、フランスへの入国日、職業、住所等が記載される。

滞在許可証の種類及び期間の一覧表[65]

滞在許可証の種類	有効期間	対象	概要
一時滞在許可証(Le Carte de sejour temporaire)	1 年間（更新可能）	訪問者（ビジター）	フランスの公的機関に所属せず、かつ労働することなく 3 ヶ月を超えてフランスに滞在する場合に適用。
		学生	フランスの高等教育機関、また公立/私の教育機関における学業を目的として、3 ヶ月以上のフランスに滞在する場合に適用
		研修生（インターン）	出身国における職業訓練の一環としてフランスにおけるインターンシップに参加する等の場合に適用。
		研究者	公的又は私立の高等教育機関に属し、修士号もしくはそれに相当する学位保持者がフランスに置いて研究活動を行う場合に適用。
		芸術・文化活動	芸術・文化活動に関する職業に 3 ヶ月以上従事する場合に適用。
		職業従事者	一般職、管理職として就労活動を行う目的で 3 ヶ月以上フランスに滞在する場合に適用。
		私生活・家族	家族用滞在許可証。労働可能。
	3 年間（更新可能）	季節労働者 給与所得派遣者	季節労働者は主にフランスと二国間協定を締結している旧アフリカ植民地からの労働者を指す。 給与所得派遣者とは、フランスの法定最低賃金の 1.5 倍以上の給与を取得していることが証明できる就業者に適用。
一時滞在許可証（「能力・才能」）	3 年間（更新可能）	フランス及び移民の送出国の双方の経済、科学、文化、スポーツ等の分野の発展に貢献すると考えられる人物	06 年法により新設された滞在許可証。フランスと移民の送出国の双方の経済、科学、文化、スポーツ等の分野の申請した活動に係るいずれの職業にも従事することが可能。申請者の配偶者、未成年の子どもについては家族呼び寄せて続きを行わずにフランスに滞在することが可能。
退職者用滞在許可証	10 年間	フランス国外に居住し、退職者年金受給証明書を有する退職者	1 年以上連続して滞在することは出来ない

[65] CESEDA、その他資料を元に MRI 作成

居住許可証（Carte de Resident）	10年間（更新可能）	5年連続してフランスに滞在している外国人	5年連続してフランスに滞在したことを証明できる場合に適用。
一時的労働許可証	9ヶ月（最長9ヶ月更新することが可能）	雇用者との雇用契約を締結していること及び健康診断証明書を有している者	一時滞在許可証の条件を満たさない外国人を対象。

（３）外国人の把握手段

フランスに滞在している外国人に関する情報は、内務省によってシステム上で管理されており、本システムを用いてフランス在住の外国人の動向ついて把握することが可能である（根拠法：CESEDA　D.611-1）。

システム上で管理されている項目[66]

○外国人の身分　○国内ID番号　○住所　○親子関係
○家庭状況　○ファイル管理用データ　○フランスへの入国条件
○ビザの種類　○保証人　○職業
○所持している滞在許可証　○その他

2003年以降、フランスでは外国人の社会統合のため、「受入れ・統合契約（CAI）」が施行されている。本契約は、新たにフランスに到着した外国人と県知事との間で個別に締結され、1年ごとに更新されなければならない。また、2003年以降、フランスへの居住を目的とした外国人の課題を1箇所の窓口で処理するために「外国人の受入プラットフォーム」が設置されている[67]。フランスに合法的に滞在することが許可された外国人は、入国後居住地域毎に設けられた「受入れプラットフォーム」において健康診断を受診することが義務付けられている。なお、「受入れプラットフォーム」は2003年の導入以降、外国人が多く居住する地域から順次設置されており、外国人比率が高いイル・ド・フランス、ローヌ・アルプといった地域から設置されている[68]。

（４）治安機関への出頭義務

CESEDAにおいて治安機関への出頭義務に関する規定はなされていない。新規にフランスに入国した外国人は、OFIIに出頭しフランス入国後3ヶ月以内に居住権管轄のOFIIに出向き、戸籍及びフランスでの居住証明の提出、健康診断、各種書類(写真、申請料金)の提出を行わなければならない。

---

[66] CESEDA　D.611-2による。
[67] 労働政策研究所(2008年)「欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合」労働政策研究報告書No.59、p.100
[68] 労働政策研究所(2008年)「欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合」労働政策研究報告書No.59、p.100

４．オランダ

４－１　出入国管理制度

４－１－１　現行制度の概要

（１）規則

オランダにおける出入国管理制度は「2000 年外国人法（The Aliens Act 2000 (Vreemdelingenwet 2000)」において規定されている。「2000 年外国人法」はオランダ以外の国籍を有する外国人のオランダへの出入国について規定する法律であり、2001 年 4 月より施行されている。同法では、外国人の入国、在留、監督（suprevision)、規制、出国等に係る制度及び難民申請に係る制度について規定している。

「2000 年外国人法」を補足する法令として、「2000 年外国人政令（the Aliens Decree 2000 (Vreemdelingenbesluit 2000, Vb 2000)」があり、「2000 年外国人法」の詳細について定めている他、行政レベルの法規として「2000 年外国人省令（The Regulations on Aliens 2000 (Voorschrift vreemdelingen 2000, Vv 2000)」が制定されており、行政官による移民政策の執行に係る規則が定められている。また、移民政策に携わる公務員のために、「2000 年外国人法実施規則（Aliens Act Implementation Guidelines 2000 (Vreemdelingencirculaire 2000, Vc2000)」が定められている[69]。

オランダにおける出入国管理制度に係る規則[70]

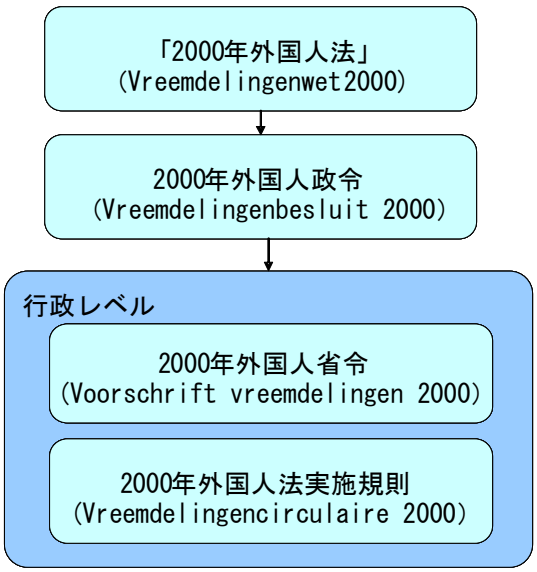

[69] IND(2008) Annual Report 2008, p.17
[70] IND Annual Report 2008 を元に MRI 作成

（２）担当部局

出入国管理に係る主要な担当部局には、法務省移民･帰化サービス局（Immigration and Naturalisation Service ：IND）及び外事警察（Aliens Police）がある。

１）法務省移民・帰化サービス局（IND）

出入国管理の担当部局は、法務省移民･帰化サービス局（Immigration and Naturalisation Service ：IND）である。IND は法務大臣に代わり、「2000 年外国人法」に定められた出入国管理を行う機関であり、オランダへの入国手続き、在留許可、難民申請等の受理及び審査を行う。また、オランダ国籍の取得に係る審査も担当している。

IND は外事警察（Aliens Police）及び王立軍警察（Royal Military Constabulary）と連携し、国境管理や不法滞在者の国外退去等を実施している。

なお、IND は移民関連法政策の実施機関であり、移民政策の立案及び移民政策に係る法整備はオランダ政府および議会において行われる[71]。

２）外事警察（Aliens Police）

各地域の警察機関には外国人に関する取組を行う「外事警察（Aliens Police)」が設置されている。外事警察の主な役割は、当該地域における在留外国人の確認、難民申請の支援、警察への届出義務の履行支援等である。また、在留申請が却下された外国人の国外退去を担当している。

（３）外国人入国者・出国者の把握手段

外国人入国者･出国者の数は IND 及び統計局が統計を管理している。IND は税関や入国管理局とも連携しながら、主な出入国港（スキポール空港等）の入国者・出国者等の把握を行っている。

４－１－２　査証の種類と免除要件

（１）査証の種類

１）観光

観光等を目的とした 3 ヶ月以内の滞在の場合、短期滞在用査証を取得する必要がある。短期滞在用査証の種類は次のとおり。

[71] IND ホームページ、URL：http://www.ind.nl/EN/inbedrijf/overdeind/uitvoering/
The IND is an enforcement organisation. The IND is not responsible for the actual policy or the applicable conditions. The immigration policy is laid down by the government and the Upper and Lower chambers.

①A 査証：トランジット（航空機乗り換え）用査証

次に示す国の国籍を有する外国人が、シェンゲン協定加盟国以外の国へ移動する際、トランジット（航空機乗り換え）のためオランダに一時入国する際は、A 査証の取得が必要となる。

シェンゲン協定に基づき、トランジットに査証が必要となる国(国籍)

アフガニスタン、イラク、イラン、エチオピア、エリトリア、ガーナ、コンゴ民主共和国、スリランカ、ソマリア、ナイジェリア、パキスタン、バングラデシュ

オランダの国内規則に基づき、トランジットに査証が必要となる国(国籍)

アンゴラ、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コロンビア、シエラレオネ、シリア、スーダン、ネパール

②B 査証：5 日未満の滞在用査証

シェンゲン協定加盟国のいずれかの国に最大 5 日滞在し、その後シェンゲン加盟国以外の国に移動する場合、オランダへ入国するためにはB 査証の取得が必要となる。

③C 査証：3 ヶ月以内の滞在用査証

観光、出張、会議やスポーツイベントへの参加、家族や友人の訪問等を主目的とし、オランダでの滞在期間が 3 ヶ月以内の場合は、C 査証の取得が必要となる。ただし、シェンゲン協定加盟国及び参考資料 2 に示す国の国籍を有する者については査証を得る必要はない。

なお、観光目的であっても、3 ヶ月以上オランダに滞在する場合は、居住許可（residence permit, Vergunning tot Verblijf）を取得しなければならない。

90 日未満の短期滞在用査証の種類[72]

査証の種類	対象者	目的
A 査証：トランジット(飛行機乗り換え）用査証	以下の国籍の者:アフガニスタン、イラク、イラン、エチオピア、エリトリア、ガーナ、コンゴ民主共和国、スリランカ、ソマリア、ナイジェリア、パキスタン、バングラデシュ、アンゴラ、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コロンビア、シエラレオネ、シリア、スーダン、ネパール	シェンゲン協定加盟国以外の国へ移動する際、トランジット（飛行機の乗り換え）のためオランダに一時入国する場合
B 査証：5 日未満の滞在用査証		シェンゲン協定加盟国のいずれかの国に最大 5 日滞在し、その後シェンゲン加盟国以外の国に移動する場合
C 査証：3 ヶ月以内の滞在用査証		観光、出張、会議やスポーツイベントへの参加、家族や友人の訪問等を主目的とし、オランダでの滞在期間が 3 ヶ月以内の場合

[72] IND 資料を元に MRI 作成

２）商務

オランダで就労する全ての外国人（EU 諸国を除く）は、有効な労働許可（Work Permit, Tewerkstellingsvergunning）及び有効な居住許可（Residence Permit, Vergunning tot Verblijf）の取得が必要となる。また、特定の国[73]を除き、オランダ入国に先立ち仮居住許可（provisional residence permit, Machtiging tot Voorlopig Verblijf：MVV）及び入国のための査証の取得が必要となる。

３）留学

留学を目的としてオランダに滞在するためには、有効な居住許可を取得しなければならない。また、特定の国[74]を除き、オランダ入国に先立ち仮居住許可を取得する必要がある。留学を目的とした仮居住許可を得るためには、IND の定める以下の要件を満たさなければならない。

①高等教育機関/大学に留学する場合

- IND の「オランダの高等教育における留学生にかかる規約」に署名し、且つ公的に登録された教育機関に在籍又は在籍予定であること。
- フルタイムコースに所属していること。
- 長期間の生活に耐え得る経済的基盤を有していること。
- 留学が一時的な入国であるということを認識していること。

②職業訓練学校に留学する場合

- オランダ政府に認可された教育機関に在籍又は在籍予定であること。
- フルタイムコースに所属していること。
- 訓練をするにあたり、オランダが最もふさわしい国であること。
- 職業訓練を行うことで、将来出身国に貢献することが出来ること。
- 長期間の生活に耐え得る経済的基盤を有していること。

なお、高等教育への留学の場合、居住許可証の申請は学校側が IND に対して行う。

（２）免除要件

シェンゲン協定加盟国及び参考資料 2 に示す国の国籍を有する者については、90 日未満の滞在の場合査証は免除される。但し、90 日以上滞在する場合には、国籍に係らず居住許可を取得しなければならない。

---

[73] 仮居住許可証の取得が免除されるのは、EU 加盟国、欧州経済領域（EEA）、スイス、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、日本、バチカン、モナコ、韓国の国籍を有する国民である。

[74] 免除される国は商務と同様。

４－１－３　査証申請手続きと必要書類

（１）査証申請手続き

１）短期滞在用査証

短期滞在用査証を申請するためには以下の書類を居住国のオランダ大使館に提出しなければならない。

- 有効なパスポート
- 渡航目的を示す証拠書類
- オランダ滞在中及び移動中の経費を負担することが出来ることを示す証拠書類
- 保証人（スポンサー）による誓約書
- 有効な健康保険に加盟していることを示す証明書類
- 移動手段の証明書類
- 出身国及び居住国へ帰国することを示す証明書類
- パスポート写真２枚

これらの書類を居住国のオランダ大使館に提出し査証の申請を行う。なお、査証の取得に係る経費は約 60 ユーロである。

２）仮居住許可（MVV）

90 日以上オランダに滞在する場合、仮居住許可（MVV）の取得が必要となる。但し、EU 加盟国、欧州経済領域（EEA)、スイス、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、日本、バチカン、モナコ、韓国の国籍を有する国民は仮居住許可の取得が免除される。

仮居住許可を申請するには、申請書を居住国のオランダ大使館に提出する。
申請に係る手続きは以下のとおりである。

①各国のオランダ大使館へ申請書を提出する。

②IND、外事警察によって、申請書の審査が行われる。審査結果は申請後６ヶ月以内に決定する。但し、特別な審査（例：外部組織を交えての審査等）が行われうる場合はこの限りではない。

③IND、外事警察による審査を合格した場合、申請者には「仮居住許可認定（authorization for temporary stay)」が付与される。これが査証となり、オランダへの入国が認められる。

なお、オランダ入国後は、仮居住許可を居住許可に切り替えなければならない。居住許可は毎年更新する必要があり、5 年が経過すると永住権の申請が可能となる。

（２）申請条件

仮居住許可（MVV）を申請するためには、以下の条件を満たさなければならない。

- オランダにおいて生活する上で十分な経済的基盤を有していること。
- 身元確認に関する書類を提出すること。
- 過去に犯罪で有罪判決を受けたことがないこと。

これらの条件を満たす場合に限り、居住国のオランダ大使館に申請を行うことが可能である。

（３）入国拒否事由

以下の条件を満たさないものは入国が拒否される場合がある。

- パスポートの有効期限が所定の期間あること。すなわち、各種査証の申請時に、査証の有効期限終了後から数えて３ヶ月以上の有効期限が残っていること。
- 社会秩序、社会安全、国家安全保障又はシェンゲン協定加盟国との国際関係に対して危険を及ぼさないこと（例：過去に有罪判決を受けている、加害者の容疑をかけられている、不法滞在等)。
- 入国を拒否する人物のリストに含まれていないこと。
- 長期間の生活に耐えうる経済的基盤を有していること。
- 入国の目的を十分な証拠を持って証明することが出来ること。

このような点を審査するため、IND は仮居住許可の申請者（外国人）が出身国に強い社会的、経済的繋がりを有しているかを確認する。また、オランダ訪問の理由についても内容に矛盾が無いものかを確認する。

４－２　在留管理制度

４－２－１　現行制度の概要

（１）規則

オランダにおける在留管理制度は「2000 年外国人法（The Aliens Act 2000 (Vreemdelingenwet 2000)」において規定されている。また、外国人労働者受入に関する法規として、「外国人雇用法（The Aliens Employment Act（Wet arbeid vreemdelingen, Wav）」がある。また、外国人労働者を不正に雇用した際の罰則規定として、「外国人雇用法の罰則規定（The Administrative Penalties for Aliens Employment Act（Wet bestuurlijke boete arbeid vreemdelingen）」が制定されている[75]。

（２）担当部局

在留管理に係る主要な担当部局は、IND である。

（３）外国人登録証（有無と携行義務）

3 日以上オランダ国内に滞在する場合、オランダ到着後 3 日以内（土日祝を含む）に当該

[75] IND(2008) Annual Report 2008, p.17

地域を管轄する外事警察に届出なければならない。なお、外国人登録証の有無および携行義務についてはINDによる長期滞在者用在留許可申請マニュアルには明記されていない。

４－２－２　在留資格の種類と期間

（１）永住

居住許可証を得て、5年以上連続してオランダに滞在している外国人は、INDに対し永住権（permanent residence permit）の取得を申請することが可能である。永住権の申請にあたっては、まずEU指令2003/109/ECに基づいた審査が行われ、審査に合格すると「EC長期滞在者（long-term resident - EC)」と認定される。その後、オランダの国内規則に照らした審査が行われる。

オランダにおいて永住権を申請するためには、以下の条件を満たさなければならない。

- 居住許可を取得し、5年以上連続してオランダに滞在していること。
- 家族との同居や就職等、一時的な滞在ではない目的で一時居住許可を有していること。
- 生活する上で十分な経済的基盤を有していること。
- オランダの社会秩序に対して危険を及ぼさないこと。
- オランダ社会に十分適応しており、オランダ語を読み、書き、話し、理解することが可能であること。オランダ語の能力は「市民統合試験（civic integration examination)」によって審査される。なお、「市民統合コース（civic integration course)」のA2レベルの受講を完了している者もしくは同等のディプロマを有している者には試験が免除される。

永住権の申請に必要な書類は以下のとおりである。

永住権の申請に必要な書類[76]

○　有効なパスポート
○　健康保険加入の証明書
○　現在の居住許可証
○　収入を証明する書類
○　オランダに5年間連続して滞在していることを証明する書類
○　「市民統合試験（civic integration examination)」のディプロマもしくは同等のディプロマ

（２）長・短期滞在

オランダの在留資格は滞在期間が90日を超えるか否かでその種類が分類される。90日を越える滞在の場合、居住許可証の申請が必要となる。

[76] IND ホームページ

①長期滞在(90 日以上)

外国人が 90 日以上オランダに滞在するためには、居住許可証を取得しなければならない。居住許可を申請するためには、オランダ入国日から 3 日以内（土日祝祭日を含む）に外事警察に連絡し、さらに IND テレフォンセンターに電話で居住許可申請のためのアポイントをとる。その後、指定日時に居住地を管轄する IND 支所に出向き、必要書類を提出して「居住許可」の申請手続きを行う。なお、2008 年より IND の支所(IND-Loket)が、以下の全国 9 カ所（ライスワイク(Rijswijk)、アムステルダム(Amsterdam)、ホーフトドルプ(Hoofddorp)、デンハーグ(Den Haag)、ロッテルダム(Rotterdam)、ズヴォーレ(Zwolle)、ユトレヒト(Utrecht)、デンボス(Den Bosch)、アイントホーフェン(Eindhoven)）に設置されている。

居住許可申請に必要な書類は以下のとおりである。

居住許可申請に必要な書類[77]

○ 申請書（指定用紙）
○ パスポート（残存期間が 13 ヶ月以上のこと）
○ カラー写真　　2 枚
○ 英文身分事項証明書（出生証明書、結婚証明書など）
○ 労働許可証
○ 雇用主の保証書
○ 英文健康保険証（日本の旅行者保険など）

また、オランダに 6 カ月以上の滞在を予定する者は、居住する自治体役所の住民登録課(GBA = Population Register)での住民登録が必要となる。2007 年より、従来税務署が発行していた SoFi 番号（社会保険納税者番号）に代わり、BSN(Burger Service Nummmer 住民登録番号)が導入された。居住地の自治体住民登録課で登録をすると、この番号が付与される。

②短期滞在（90 日未満）

90 日未満の短期滞在の場合、シェンゲン協定加盟国及び参考資料 2 に示す国の国籍を有する者については居住許可を取得する必要はない。

[77] 在オランダ日本商工会議所

シェンゲン協定加盟国

オーストリア、ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス

オランダへの在留許可制度をまとめると以下のとおり。

オランダへの在留許可制度[78]

滞在目的		必要な手続き	取得条件等
永住		永住権	- 居住許可を取得し、5 年以上連続してオランダに滞在していること。 - 家族との同居や就職等、一時的な滞在ではない目的で一時居住許可を有していること。 - 生活する上で十分な経済的基盤を有していること。 - オランダの社会秩序に対して危険を及ぼさないこと。 - オランダ社会に十分適応しており、オランダ語を読み、書き、話し、理解することが可能であること。
一時滞在	短期 （90 日未満）	なし	- 90 日未満の短期滞在の場合居住許可証は必要ない。
	長期 （90 日以上）	居住許可証 (90 日以上)	- オランダ入国日から 3 日以内（土日祝祭日を含む）に外事警察に連絡する。 - 居住地を管轄する IND 支所に出向き、必要書類を提出して「居住許可」の申請手続きを行う。
		住民登録 （6 ヶ月以上）	- 6 ヶ月以上滞在する場合、居住する自治体役所の住民登録課(GBA = Population Register)での住民登録が必要

（３）外国人の把握手段

在留外国人の把握は、入国時に義務付けられている外事警察への届出を通じて把握されているものと考えられる。

（４）治安機関への出頭義務

オランダ入国日から 3 日以内（土日祝祭日を含む）に外事警察に出頭する必要がある。定期的な治安機関への出頭義務については明文化されていない。

[78] IND ホームページ等を元に MRI 作成

Ⅱ.　外国人の入国状況・集住地域の形成状況

１.　イギリス

１－１　移民政策

１－１－１　移民受け入れの背景・経緯

イギリスは1948年～1962年の間、旧植民地で構成される「英連邦(British Commonwealth of Nations)」の市民に対してイギリス本土への移動の自由を与えてきた[1]。その結果、1950年代には、経済成長による英国内の労働力不足とも相まって、インドやパキスタンなど新英連邦諸国からの出稼ぎ労働者が大量に流入することとなった。しかしながら、1958年に発生した人種暴動を契機に、外国人労働者の存在が社会問題として論じられるようになり、新英連邦諸国の市民に対する移民制限を課した「1962年英連邦移民法」が制定された。

1962年以降、徐々に移民の受入基準が厳しくなっていく中、既にイギリスに移住していた外国人労働者は、出身国から家族を呼び寄せ定住化を始めた。そのため、女性や子どもの移民人口が増加し、移民コミュニティが生まれるようになった。その後、家族呼び寄せが移民の抜け穴になっているとの指摘を受け、イギリス政府は「1981年イギリス籍法」や1988年の「入国管理法」を制定、移民の市民権取得要件や家族呼び寄せ要件を厳格化した。

1990年代、持続的な経済成長を続けたイギリスは、深刻な労働力不足に陥った。そのため、2000年に移民規制を緩和させ、移民の受入を拡大する方針を打ち出した。2002年には「高度技術移民プログラム（Highly Skilled Migrants Programme)」を導入し、高度な技能を持つ移民が英国内で職を得ていなくても移住できることを認めた。また、2004年以降のEUの東方拡大に伴い、ポーランドなどからの出稼ぎ労働者が大量に流入した。2000年以降、外国人数は増加の傾向にあるが、2008年の経済危機以降、再び移民規制の動きが強まっている。

１－１－２　移民の流入による社会治安の変化

近年の外国人人口の増加に伴い、外国人による犯罪も増加している。例えば、イングランド及びウェールズの刑務所の収監者に占める外国人比率は、1990年代初期・中期には約8%であったが、2001年頃から増加傾向にあり、2006年6月には約14%を占めるまでとなった[2]。2010年6月30日現在、8万5千人の収監者のうち、約13%にあたる1万1千人が外国籍者である[3]。国別では、ジャマイカ（942人)、ナイジェリア（727人)、アイルランド（681人)、ポーランド（642人）が上位を占める。

外国人による犯罪発生件数の掌握と公表可否判断は、各警察へ一任されており、イギリス全土のデータを収集することはできない。2007年8月のロンドン警察の発表では、2007

[1] The 1948 British Nationality Actの規定による。
[2] Berman,G.（2009）“Prison Population Statistics”, p.9
[3] Ministry of Justice（2010）“Population in Custody Monthly Table June 2010”

年１月～6 月までの間にロンドン市内で発生した犯罪のうち、約 20%は外国人によるものだった[4]。外国籍犯罪者の属性は、ポーランドが最多、次いでジャマイカ、アイルランド、ソマリア、ルーマニア、ナイジェリア、リトアニア、インド、トルコ、パキスタンとなっている。犯罪の種類は、ドラッグ、対人暴力、窃盗、詐欺・偽造などが上位を占めた。

ロンドンにおける外国人犯罪の発生件数（国籍別：2007 年１月～6 月）[5]

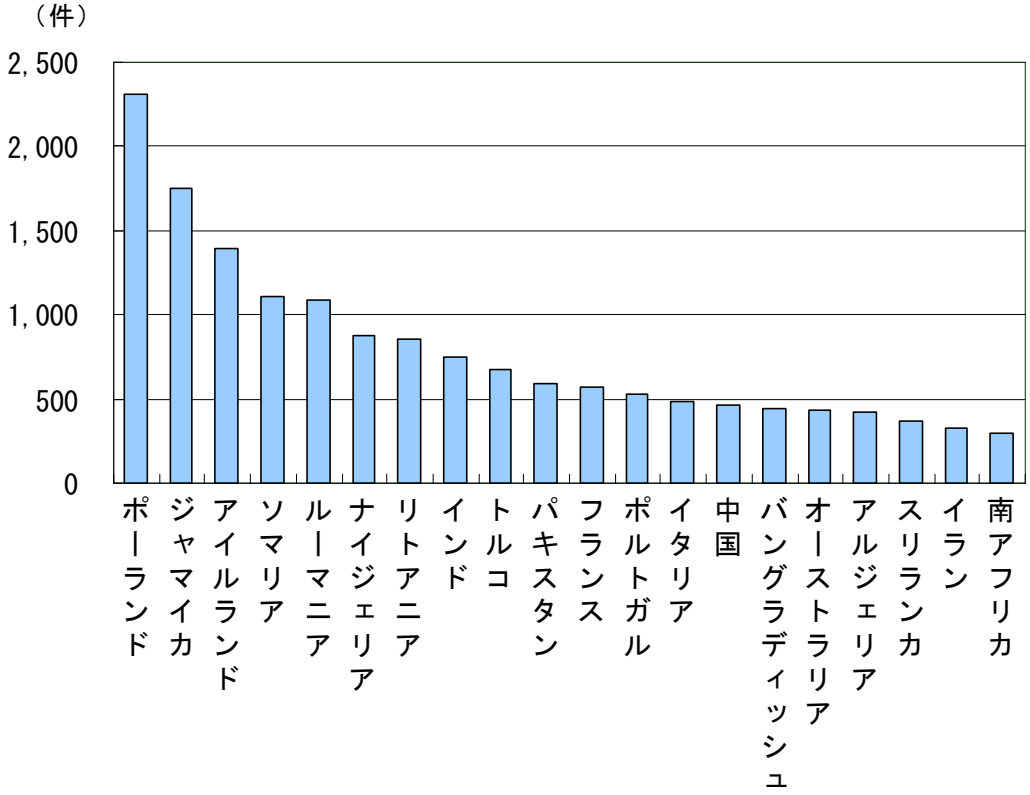

このように、外国人人口の増加に伴って外国人による犯罪も増加しており、社会治安に対して与える影響は大きい。特に、イギリスでは、イギリス国籍を保有する移民の第二・第三世代が、社会治安に与える脅威が社会問題となっている。例えば、2005 年 7 月 7 日に発生したロンドン同時テロ事件では、4 人の実行犯は全てイギリスで育った移民出身の英国民であった。また、2001 年にはブラッド・フォードでパキスタン系移民による暴動、2005 年にはバーミンガムで南アジア系と黒人系による暴動なども発生しており、これらにはいずれも移民の第二・第三世代の若者が関わっていた。

[4] http://www.dailymail.co.UK/news/article-4475299/Foreigners-commit-20- cent-crime-London
[5] ”Daily Mail”, 27 Aug 2007

１－１－３　特徴的な移民政策

2008 年 2 月から、現行移民制度の「ポイント制」が順次導入された。この制度は、移民の技能や経験を点数化し（学位、資格、過去の収入、年齢などによりポイントが計算される)、5 段階の技能レベルに分類することで、高度技能労働者の積極的受入と低熟練労働者の受入制限を行うものである。

「ポイント制」の仕組み

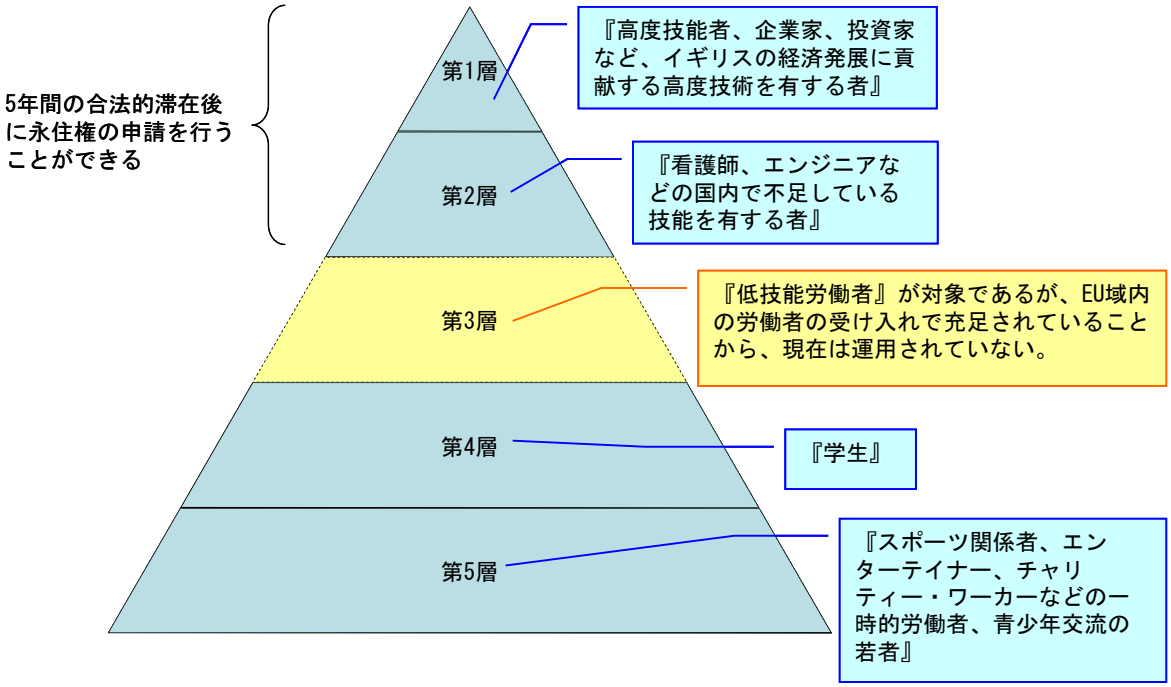

１－２　イギリスにおける外国人の状況

１－２－１　出入国等の状況

（１）出入国の状況

イギリスへの入国者数は、「国家統計局（Office for National Statistics：ONS)」が公表する「移民統計管理報（Control of Immigration Statistics)」にまとめられている。イギリスでは、EEA 諸国の国籍及びスイス国籍を有する者以外は、「入国カード（landing card)」の提出が必要であることから、提出された「入国カード」を利用して入国者数を把握している。イギリス国民、EEA 諸国及びスイス国民は国境管理の対象外であるため、正確な入国者数を把握することはできないが、推計値が公表されている。

その他、”UK Visas”が「エントリー・クリアランス」申請数の統計を公表している。「エントリー・クリアランス統計（Entry Clearance Statistics)」では、移民のカテゴリー別

や国別にエントリー・クリアランスの申請数がまとめられている。とはいえ、エントリー・クリアランスの免除制度が存在するため、出入国者の全数を把握することは困難である。

「国家統計局（ONS)」による「移民統計管理」の発表では、2008 年には、「共通旅行地域」外からの入国者数は 107.6 百万人であった。大多数を占めるのは、イギリス国民及び EEA 諸国の国民である。上記以外の国民の入国者数は、12.7 百万人となっている。

EEA 諸国・スイス国民を除いた入国者数（1999 年～2008 年）[6]

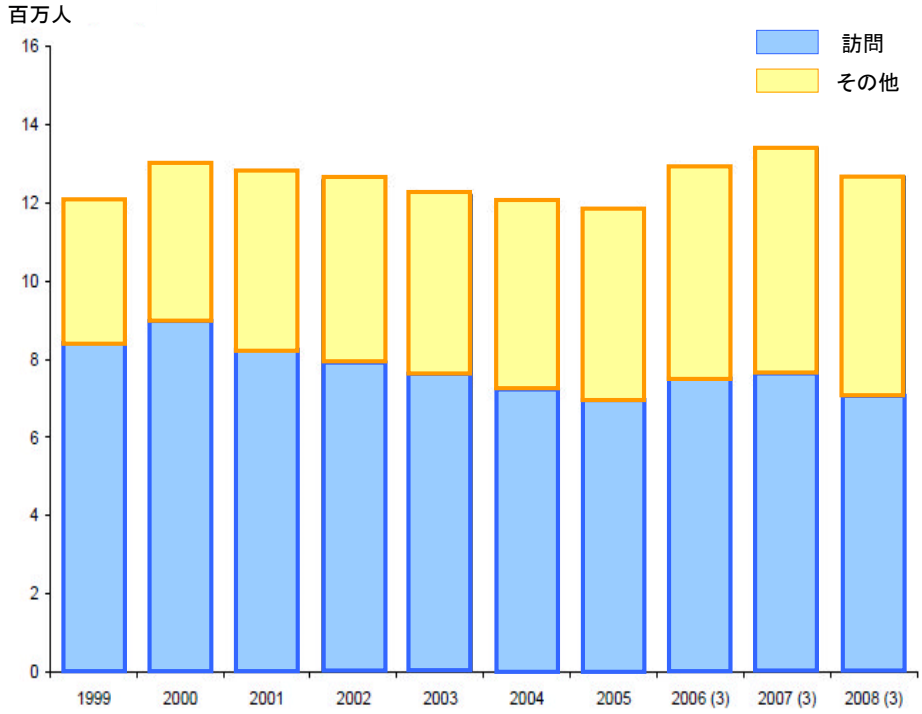

（２）長期国際移民の状況

イギリスへの「長期国際移民（Long Term International Migration)」数は、「国家統計局（ONS)」が、「移民統計レポート（Migration Statistics Report)」で公表している。「国家統計局（ONS)」は、国連の推奨に従い、「長期国際移民」を、「通常の居住地以外の国に移動し、少なくとも 1 年間当該国に居住する者」と定義する[7]。従って、「長期国際移民」統計にはイギリス国民も含まれているが、「移民統計レポート」では、イギリス国民を除いた移民数も集計されている。

「長期国際移民」数は、「国家統計局（ONS)」が実施する「国際旅客調査（International Passenger Survey: IPS)」など[8]の調査により算出された推計値である。「国際旅客調査(IPS)」

[6] ONS（2009）”Control of Immigration Statistics, United Kingdom 2008”
[7] Migration Statistics Annual Report 2008, p.9
[8] その他に、”Northern Ireland migration inflows”、”Visitor switcher inflows”、”Asylum seeker inflows”のデータが利用されている。

は、イギリスを出入国する旅行者へのランダム・サンプルの面接調査により、イギリスへの出入国者数や移住者数を算出している[9]。

長期国際移民数の経年変化（2000 年～2009 年、英国民を除く）[10]

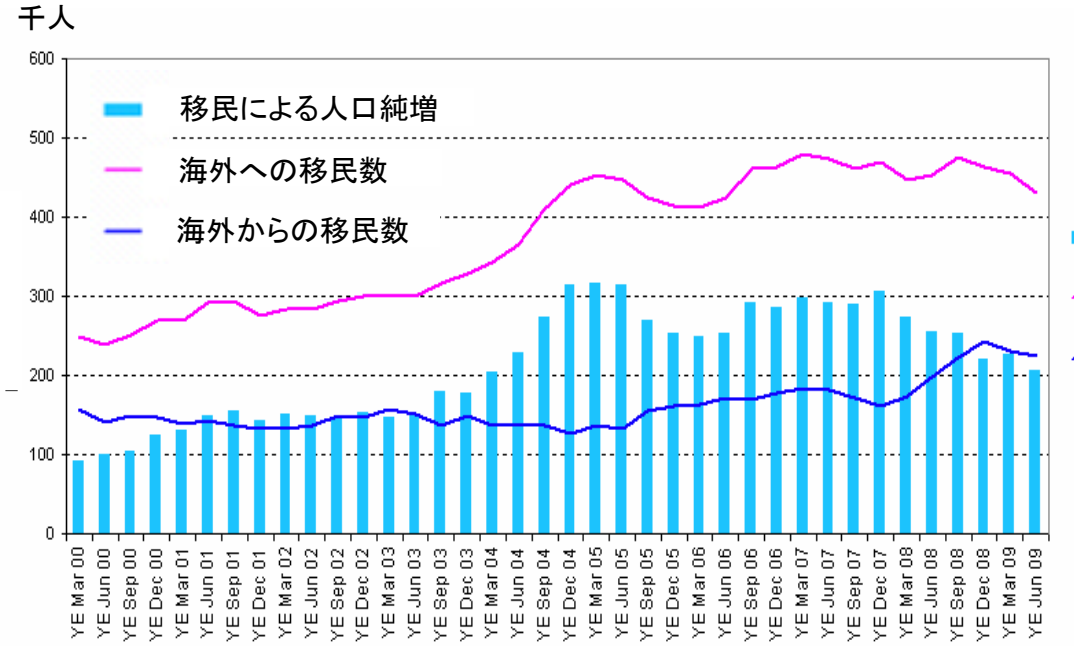

イギリスへの「長期国際移民数」の推計（上位 10 カ国：2008 年）[11]

上位10カ国	国籍	移民数（千人）
1	イギリス	77
2	ポーランド	54
3	インド	48
4	中国	18
5	ドイツ	18
6	パキスタン	17
7	アメリカ	15
8	南アフリカ	14
9	オーストラリア	14
10	イタリア	14

１－２－２　現在の外国人の人数等

イギリスでは、市民や在留者に対する普遍的な登録制度が存在しておらず、在留外国人

[9] http://www.statistics.gov.uk/ssd/surveys/international_passenger_survey.asp
[10] ONS (2009) “Migration Statistics Quarterly Report No4”, February
[11] Migration Statistics Annual Report 2008, p.21

の正確な人数を把握することが困難であると指摘されている。外国人数を把握している統計としては、「国家統計局（ONS)」が、「年次人口調査（Annual Population Survey：APS)」のデータを用いて推測値を公表している[12]。「年次人口調査：APS」は、主に「労働力統計調査（Labour Force Survey：LFS)」のデータが基になっている。「労働力統計調査（LFS)」は、イギリスに在住する人々を対象としたサンプル調査であり、各四半期のサンプル数は53,000世帯である[13]。

尚、イギリスでは、これまで国籍取得が比較的容易であったことから、移民出身者でイギリス国籍を取得した者も多く、また移民次世代もイギリス国籍を取得している場合が多い。そのため、移民（あるいは移民の背景を持つ）の人口を把握するには、目的に応じて、3種類の統計（外国人数、外国出身者数、エスニック・マイノリティ数）を使い分けることが必要である。

（１）外国人数（外国国籍者数）

2009年1月～12月の間に、イギリスに滞在していた外国国籍者数は、約434万人であったと推計されている。国籍別の上位10カ国は下表のとおりであり、ポーランド（53万人)、アイルランド（33万人)、インド（30万人）の国籍を持つ者が多い。

イギリスに滞在する外国人数の推計（上位10カ国：2009年1月～12月）[14]

上位10カ国	国籍	人口（千人）
1	ポーランド	529
2	アイルランド	333
3	インド	303
4	パキスタン	190
5	アメリカ	139
6	フランス	125
7	ドイツ	113
8	イタリア	101
9	南アフリカ	99
10	ナイジェリア	98

（２）外国出身者数[15]

2009年1月～12月の間に、イギリスに滞在していた外国出身者数は、約691万人であったと推計されている。外国出身者数には、元々は移民としてイギリスに移住し現在はイギ

[12] http://www.statistics.gov.uk/statbase/Product.asp?vlnk=15147
[13] ONS “Population by country of birth and nationality, Notes to tables Jan09-Dec09”
[14] ONS “Population by country of birth and nationality Jan09-Dec09”
[15] ここで言う「外国出身者」とは、外国で出生した者のことを指し、外国国籍者も含まれる。

リス国籍を取得している者も含まれるが、イギリスに生まれイギリス国籍を取得している移民の第二・第三世代は含まれない。

イギリスに滞在する外国出身者数の推計（上位 10 カ国：2009 年 1 月～12 月）[16]

上位10カ国	国籍	人口（千人）
1	インド	653
2	ポーランド	520
3	パキスタン	441
4	アイルランド	389
5	ドイツ	293
6	南アフリカ	216
7	バングラデシュ	200
8	アメリカ	187
9	ナイジェリア	156
10	ジャマイカ	142

（３）エスニック・マイノリティ数[17]（2001 年国勢調査）

10 年毎に実施される「国勢調査」により、イギリスのエスニック・グループ別の人口を把握することができる。エスニック・マイノリティの割合は全体の 7.9%を占めており、その中でもインド系が全体の 1.8%と多数を占めている。

エスニック・グループ別の人口(2001 年）[18]

エスニシティ	人口	割合（%）	エスニック・マイノリティ内の割合
白人	54,153,898	92.1	
混合	677,117	1.2	14.6
インド系	1,053,411	1.8	22.7
パキスタン系	747,285	1.3	16.1
バングラデッシュ系	283,063	0.5	6.1
その他アジア系	247,664	0.4	5.3
カリブ系	565,876	1.0	12.2
アフリカ系	485,277	0.8	10.5
その他黒人	97,585	0.2	2.1
中国系	247,403	0.4	5.3
その他	230,615	0.4	5.0
エスニック・マイノリティ合計	4,623,296	7.9	100.0

[16] ONS “Population by country of birth and nationality Jan09-Dec09”
[17] http://www.statistics.gov.uk/cci/nugget.asp?id=273
[18] ONS “Census 2001”

エスニック・マイノリティのグループ別割合（2001 年）[19]

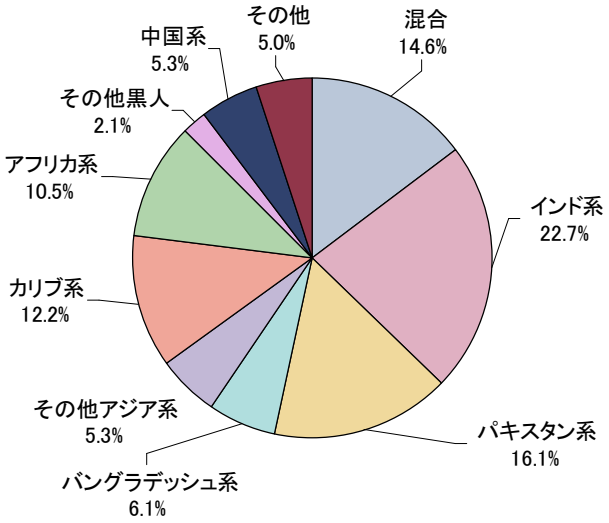

１－２－３　外国人滞在者数の変化と外国人犯罪の発生件数

（１）　外国人数の経年変化

次の図は、外国人数と外国出身者数の経年変化（2004 年～2009 年）をまとめたものである。両者とも継続して増加傾向にあることが分かる。

外国人、外国出身者数の経年変化（2004 年～2009 年）[20]

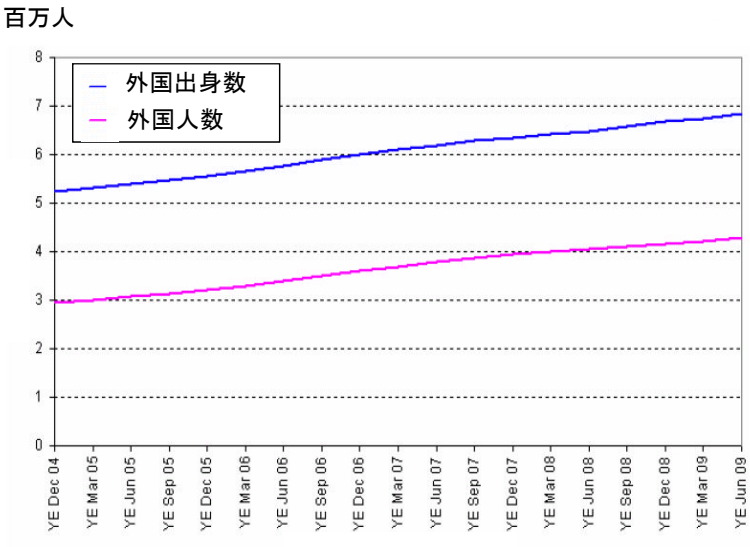

[19] ONS “Census 2001”
[20] ONS (2009) “Migaration Statistics Quarterly Report” No.4

（２） 外国人犯罪発生件数

外国人による犯罪発生件数の公表については、各州警察の判断に任せられているため、イギリス全土のデータを参照することはできない。外国人による犯罪のデータとしては、刑務所の収監者統計が参考になる。次に示す図は、刑務所の収監統計の外国人比率について、1995 年～2009 年までの経年変化をまとめものである。これより、2001 年から外国人比率が増加していることが分かる。

刑務所の収監者の外国人比率（1995 年～2009 年）[21]

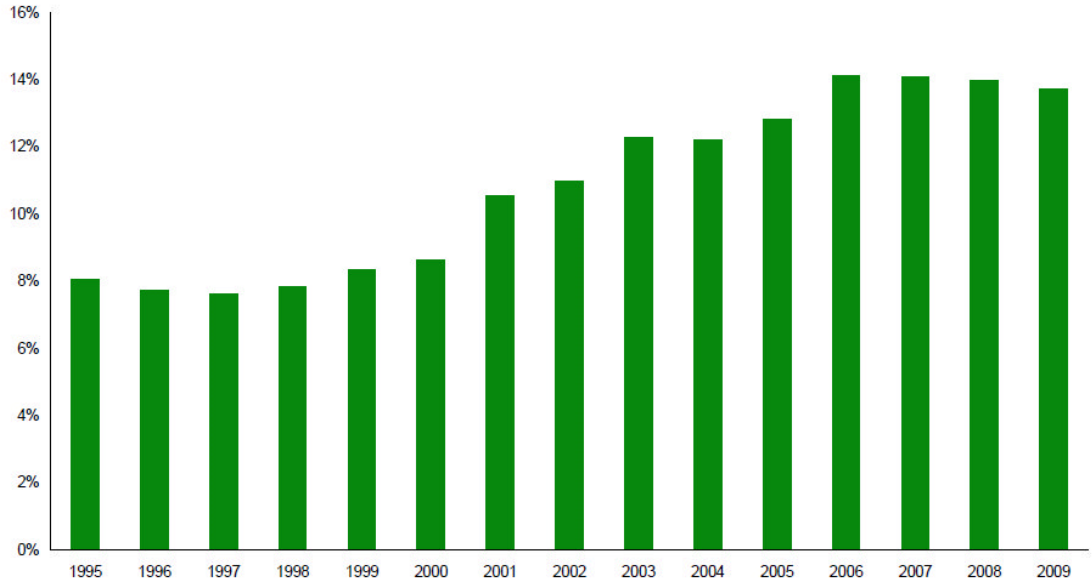

１－３　外国人集住地域の概要と警察等の取組

１－３－１　外国人集住地域の概要

イギリスでは、「集住地域」に関する公的な定義は存在しないが、統計上、エスニック・マイノリティ[22]が多く居住している地区を特定することは可能である。

エスニック・マイノリティの人口は、大ロンドン圏、ウェスト・ミッドランド（バーミンガム含む)、大マンチェスター圏、ウェスト・ヨークシャー、レスター・ノッティンガムなどに集中している。2001 年の国勢調査データでは、イギリス全土のエスニック・マイノリティの人口割合が 8.1%であったのに対して、大ロンドン圏では 28.8%、ウェスト・ミッドランドでは 20%であった[23]。これは、1950 年代・1960 年代に労働者としてイギリスに移住した旧植民地からの移民が、ロンドンやバーミンガムなどの大都市や工業都市に職を求め、定住したためである。

---

[21] Barman, G. (2009) Prison Population Statistics, p.9

[22] 「エスニック・マイノリティ」のカテゴリーには、「白人イギリス人」以外の外国人やイギリス国籍取得者が含まれる。

[23] Owen, David. “Profile of Black and Minority ethnic groups in the UK”, p.3

地域別エスニック・マイノリティの人口割合[24]

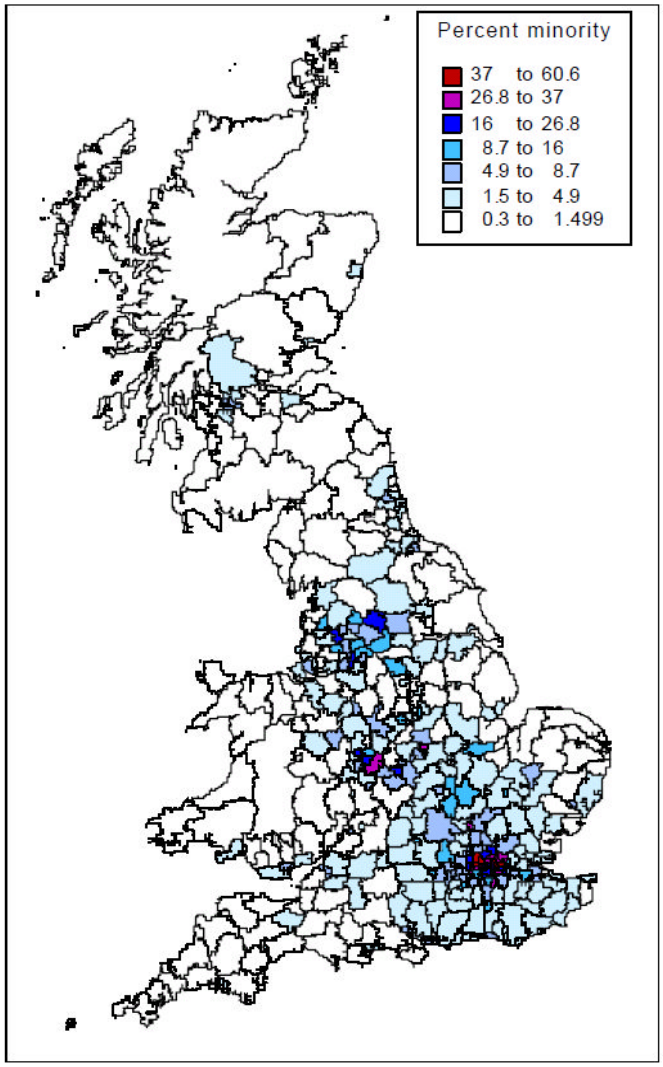

ロンドンやバーミンガムなどの各都市の内部でも、地区によってエスニック・マイノリティ人口が異なり、マイノリティが集住する特定の地域が存在している。例えば、ロンドンでは、ニューアム区、ブレント区、タワー・ハムレッツ区などでその割合が高く、それぞれ 67.9%、57.3%、49.5%のエスニック・マイノリティ人口を抱えている。また各地区は、エスニック・グループの構成でもそれぞれ特徴があり、ニューアム区ではブラック・アフリカ系（人口の 15%）、インド系（12%）、ブレント区ではインド系（19%）、カリブ系（10%）、タワー・ハムレッツではバングラ系（34%）の居住者が多くなっている。

[24] Owen, David. “Profile of Black and Minority ethnic groups in the UK”, p.5

ロンドンにおける外国人集住地区がある区[25]

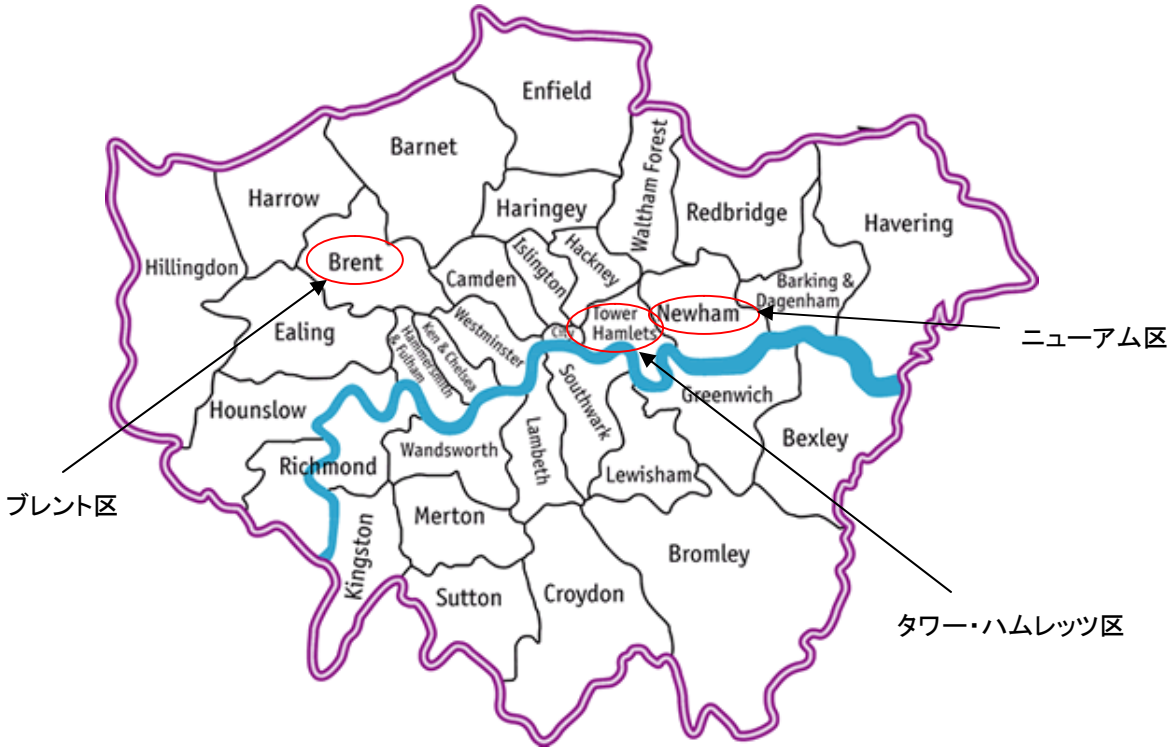

こうした集住地域の形成要因としては、移民が生活の利便性を求めたことが挙げられる[26]。1950 年代・60 年代に移住した外国人労働者は、母国の家族への送金や貯蓄のために、家賃が廉価（≒環境が劣悪であることと類義）な住環境地域での居住を始めた。その後、彼らが自らの出身地から新しい移民や家族を呼び寄せたことから、同一エスニック・グループの集住地域が形成され、また、新たな市場が形成されたことから、そのニーズに応える食料品店や宗教施設が設置されるようになり、母国と同様の生活環境が整備されるようになった。他方、ホスト社会からの差別や経済的貧困などといった外的要因が移民の集住傾向を強めさせてきたとも言われている[27]。

現在でも、集住地域は高い貧困率と犯罪率に特徴づけられ、ホスト社会側からしばしば「立入禁止地域」として認識されている。近年イギリスでは、ブラッド・フォードやバーミンガムの集住地域で大規模な人種暴動が発生（それぞれ 2001 年、2005 年）したこともあり、これらの地域の存在が大きな社会問題として注目されるようになっている。

ロンドン市における区別のエスニック・マイノリティ人口割合と犯罪発生率の関係は次のとおり（2006 年ベース）[28]。

---

[25] http://directory.londoncouncils.gov.uk/
[26] 内藤正典著『ヨーロッパとイスラーム』(2004 年) 岩波書店
[27] Smith (1989) The Politics of 'Race' and Residence, Polity Press
[28] Greater London Authority 'The London Plan: Ethnic Group Population Projections 2006', 及び Metropolitan Police, 'MPS Offences by borough, FY 2006/07' のデータを元に MRI 作成

ロンドンの区別のエスニック・マイノリティの人口割合と犯罪発生数[29]

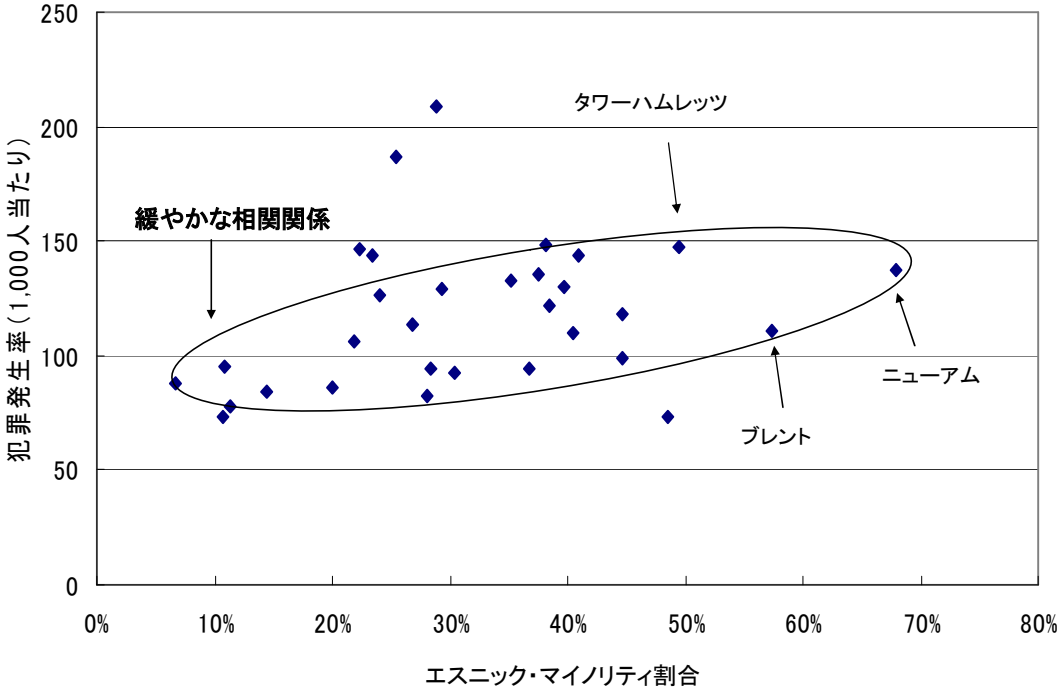

エスニック・マイノリティの割合が高くなるにつれ、犯罪発生率も高まる傾向が把握できる。

１－３－２　外国人集住地域に対する警察等の取組

外国人人口が多く（2001 年の「国勢調査」の結果では、ロンドンの人口のうち、27.1%は外国出身者であった)、現在も新しい外国人が増え続けているロンドンに着目し、警察等の取組を整理した。

特に、ロンドンの中でも、ニューアム区、ブレント区、タワー・ハムレッツ区は、外国人人口が多く、犯罪率も相対的に高い地域である。各区の警察では、外国人やエスニック・マイノリティを対象とした対策を実施している。その具体例は次のとおり。

[29] 各種資料を元に MRI 作成

（１）ニューアム区警察（Newham Borough Police）

１）方針など

ニューアム区警察の戦略報告書（Strategy Assessment）には、タミル人・リトアニア人・ベトナム人コミュニティと犯罪・反社会的行為との関連性について注意していくことが明記されている[30]。また、近年増加傾向にある東ヨーロッパ人コミュニティと警察との連携を図るように努力することが記載されている。

２）ムスリム集住地域対策[31]

近年増加しているムスリム集住地域を念頭に、ニューアム区自治体と警察フォーラムが協力して治安維持活動に従事する対策がとられている。定期的に開催される集会には、ムスリム系議員や協会関係者が参加し、犯罪・反社会的行為問題に関して議論を行う。協力する警察グループ 18 人のうち 4 人がムスリムである。

（２）ブレント区警察（Brent Borough Police）

１）「ブレント青少年計画（Brent Children and Young People’s Plan)」[32]

警察と区自治体が協力し、策定・実施している青少年の健全な育成のために多角的な支援を行う 2 ヵ年計画である。集住地域のみに限定しているわけではないが、エスニック・マイノリティ対策を主要な関心のひとつにしている。

２）「ノット・アナザー・ドロップ・キャンペーン（Not Another Drop Campaign)」[33]

2001 年 1 月から始まった銃やナイフによる暴力犯罪防止キャンペーンである。警察、議会、ボランティア団体が参加し、被害者への援助、年に一度の平和行進などを行っている。また、主に黒人集住地域における銃犯罪を専門的に対処するロンドン警察のチームである Operation Trident も関与している。

---

[30] Newham Local Policing Summary 2009　P9､15

[31] Kaveri Harriss　MUSLIMS IN THE LONDON BOROUGH OF NEWHAM Background Paper for COMPAS, P17 http://www.compas.ox.ac.uk/fileadmin/files/pdfs/Research/Newham%20Background%20Paper%200506b.pdf

[32] Children and Young People’s Plan 2009 - 2011　P6

[33] http://cms.met.police.uk/met/boroughs/brent/03working_with_the_community/not_another_drop_campaign

Not Another Drop Campaign のロゴマーク[34]

Not Another Drop Campaign の様子[35]

３）青少年への対策（Youth Offending Service）[36]

Boys2Men という黒人の青少年への取組に実績を持つ団体との連携がある。釈放された黒人青少年（2005 年からは危険な地域に住んでいる子供も対象に）を保護・監督するサービスである。

（３）タワー・ハムレッツ区警察（Tower Borough Hamlets）

１）方針など

警察は、区自治体・地域社会と協力して目指していく「一つのタワー・ハムレッツ（One Tower Hamlets）[37]」計画を策定している。様々な地域コミュニティが結束し、貧困や不平等といった問題に取り組む内容である。

２）宗教間フォーラム（Interfaith Forum）[38]

タワー・ハムレッツでは、宗教間の相互理解を深めることを目的に、区の自治体が対話フォーラムを実施している。警察も積極的に関与しており、宗教関連の犯罪事例について報告し、その対策について話し合っている。

---

[34] http://cms.met.police.uk/met/boroughs/brent/03working_with_the_community/not_another_drop_campaign

[35] http://www.notanotherdrop.com/NAD/Welcome.html

[36] “Brent Youth Crime Reduction Strategy 2006 - 09”, P11

[37] http://www.onetowerhamlets.net/your_community_plan/one_tower_hamlets.aspx

[38] http://cms.met.police.uk/met/boroughs/tower_hamlets/03working_with_the_community/interfaith_forum

宗教間フォーラムの様子[39]

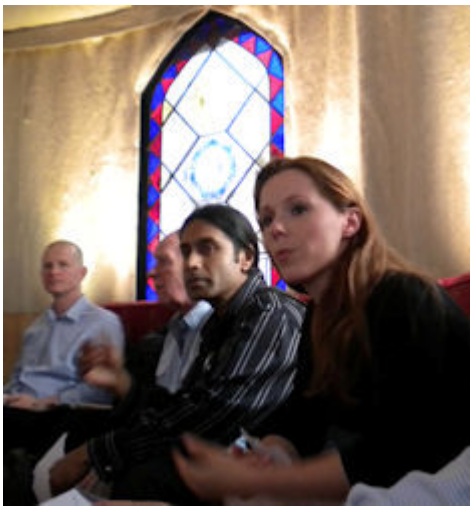

３）暴力的過激主義防止チーム（The Preventing Violent Extremism Team）[40]

警察は、暴力的な過激主義を防止するためのチームを結成している。本チームは、タワー・ハムレッツ区議会とも協力し、コミュニティとの関与を深めることを通して、暴力的過激主義を防止し、コミュニティの結束に寄与している。

４）刑事司法介入プログラム（The Criminal Justice Intervention Programme: CJIP）[41]

タワー・ハムレッツでは麻薬及び麻薬関連犯罪が問題となっており、2004 年 2 月にパイロット・プロジェクトとして、刑事司法・裁判、薬物治療提供サービスが一体となった CJIP が開始された。CJIP では、路上強盗や自動車泥棒などで検挙された人物に対して、最初の拘束時に薬物チェックが行われ、結果が陽性の場合、薬物治療が施される。2004 年に、本プログラムで陽性反応が出た約 230 人のうち、32%がバングラデシュ人、17%がアフリカ系カリビアンとなっている。

---

[39] http://cms.met.police.uk/met/boroughs/tower_hamlets/03working_with_the_community/interfaith_forum

[40] http://cms.met.police.uk/met/boroughs/tower_hamlets/03working_with_the_community/preventing_violent_extremism_team

[41] Crime & Disorder Audit 2004　P43~44
http://www.met.police.uk/foi/pdfs/priorities_and_how_we_are_doing/archive/2004/tower_hamlets_crime_and_disorder_audit_2004.pdf

２．ドイツ

２－１　移民政策

２－１－１　移民受け入れの背景・経緯

旧西ドイツでは、第2次世界大戦後1950年代後半以降労働力不足を補うべく、イタリア、スペイン、ギリシャ、トルコ、モロッコ、ポルトガル、ユーゴスラビア等との二国間協定を軸に、外国人労働者の大量受入を行った。各国からの外国人労働者の招聘は1960年代を通して活発に行われた。

1973年、オイルショックによる経済の停滞により、戦後期及び高度成長期の移民政策は、転換を余儀なくされ、外国人労働者の新規募集の原則停止及び国内の外国人労働者の帰国を促進するものとなった。EC 各国からの労働者はかなりの人数が帰国したが、外国人労働者の中には引き続き旧西ドイツで就労を希望する者もいた。

1980 年代の中頃には、建設業界における東ヨーロッパからの労働者の採用に反対する運動が展開され、公共事業における東ヨーロッパからの労働者の下請けに対する規制の強化を決定したところもあった。

東西ドイツ統一後、ドイツは東ヨーロッパ諸国と協定を結び、一定数の外国人労働者を受け入れることとした。この協定は、外国人労働者が家族を呼び寄せることを認めず、また、雇用する企業の側にも、就労期間の満了後には、外国人労働者を確実に本国に帰すよう義務付ける内容となった。また、1991 年、ポーランド・ハンガリー・チェコスロヴァキアの市民がドイツに来る際のビザ所持義務が廃止されてからは、当初、旅行者として入国し、政治的な理由による亡命の申請を行う者もあった[42]。

1988年から1991年までの非EU諸国出身者に対する労働許可の発行数は下表のとおり。

非EU諸国出身者に対する労働許可の発行数（1988年～1991年）[43]

年	1988年	1989年	1990年	1991年
労働許可総数（人）	424,392	495,021	630,974	926,123

難民受入に関する法的根拠は、西ドイツ基本法旧第16条及び旧庇護法である。現行第16条a第1項では、「政治上の理由で迫害されている者は、庇護権を享受する」となっている。戦後の旧西ドイツには、この条項を頼りに多くの難民が流入したと言われている。特に1980年代末頃から急速に増え始め、1992年がピークとなった。1986年から1993年までのドイツへの庇護申請件数は次のとおり。

[42]「ドイツにおける外国人政策をめぐる諸問題」（財団法人自治体国際化協会）1997年2月28日
[43] “Temporary employment of migrants in Europa”:REEKS RECHT & SAMENLEVING

ドイツへの庇護申請件数（1986 年～1994 年）[44]

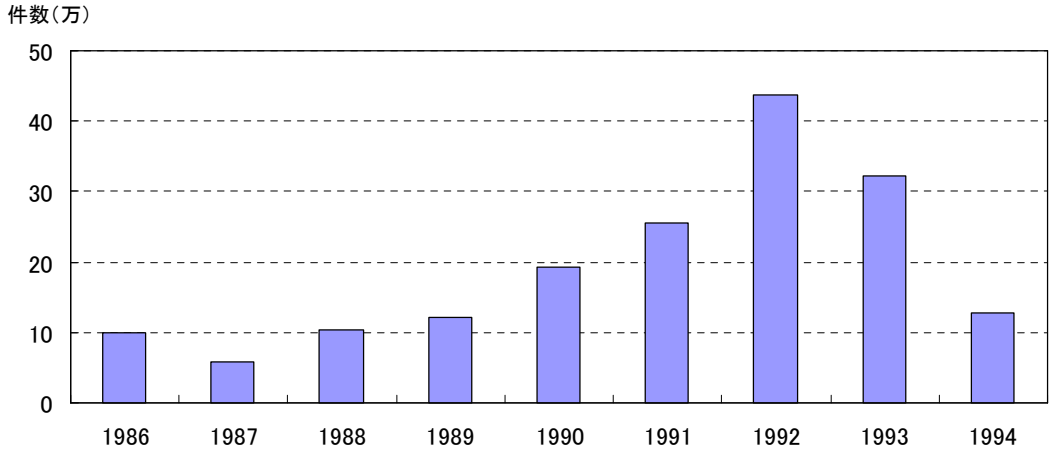

2000 年、滞在資格を「一時的なもの」と「定住的なもの」の 2 つに簡素化し、さらに、滞在許可と労働許可の一本化を図ることとした。その上で、①ドイツにとって必要な人材を受け入れるため、「ポイント制度」を導入して長期滞在を認める、②長期に滞在する外国人の地域における社会的統合（Integration）を促進する、③人道的理由による受入範囲の拡大や退去強制の困難な者の滞在資格の見直しなどが盛り込まれていた。

2005 年「移民法」の施行に伴い、「滞在法(AufenthG)」及び関連改正法令（「庇護手続法」、「外国人登録法」「国籍法」）が施行された。従来 4 種類あった在留資格（滞在許可・滞在権・滞在認可・特別滞在）は、期限付き滞在許可と、無期限の定住許可の 2 種類に整理された。また、これに伴って、社会統合政策の推進、治安面の対策の強化、外国人法の廃止、グリーンカード規定の廃止が実施された。

2007 年 EU 指令（滞在及び庇護関連）を実施するための法律の施行に伴い、「滞在法」「庇護手続法」「国籍法」及び他の関連法令が改正され、ドイツ語を話すことのできない外国人は、「統合コース」への参加が義務付けられた。

2009 年、ドイツ連邦政府は、ドイツにおける高度専門技術を有する専門職人材の労働市場参入を強化して、国際競争舞台におけるドイツの位置付けを向上させることが必要であるとの認識の下、「ドイツ連邦政府行動計画－ドイツにおける専門職層基盤の確保に寄与する労働移民」を策定した[45]。

[44] “Aliens A statistical summary 1994”データを元に MRI 作成
[45] 世界の厚生労働 2010

２－１－２　移民の流入による社会治安の変化

2001 年 9 月 11 日に発生したアメリカ同時多発テロは、外国人による犯行であったが、その数名が、一時的にドイツに学生の身分で滞在していた（ハンブルグ工科大学)。2006 年 7 月 31 日にドイツで起きた鉄道爆破テロ未遂事件もドイツの大学で学ぶレバノン人学生によるものであった。こうした背景から、9・11 テロ事件後には、移民法に「外国人過激派対策に関する規定」が追加された。

ドイツに定住している外国人のうちトルコ系集団が最大であり、その大部分がムスリムである。近年、ドイツに居住するトルコ人にムスリムとしての自己意識が高まりつつあり、モスクの建設やスカーフ着用といった行為が懸念視されている。また、トルコ人のこれらの動きにドイツ人が反対したことにより、却ってドイツ人が脅迫されるという事態に発展している。

また、違法滞在者が母国または出発国への送還を拒み、また母国または出発国側が受入を拒むケースが増えている。違法滞在外国人の中には、パスポートやその他の書類を処分してしまい、国籍を偽るなどして身元を隠している者も少なくない。

２－１－３　特徴的な移民政策

ドイツの特徴的な移民政策は、2005 年移民法改正及び 2007 年移民法改正で規定された以下の政策である。

2005 年改正移民法の主な改正点のうち、①合法的移住者の社会統合の強化、②治安強化は特徴ある内容である。

（１）合法的移住者の社会統合強化

新規の合法的移住者は、統合コースを受講しなければならない。合法的移住者とは、永住希望の外国人や、ドイツ系帰還者（特に旧ソ連、中・東欧諸国からの帰還者）及び EU 国民を指す。

（２）治安強化[46]

国外退去の手続きの明確化と迅速化、テロ対策関連の退去理由の拡大、処罰の拡大・強化が促進される。その内容は以下の 5 点である。

・特定国の国籍保持者は、査証の発給前に、ドイツ及び欧州連合諸国の総ての治安当局のデータバンクで調査が可能となった。その際、当該外国人の招待者に関しても、登録されている人物か否かを調査することが可能となった。さらに当該外国人が特にテロ活動を支援する可能性があるとされた場合などに、治安上の理由で査証の発給拒否や国境での入国拒否が可能となった。（滞在法第 5・54・73 条）

・危険人物が既に入国している場合、即時に送還が可能か否かが問題となるが、退去

[46] ハンス・ゲオルグ・マーセン「ドイツ移民法・統合法成立の背景と動向」『筑波ロー・ジャーナル 2007 年 12 月』

強制令の導入により、滞在終了の手続きが可能となった。退去強制令では、連邦内務省あるいは各州の内務省が、特別な危険やテロ脅威への対処として、「事実に基づく危険予測」をもとに、外国人に国外退去を命じることができる。(滞在法第 58 条)

・合法的な滞在の取消しが可能となる退去強制事由が盛り込まれた。例として、禁止団体の指導者や犯罪行為などを煽るイスラム原理主義者過激派説教師などの「精神的テロ指導者」が対象となる。(滞在法第 54・55 条)

・危険人物と認められる外国人でも、その送還先において政治的迫害、拷問、非人道的または品位を傷つける扱いを受ける可能性がある場合は、国際的な権利救済手段により退去強制は許されない。

・担当局に情報機関の情報による嫌疑しかなく、裁判上有効な証拠がないために、当該外国人に対する刑法上の手続きがとれないことがある。このような人物による危険を回避するため、移民法では危険人物とみなされる外国人に、担当局への届け出、移動の制約、携帯電話使用禁止などの罰則付きコミュニケーション禁止を命じることができる。(滞在法第 54 条)

また、2007 年改正移民法[47]の主な改正点の１）家族の呼び寄せ、２）長期の不法滞在者に対する規定において、以下に示すようにドイツ語能力が問われていることが特徴的である。

１）家族の呼び寄せ

外国人による、外国人の配偶者呼び寄せの際、求められる両配偶者の最低年齢規定が 18 歳に引き上げられた。配偶者は簡単なドイツ語能力を有していることの証明を行わなければならない。

外国人による子供の呼び寄せに関しては、第一に、呼び寄せる外国人が、難民等の理由による滞在資格か定住資格を持つ、あるいは両親の一方が滞在資格、定住資格、または欧州共同体継続滞在資格のいずれかを有し、かつ子供が両親の少なくとも一方と共にドイツで生活をしている、という条件である。

子供が 16 歳以上であるか、未満であるかによって区分がなされ、16 歳以上であるなら、ドイツ語の能力を有すること、あるいはドイツでの生活への適応可能性があることを証明しなくてはならない。

呼び寄せられた外国人の配偶者が就労するためには、呼び寄せる側の外国人が就労の権利を有し、かつ婚姻に基づく生活共同体が、ドイツ国内において、最低でも 2 年前から存続していることが求められる。

２）長期の不法滞在者に対する規定

長期の不法滞在者に対する規定（Altfallregelung）は、2007 年改正移民法における重要追加項目のひとつである（滞在法第 104a 条、104b 条)。これによれば、既に 8 年間、ある

[47] 2007 年改正移民法

いは複数の未成年の子供と既に最低 6 年間、ドイツでの生活を継続して過ごしている場合には、一定の条件（統合への意欲、法秩序の遵守、ドイツ語能力の証明）を満たせば、2009 年末までの滞在許可が、人道的理由から付され、さらには労働市場への参入権も加えて与えられる。

２－２　ドイツにおける外国人の状況

２－２－１　現在の外国人の人数等

人口の移動については、各州の住民登録をベースに集計されており、住居からの転入出外国人はすべて「移民」として扱われる。但し、転入となるのは 2 ヶ月以上の滞在の場合のみであり、同じ地方自治体内の移動は含まれない[48]。

ドイツ国内の国籍別人口及び人口比率は、トルコ約 166 万人(24.8%)、イタリア約 52 万人(7.7%)、ポーランド約 40 万人(6.0%)、ギリシャ約 28 万人(4.2%)、クロアチア約 22 万人(3.3%)、ボスニア・ヘルツェゴビナ約 15 万人(2.3%)、ポルトガル約 11 万人(1.7%)の順となっている。

1 位トルコ系の人数は、2 位イタリア系の約 3 倍、全外国人比率の 4 分の 1 を占めている。

ドイツ国内外国人比率[49]

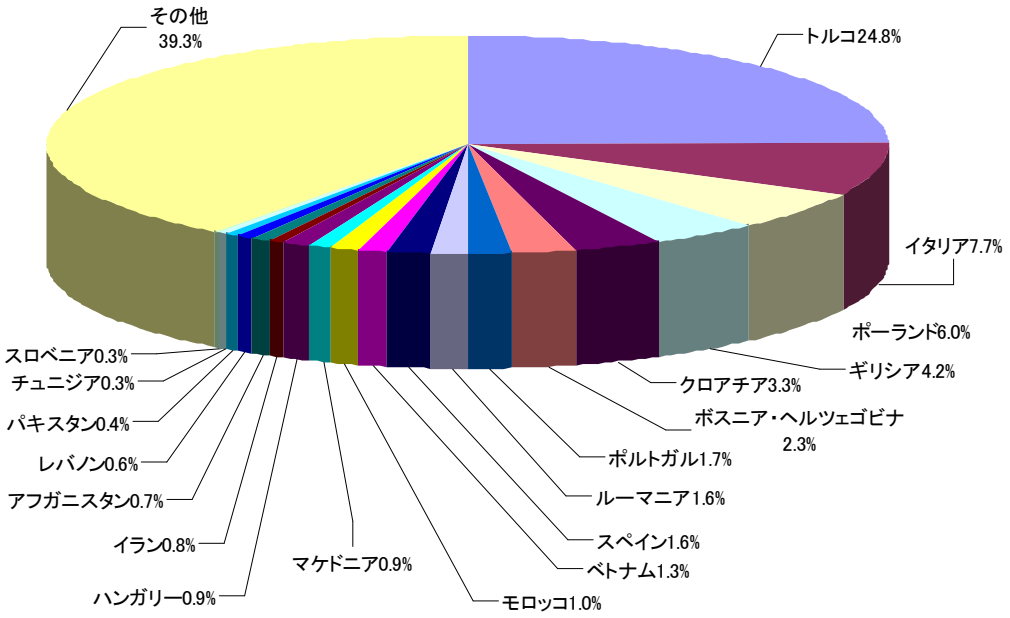

[48] http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/EN/Content/Statistics/Bevoelkerung/Wanderungen/Aktuell,templateId=renderPrint.psml

[49] “Auslanderzahlen 2009” Bundesant fur Migration und Fluchtlinge を元に MRI 作成

２－２－２　外国人滞在数の変化と外国人犯罪の発生件数

（１）外国人犯罪の発生件数

1993 年以降の外国人犯罪の発生件数は、1993 年がピークで約 49 万件、その後約 41 件と 45 万件の間を推移している。ドイツ国内外国人は 1993 年頃には 700 万人に近づき、その後、約 700 万人を超える数で大きな変化がなく推移している。ドイツ国内外国人数の変化とドイツ国内犯罪件数の変化と概ね一致している。ドイツ国内外国人犯罪発生件数（外国人滞在法と庇護手続法違反を除いたもの）の推移は次のとおり。

ドイツ国内外国人犯罪件数の推移[50]

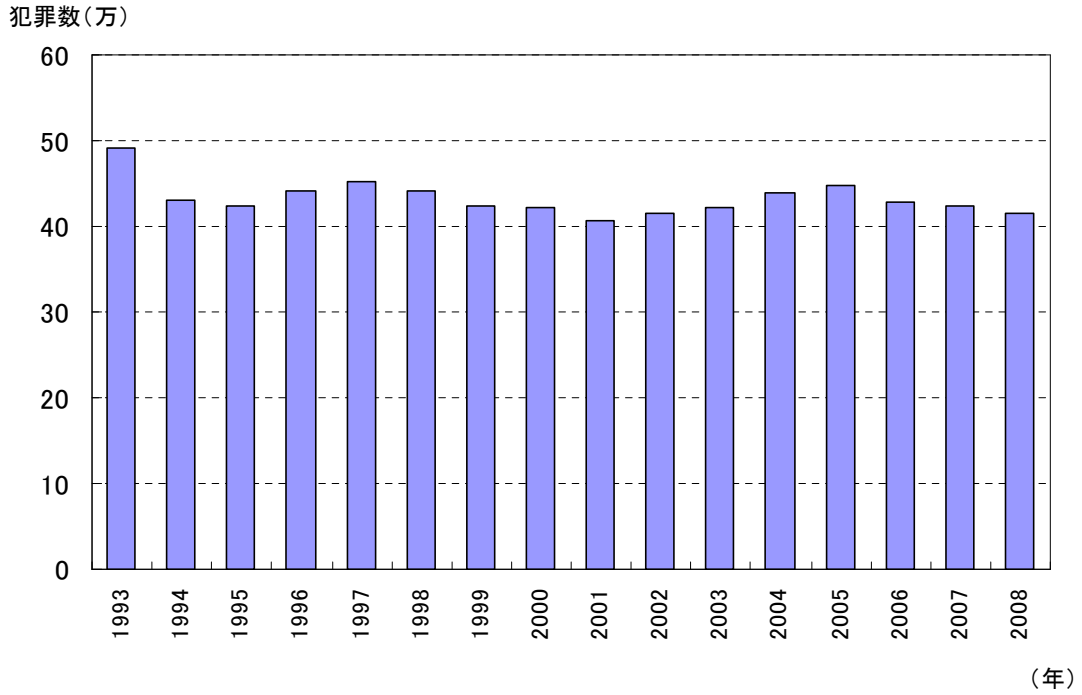

[50] ドイツ連邦刑事庁“Polizeiliche Kriminalstatistik”(2008 年)を元に MRI 作成

（２）州毎の外国人犯罪（刑法犯）の比率

ドイツにおける犯罪全般に外国人犯罪が占める比率をドイツ州毎に見ると、外国人犯罪の多い州は、①ベルリン 29.3%、②ヘッセン 27.1%、③ハンブルク 26.4%、④バーデンヴュルデンベルク 25.7%、⑤ブレーメン 24.8%、⑥バイエルン 22.3%、⑦ノルトラインヴェストファーレン 20.9%の順である。

州毎の外国人犯罪（刑法犯）比率[51]

州名	比率
ベルリン	30.1%
ヘッセン	27.2%
ハンブルク	27.2%
バーデンヴュルデンベルク	26.3%
ブレーメン	25.7%
バイエルン	22.8%
ノルトラインヴェストファーレン	21.2%
ラインライトファルツ	17.2%
ザールラント	17.4%
ニーダーザクセン	14.0%
シュレスヴィヒホルシュタイン	11.4%
ブランデンブルク	9.5%
ザクセン	7.9%
ザクセンアルト	5.6%
チューリンゲン	4.5%
メクレンブルクフォアポンメルン	4.5%

[51] ドイツ連邦刑事庁“Polizeiliche Kriminalstatistik”(2009 年)を元に MRI 作成

（３）外国人犯罪内容別数

外国人犯罪の内容とその件数の多い順に、①窃盗、②詐欺、③外国人滞在法・庇護手続法・移動の自由法違反、④傷害、⑤麻薬法違反、④重傷害、⑥人身の自由に対する罪、⑦加重窃盗、⑧名誉毀損、⑨器物破損、⑩公務執行妨害及び公共の秩序に対する罪、⑪文書偽造となっている。

外国人犯罪の内容別数[52]

内容	件数
窃盗	93,480
詐欺	89,415
外国人滞在法・庇護手続法・移動の自由法違反	66,718
傷害	61,364
麻薬法違反	39,280
重傷害	38,833
人身の自由に対する罪	33,689
加重窃盗	25,262
名誉毀損	24,534
器物破損	20,770
公務執行妨害及び公共の秩序に対する罪	17,749
文書偽造	17,664
横領	9,714
強盗	9,482
危険物法・武器法・戦争武器規正法違反	8,310
犯罪幇助・隠匿罪・マネーロンダリング	7,173
他の法律に規定される経済に関する罪	4,690
背任	3,184
強姦・強制わいせつ	1,832
扶養義務の放棄	1,592
環境に対する罪	1,300
放火及び失火	1,281
殺人	773
公正取引違反・汚職・官公庁における罪	294

[52] ドイツ連邦刑事庁“Polizeiliche Kriminalstatistik”(2008 年)を元に MRI 作成

（４）国籍別外国人犯罪数

国籍別外国人犯罪数は、①トルコ、②ポーランド、③イタリア、④セルビア、⑤ルーマニア、⑥イラク、⑦ロシア、⑧ギリシャ、⑨ボスニア・ヘルツェゴビナ、⑩クロアチアの順に多い。

国籍別外国人犯罪数[53]

国籍	件数
トルコ	106,396
ポーランド	31,223
イタリア	24,113
セルビア	23,783
ルーマニア	16,000
イラク	12,889
ロシア	12,202
ギリシャ	9,338
ボスニア・ヘルツェゴビナ	8,837
クロアチア	8,088
ベトナム	8,000
レバノン	7,574
フランス	7,500
モロッコ	6,858
イラン	6,517
オーストリア	6,265
オランダ	6,248
ウクライナ	6,144
マケドニア	5,259
アメリカ	5,027
ブルガリア	4,906
チェコ	4,685
中国	4,624
その他	138,591

[53] ドイツ連邦刑事庁“Polizeiliche Kriminalstatistik”(2008年)を元にMRI作成

２－３　外国人集住地域の形成状況

２－３－１　外国人集住地域の概要

ドイツでは、外国人の一定地域への集中を、“Segregation”と表現している。外国人の人口が最も多いベルリン市の概要は次のとおり。

ベルリン市は 1968 年に､他の都市よりも若干遅く外国人労働者の大量受け入れを行った。この遅れによって、早い時期にドイツに押し寄せたイタリア・スペイン・ギリシャ等の国々よりも、トルコや旧ユーゴスラビアからの移民が多いことが特徴である。1973 年の外国人労働者受け入れ停止を境に、ベルリンに残る外国人たちは「ガスト・アルバイター」から「外国人市民」となった。さらに 80 年代には庇護申請身分のレバノン・パレスチナ・イラン・ベトナム・ポーランド人などが、90 年代には旧ユーゴスラビアや旧ソ連からの難民が流入した[54]。

２－３－２　外国人集住地域に対する警察等の取組

（１）連邦警察の取組

犯罪抑制について市民に啓蒙する連邦警察ホームページの“Polizei-Beratung Deutschland”に、「警察とイスラム」の項目が設けられ、トルコ語・アラビア語版も含めたパンフレットや動画によって警察に関する情報が伝えられている。

タイトルが「警察とイスラム」パンフレットの目的は、ドイツ国民を犯罪から守るドイツ警察の役割や移民（ムスリム）に対し情報を提供するものである。

「警察とイスラム」のパンフレット[55]

[54] http://www.berlin.de/imperia/md/content/lb-integration-migration/publikationen/berichte/integrationskonzept_bf.pdf?download.html

[55] http://www.polizei.propk.de/aktionen/polizei_muslime/

（２）ベルリン市警察の取組[56]

ベルリンの警察の管轄は大きく 6 つのゾーン（Direktion）に分かれている[57]。各ゾーンは、それぞれ 7～8 の地区に分かれている。その地区の最小単位は 4～5 の街区から構成される規模であり、その責任者の名前・連絡先等がサイト上で確認できる。このように、地区を細分化し責任を持たせる組織構造は、1998 年から第 5 区で実験的に実施され、2003 年より本格導入し、ベルリン・モデルと呼ばれている。

ベルリン警察の管轄[58]

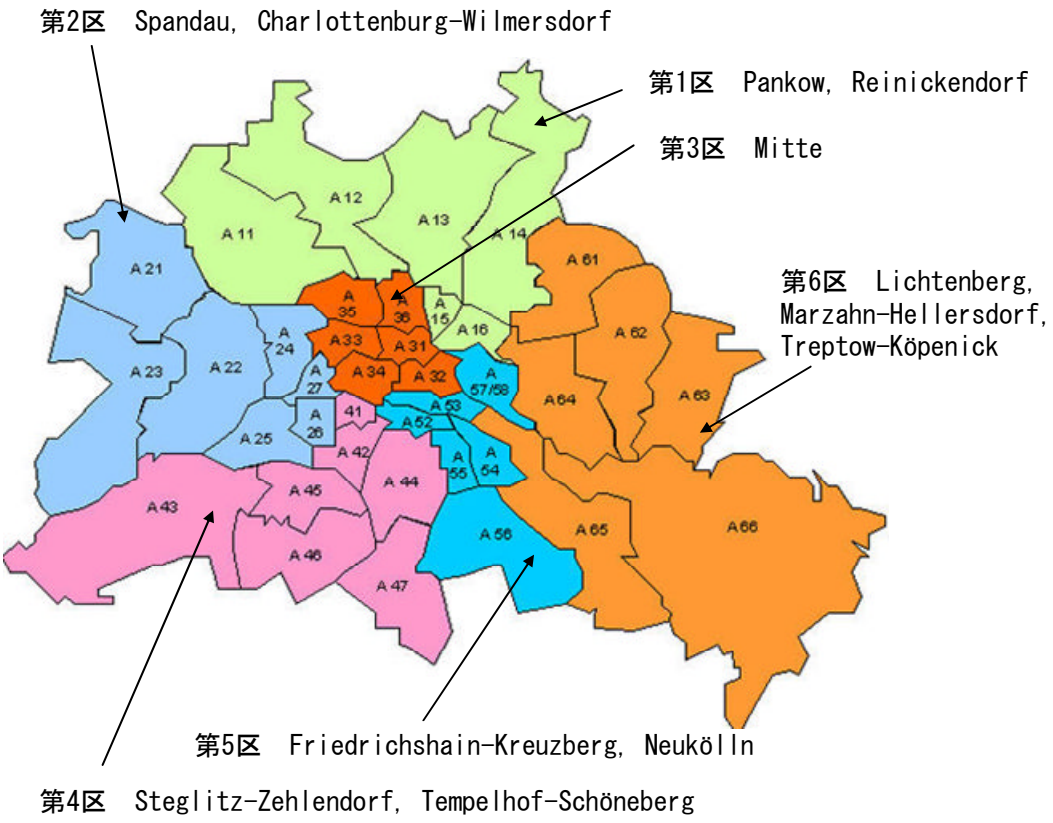

代表的な対策例は以下のとおり。

＜第 2 区＞

第 2 区警察は、外国人局・区役所・その他の機関と連携をとっている。この担当警察官は、外国人滞在法に関する包括的な知識の他、多文化理解、ベルリンに

[56] http://www.berlin.de/imperia/md/content/lb-lkbgg/praevention/kommunalepraevention/berlinermodell/01_berliner_modell.pdf?start&ts=1239197124&file=01_berliner_modell.pdf
[57] http://www.berlin.de/imperia/md/content/lb-lkbgg/praevention/kommunalepraevention/berlinermodell/01_berliner_modell.pdf?start&ts=1239197124&file=01_berliner_modell.pdf
[58] http://www.berlin.de/imperia/md/content/lb-lkbgg/praevention/kommunalepraevention/berlinermodell/01_berliner_modell.pdf?start&ts=1239197124&file=01_berliner_modell.pdf を元に MRI 作成

住む移民の宗教や文化、特にイスラム教についての知識などを修得している。同時に、移民組織や区の移民会議とも協力体制を築いている。

＜第4区＞

第4区の41区域では6万人の住民のうち約28%が外国人で、特に北部に集中している。Schöneberg Nordには80年代に発展した社交場があり、Kurfürsten通り・Potsdamer 通りにおいては売春や麻薬取引が横行するなどしていた。麻薬や路上犯罪への対処として、41区域では地域住民の協力により1997年、抑制・捜査チームを立ち上げた。

＜第5区＞

クロイツベルグを含むこの区域では、トルコ系住民が多いことで知られる。2005年連邦市民教育庁(Bundeszentrale für politische Bildung：bpb[59])の報告書によると、30のモスクと4つの建設中のモスクがあり、ベルリンで唯一、移民背景を持つ子供が90%を超える小学校[60]が存在する。区警察は、移民組織・モスク・組合、そのほか移民に関する活動に従事する団体など約70の組織との連絡・調整を行うとともに地域ネットワークを維持する。

2003年、ベルリン5区に警察とモスク組合との交流プログラムが設定された。警察官が定期的にモスクを訪問し、具体的なテーマを決めてモスクの中での話し合いや、外に向けた話し合いのテーブル(Runden Tisch)の構築を行った。少年課が活動に加わってからはモスクの一室を交流のための部屋として使用された。この活動は隣のA55区にも広がり、そこではより小さなモスクとの連携がとられた。「モスクとの対話がなされたことよりも重要なのは、警察とモスクが連携して一つの具体的なプロジェクトを遂行できたことである」とする報告もある[61]。

＜第6区＞

第6区の移民関係部署では、「組織間の連携」のほかに重要な点として犯罪の防止を挙げている。具体的には、不法移民・不法滞在・売春・パスポート・身分証捏造・タバコの密輸・不法移民の幇助等の防止である。また、ベルリンの外国人局と連携して家宅捜索・パスポートの検査などを行う。

増加する外国人及び移民の背景を持つ若者の犯罪に対処することを目的として、移民背景を持つ警察官の増員が図られている[62]。

---

[59] 内務省に属する研究・調査機関　http://www.bpb.de/

[60] リュトリ基幹学校http://www.ruetli-oberschule.de/　は移民教育の失敗例として挙げられることが多い。

[61] http://www.ditib.de/

[62] http://de.altermedia.info/general/auslanderanteil-bei-berliner-polizei-steigt-140509_28371.htm
http://de.altermedia.info/general/berliner-polizei-vereinfacht-einstellungsverfahren-100109_21406.html#more-21406

地区ごとに施設情報などの表示に利用していたインターネット上の地図に、犯罪認知件数の情報を、市民が閲覧可能なようにデータ（犯罪マップ）として記録・公開する計画がある。少年犯罪などの対策への活用の他、住民が自身の居住する地区について信頼できる情報を得ることで、安全についての意識が高まるという効果も期待されている[63]。

Spandau 地区(A22・23)では、2007 年、“Stark ohne Gewalt”（暴力なき強さ） プログラムが立ち上げられた。このプロジェクトは、若者・成年の参加型であり、多民族の暮らす社会からの暴力排除と相互信頼関係の構築を目指している。2007 年、若者の間で対立が起き、暴力が横行した事態を受け、若年犯罪に対してより強固な対策をとることが必要だという認識が強まった。これを契機にプロジェクトが立ち上げられ、警察・BVG・教会・モスク・組合・学校・若者グループが区内で発生する問題について解決を図るための企画が策定された。特に地元で共感を得られているのは Spandau 区警察と共に行う区内パトロールである。これは、2007 年の春以降、警察官と 4 人の若者（2 人の「移民背景を持つ若者」を含む）が共に実施しているもので、更に、ロシア語を話す若者がパトロールに加わったほか、バス運転手への襲撃対策プログラムも実行している。別地区の若者団体との交流も行い暴力排除の必要性を訴えている[64]。

（３）外国人集住地域に対するその他の公的機関・地域住民の取組

１）連邦行政の対策例

住宅の供給に関して定めた法律として、Baugesetzbuch （建設法）では「住宅需要に対しては偏った住民構造となることを避けるよう考慮しなければならない」、住空間促進法（Wohnraumförderungsgesetz）では「安定した住民構造の形成・維持を考慮しなければならない」と規定されている。

1998 年、連邦支援による街づくり政策“Soziale Stadt”が設定された。「負の発展のスパイラル」を断ち切り生活環境を総合的に向上させることを目的とし、連邦レベルの都市開発政策の中心に据えられている。都市構造、経済、社会的に不利な地区に着目し、人口・経済的変化によって状況がさらに悪化することのないように地域が主体となって計画・評価を行っていくものである。居住環境の改善、魅力的な街づくり及び社会統合の促進のために、町の再開発投資と結びつける[65]。このプログラムは、外国人との共生テーマも含まれている。

---

[63] http://www.tagesspiegel.de/berlin/polizei-justiz/braucht-berlin-einen-kriminalitaetsatlas/1061508.html

[64] http://www.stark-ohne-gewalt.com/
http://www.youtube.com/watch?v=sY0YuPAdvyk

[65] “Its goal was to counteract the widening socio-spatial rifts in the cities. The programme fosters participation and cooperation and represents a new integrative political approach to urban district development.” （Sozoale Stadt 紹介ページより）

２）地方自治体の取組

ベルリン市議会が 2005 年に発表した 2011 年までの社会統合政策の基本方針は、「社会空間的結束の強化による統合」が主要な目標となる。市は、「労働市場におけるインテグレーション機能が低下するに従い、住居と関わる都市空間・組合・共同体・その他組織の重要性は増している」「市民的・社会的あるいはスポーツを通じた参加、相互扶助、近所付き合い、政治参加等を支えることでベルリンの各地区の文化的多層性を深め社会的結束を強める」としている[66]。

1983 年、Ausländerbeauftragte[67]の報告書「共に生きるーベルリンの外国人政策」では、「外国人の集住問題は、住宅構造が特定の地域に偏っていることの結果であり、外国人が古く環境の悪い住居に住みがちであるという事実である。現実問題としての住居選択の制限はー公営住宅や、よりよい環境の住居などのことであるー外国人のよりよい配分を妨げるものである」と記述されている。集住傾向を緩和するために他の地域の住宅提供は継続するが、むしろ課題としては集住地域の環境の整備に重きを置くとの方針が示された。

現在は、出身地域を同じくする移民の集住を許容する方向での都市政策が行われており、新たに公営住宅に入居する場合にその選択の自由を認めている。これは、80 年代まで移住規制や割合規制を通して行っていた De‐Segregation 政策の転換である。集住には平行社会が構築される可能性があるが、そのデメリット以上に、新しい国で生活を始めた移民のアイデンティティ形成や仕事の融通のネットワーク等いわゆる民族コロニーの活用という点で、移民の社会的統合への第一歩となるメリットがあると判断しているためである。居住地域を無理に分散させるよりも、貧困対策など融和的な政策をとることで集住地域の状況が悪化するのを防ぐことに重きを置き、また各々の移民・宗教組織との連携も積極的に模索していく方針を持っている[68]。

３）クロイツベルクの対策例

Soziale Stadt プログラムの一環として、ベルリンでは「発展の必要(Entwicklungsbedarf)」のある区域が指定され、住民やその自治組織の協力体制促進、共存・住居・公共の問題の解決などを促進する、「地区マネジメント」の取組が行われている。計画はベルリン議会と区が共同して作成・実行し、その地区を支援する団体が決定される。対象となっている各区域には事務所が置かれている。

クロイツベルグでは Marienplatz や Zentrum/Oranienstrasse 等が対象になっており、現在は 34 の区域がある[69]。プロジェクトの性質ごとに区分された区域毎の対策が存在する。

---

[66] http://www.berlin.de/imperia/md/content/lb-integration-migration/publikationen/berichte/integrationskonzept_bf.pdf?download.html

[67] 外国人問題を専門に扱う行政機関で、キリスト教同盟・リベラル連立政権の発足と共に作られた。

[68] ベルリン統合コンセプト 2005

[69] http://www.quartiersmanagement-berlin.de/Alphabetische-Liste-der-Quartiere.3450.0.html

①第 1 のカテゴリー「強い干渉」区域[70]

社会経済的・人口的指標が平均と比べ強くネガティブな傾向を示している地域であり、高い失業率・外国人率、生活補助等受給者の多さ、人口の流動性の高さが問題となっている。

- 重点課題として挙がった点
  - ✓ 異なる文化圏に属する人々の参加の活性化
  - ✓ 地区の組合、市民団体、施設、文化的活動とその参加者のネットワーク化
  - ✓ 住民の参加による居住環境の向上
  - ✓ 移民背景を持つ人々に重点を置いた教育・資格取得支援
  - ✓ 子供の遊ぶ場所・機会の提供
  - ✓ 言語教育による子供の教育機会の向上
- 達成されたこと
  - ✓ 2006 年 7 月　初の地域集会選挙を実施
  - ✓ 2008 年 1 月　若者のためのカフェ“Die Sanduhr”の設置。職業教育や学校問題についての相談所・情報の提供
  - ✓ 地区パトロール開始
  - ✓ 地区新聞　″36° - Die Kotti Rundschau″　発行
  - ✓ その他、公共の建物の立て替えや公園の設置等、公共空間の再整備

②第 2 のカテゴリー「中程度の干渉」区域[71]

第 1 のカテゴリーと比較し、「強くネガティブな」という表現が抜けたが、依然として高い失業率や生活補助等の受給者率で特徴付けられる地区である。

- 重要課題として挙がった点
  - ✓ すべての住民へのインテグレーション向け活動
  - ✓ 教育機会の向上
  - ✓ 居住環境の向上
- 達成されたこと
  - ✓ 事務所における住民集会の開催、女性の朝食集会等
  - ✓ 2005 年中頃、地区集会と市民司法の設置
  - ✓ 地区のイメージ向上のための EUROPAFESTIVAL の開催
  - ✓ 地区新聞“franz“の年二回発行
  - ✓ 公共空間の整備
  - ✓ その他文化活動、ネットワーク形成によって住民の活動が活性化している

[70] http://www.quartiersmanagement-berlin.de/fileadmin/content-media/Handlungskonzept_2010/ZKB.IHEK2010.pdf

[71] http://www.quartiersmanagement-berlin.de/Mehringplatz.81.0.html

③第 3 のカテゴリー「予防」区域[72]

平均と比べて「軽くネガティブな」傾向が見られる地区であり、更なる悪化を防ぐ取組が求められる。例えば Letteplatz は移民背景を持つ人の割合では 35.9%であり、組合・機関同士のネットワーク構築が試みられた。2009 年には地区集会選挙の実施や地区新聞の発行などが行われた[73]。

④第 4 のカテゴリー「安定化」区域[74]

ポジティブな発展が見られ、住民中心となって十分に自治ができている場合である。2008 年 12 月に、Helmholtzplatz 、 Falkplatz 、 Boxhagener Platz の 3 地区が Soziale Stadt プログラムに選ばれた。

クロイツベルクの街の様子[75]

４）地域住民レベルの取組

住宅組合やアパートの管理組合などが、住民会議の場を設定している場合がある。また地域の様々な団体がまとまり、街の発展に寄与しようとするものもある。クロイツベルクでは、異文化交流の場所として、Friedrichshain-Kreuzberg が設立され、ベトナム人、キューバ人、アンゴラ人、モザンビーク人、パレスチナ人、チリ人等が交流される場所となっている。参加する条件は、在住許可証をもっている移民であることである[76]。

---

[72] http://www.quartiersmanagement-berlin.de/Praevention.5.0.html
[73] http://www.quartiersmanagement-berlin.de/Letteplatz.2938.0.html
[74] http://www.quartiersmanagement-berlin.de/Verstetigung.4.0.html
[75] MRI 撮影
[76] http://www.bayouma-haus.de/

３．フランス

３－１　移民政策

３－１－１　移民受け入れの背景・経緯

フランスでは第一次世界大戦以降、人口が急激に減少したことを背景として、1940 年代より国内の労働力不足解消のため、積極的に国外からの外国人労働者を受け入れてきた。特に、1945 年から 1975 年までの高度成長期には安価な労働力の需要が高まり、スペイン、ポルトガル、マグレブ等から大量の外国人労働者を受け入れた。しかし、1970 年代の第一次オイルショックを契機に欧州全体が経済不況に陥ると、フランスにおいても移民排除運動が発生、1974 年には外国人労働者の雇用が原則として禁止されたほか、1976 年にはフランス政府により移民に対して 1 人 1 万フランを支給し、出身国への帰国を促す帰国奨励政策が打ち出されるなど、フランス社会からの移民を排除する動きが活発化した。しかし、新規の外国人労働者の雇用は原則禁止となったものの、既に入国している外国人が家族を呼び寄せることは、人権上の配慮から容認されたため移民の数は引き続き増加していった。

1980 年代にはフランス国内に依然として存在する移民問題に対応するため、移民を排除するのではなく社会に統合するための支援を行うという政策転換が図られ、フランスに長期滞在することを想定した外国人に対しては、フランス語講習や市民教育の受講を義務付ける等、移民の社会統合政策が推進されるようになった。

2003 年以降、フランス政府は、家族呼び寄せ等による移民の受入れ要件を厳格化する一方で、フランスの経済成長及び国際競争力強化のために高度人材の受入れを積極的に推進する方針を打ち出している。

３－１－２　移民の流入による社会治安の変化

フランスでは旧フランス植民地であるモロッコ、アルジェリア等、マグレブ諸国からのアフリカ系移民が多く、これらの移民の社会統合が特に課題として認識されてきた。また移民 2 世の失業率が高く、所得水準が低いことも社会治安への悪影響として懸念されている。このような移民の多くは、低家賃の大都市郊外の集合住宅に集中して居住しており、フランス社会への統合が課題となっている。

2005 年 10 月、警察官の職務質問を受けた移民少年が変電所に逃げ込み、2 人が感電死するという事件が起きた。この事件を契機に、フランス全土でマグレブ系の移民 2 世、3 世を中心とした暴動が発生し、同年 11 月にはシラク大統領（当時）がテレビ演説で移民差別が存在することを認め、秩序復活を訴えた。同事件を契機に、フランスにおける移民、特に若者の社会統合が進んでいないことが明らかとなった[77]。

[77] 高山直也(2006)「フランスにおける不法移民対策と社会統合」、外国の立法 230、p. 72

３－１－３　特徴的な移民政策

フランスでは、移民を高度人材とそれ以外に分ける選択的移民政策を実施している。すなわち、フランスの経済成長に資する高度人材についてはフランスの競争力強化の観点から積極的に受け入れる一方で、移民の大半を占める家族呼び寄せについては受入要件を厳格化するといものである。

2003 年、シラク大統領(当時)のもと、サルコジ内務大臣（当時）は、03 年法を成立させ、選択的移民制を導入した。続いて、2006 年には、移民の選択と社会統合の強化を図ることを目的とした、06 年法が成立した[78]。06 年法の制定以前は、不法滞在者でも 10 年以上フランスに滞在していることを証明できれば正規滞在許可証を取得することが可能であったが、06 年法の制定により不法滞在者への正規滞在許可証の発行が禁止された。また、家族の呼び寄せに係る条件が厳格化されたほか、フランス人との婚姻による滞在許可証条件の義務化、移民選別の促進、フランスに 1 年以上滞在する外国人に対する「受入れ統合契約（CAI)」の締結が義務化される等、移民の選択が強化された[79]。

2007 年にサルコジ政権が発足すると、家族の呼び寄せを更に厳格化する 07 年法が制定された。07 年法により、入国前のフランス語の修得及び共和国的価値の理解が義務化されたほか、家族の呼び寄せにおける DNA 鑑定が導入された[80]。これらの法律により、フランスへの移民は、市民教育（フランスの社会、政治、法制度に関する基礎知識）の受講が義務化されると同時に、フランス語講習の受講の指示が行われている。また、2007 年 7 月には、サルコジ大統領がフランスの経済、社会的発展に資する移民を移民全体の 50%に引き上げるとの方針を示すと同時に、滞在許可証を持たない移民の国外退去に関する数値目標を設定し、選択的移民制の推進を強化している。

３－２　フランスにおける外国人の状況

フランスでは、「外国人（Etranger)」[81]は、高等統合審議会（le Haut Conseil à l'Intégration ：HCI）において「外国生まれの外国人」と「フランス生まれの外国人」の 2 種類に定義されている。なお、「外国生まれで、国籍取得によるフランス人」は「外国人」ではなく、各種統計から除外されている。また、フランス国籍のほかに外国籍を有する多重国籍者も、「フランス人」とみなされ「外国人」の統計には含まれていない。

また、フランスの公式統計には「外国人」の他に「移民（Immigré)」[82]という分類も存在する。「移民」の定義では、「フランス生まれの外国人」が含まれていないが、「外国生まれで、国籍取得によるフランス人」は含まれている。

---

[78] 平出重保(2009)「フランスの移民政策の現状と課題」立法と調査 No.293、p.5
[79] 平出重保(2009)「フランスの移民政策の現状と課題」立法と調査 No.293、p.5-p.6
[80] 平出重保(2009)「フランスの移民政策の現状と課題」立法と調査 No.293、p.6
[81] http://www.insee.fr/fr/methodes/default.asp?page=definitions/etranger.htm
[82] http://www.insee.fr/fr/methodes/default.asp?page=definitions/immigre.htm

これらのフランスにおける外国人と移民の関係は以下のように整理されている。

外国人と移民の関係[83]

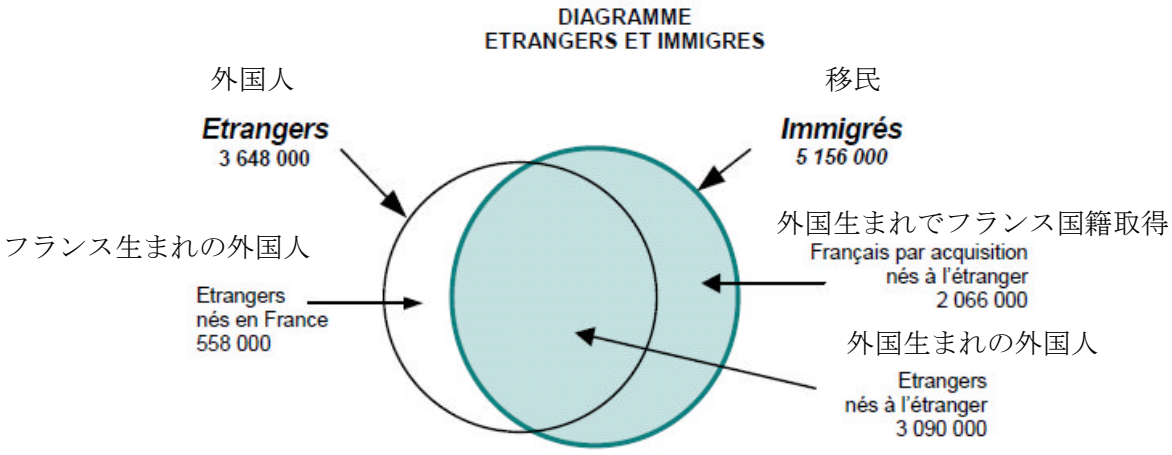

Source : recensement de la population 2006 - Exploitation principale

[83] 「国勢調査 2006」基礎情報
http://www.insee.fr/fr/publics/communication/recensement/particuliers/doc/fiche-nationalites-immigration.pdf

３－２－１　出入国等の状況

出身国別、目的別の移民数は次のとおり。約７割がアフリカからの移民となっている。

出身国別/目的別の移民数（2003 年）[84]

（人）

出身国/入国目的	労働移民	家族呼び寄せ	フランス人の家族（注１）	個人的および家族関係	難民	訪問者	その他（注２）	合計
ヨーロッパ（ＥＵ以外および旧ソ連）	1,144	1,032	624	4,499	3,097	906	485	11,787
アフリカ	2,097	19,014	13,122	43,938	4,314	3,259	4,318	90,062
アルジェリア	397	5,367	4,105	15,884	226	1,441	1,134	28,554
モロッコ	707	7,775	2,366	10,789	0	448	254	22,339
チュニジア	194	3,068	3,610	2,265	16	163	109	9,425
マグレブ以外のアフリカ諸国	799	2,804	3,041	15,000	4,072	1,207	2,507	26,923
アジア	2,013	4,772	1,517	8,779	1,960	1,949	1,202	22,192
トルコ	339	2,768	372	3,882	857	112	283	8,613
ベトナム	84	58	80	582	16	46	43	909
中国	222	339	149	1,132	39	381	149	2,411
日本	386	450	81	192	0	250	46	1,405
レバノン	364	157	64	246	5	156	12	1,004
アメリカ・オセアニア	1,244	1,948	961	4,927	366	1,496	316	11,258
その他（無国籍者など）	2	2	4	28	53	6	1	96
合計	6,500	26,768	16,228	62,171	9,790	7,616	6,322	135,395

（注１）　フランス人の配偶者、子どもや孫、フランス国籍の子どもの親

（注２）　労災手当て受給者、領土的難民、外国籍の病人，　非賃金労働者，　難民と無国籍者の家族

[84] OMI、OFPRA、内務省
http://www.insee.fr/fr/themes/tableau.asp?reg_id=0&ref_id=NATCCI02141 を元に MRI 作成

３－２－２　現在の外国人の人数等

2007 年時点の外国人と移民の割合を比較すると、約 18 ポイント程度移民の割合が多い。

外国人と移民の割合と数（2007 年）[85]

	外国人	移民
外国人と移民の比率	41%	59%
各人口に対する年齢層別の割合		
15 歳未満	17%	5%
15 ～24 歳	10%	9%
25 ～54 歳	49%	55%
55 歳以上	25%	31%
人数（千人）	**3,682**	**5,253**
全人口に対する割合	**5.8%**	**8.3%**

３－２－３　外国人滞在者数の変化と外国人犯罪の発生件数

『Criminalité et délinquance constatées en France – Année 2008（フランスにおける犯罪と非行：2008 年度（2009 年 5 月発行））』では、フランスの犯罪の種類としては、窃盗、対人犯罪・軽犯罪、詐欺と経済金銭上の犯罪、その他の犯罪（麻薬等）に分類されている。

国家警察が検挙した 2007 年と 2008 年の犯罪の種類別の件数は次のとおり。

国家警察が検挙したフランス国内の犯罪の種類と件数[86]

国家警察が検挙した犯罪の種類	2007 年	2008 年	増減割合
窃盗（隠匿を含む）	1,340,019	1,255,209	－ 6.33 %
その他の犯罪（麻薬を含む）	736,966	733,139	-0.52 %
対人犯罪・軽犯罪	272,348	283,360	＋ 4.04 %
詐欺と経済金銭上の犯罪	236,433	250,316	＋ 5.87 %
検挙された犯罪総件数	**2,585,766**	**2,585,766**	**－ 2.47 %**

全体の犯罪件数は減少しているが、対人犯罪・軽犯罪および詐欺と経済金銭上の犯罪は増加している。同書によると、国家警察が検挙した 2008 年の犯罪件数のうち 214,759 人が外国人で、前年度より 4.02 %増となっており、犯罪総件数の 26.04 %を占めている。（前年

[85] INSEE、RP2007 exploitation principale（一部集計）

[86] 『Criminalité et délinquance constatées en France – Année 2008（フランスにおける犯罪と非行：2008 年度（2009 年 5 月発行））』、Paris ； Direction centrale de la police judiciaire （DCPJ：司法警察中央局），p6 を元に MRI 作成

2007 年は 25.79 % ）[87]

また、国家憲兵隊が検挙した 2007 年と 2008 年の犯罪の種類別の件数は次のとおり。

国家憲兵隊が検挙したフランス国内の犯罪の種類と件数[88]

国家憲兵隊が検挙した犯罪の種類	2007 年	2008 年	増減割合
窃盗（隠匿を含む）	599,551	591,996	- 1.26 %
その他の犯罪（麻薬を含む）	180,738	188,702	+ 4.41 %
対人犯罪・軽犯罪	114,255	124,891	+ 9.31 %
詐欺と経済金銭上の犯罪	108,983	130,716	+ 19.94 %
検挙された犯罪総件数	**1,003,527**	**1,036,305**	**+ 3.27 %**

全体の犯罪件数が増加しており、特に経済金銭上の犯罪が増加している。同書によると、国家憲兵隊が検挙した 2008 年の犯罪件数のうち外国人は、7.59％を占めている（2008 年の外国人の犯罪者は 26,386 人 ）[89]。

[87] Criminalité et délinquance constatées en France - Année 2008,p9

[88] 『Criminalité et délinquance constatées en France - Année 2008（フランスにおける犯罪と非行：2008 年度（2009 年 5 月発行））』、Paris ； Direction centrale de la police judiciaire （DCPJ：司法警察中央局）,p8 を元に MRI 作成

[89] Criminalité et délinquance constatées en France - Année 2008,p11

３－３　外国人集住地域の概要と警察等の取組

３－３－１　外国人集住地域の概要

フランス本土の外国人集住状況は、北部および東部の割合が高い状況にある。

フランス本土の外国人集住地方（2007 年）[90]

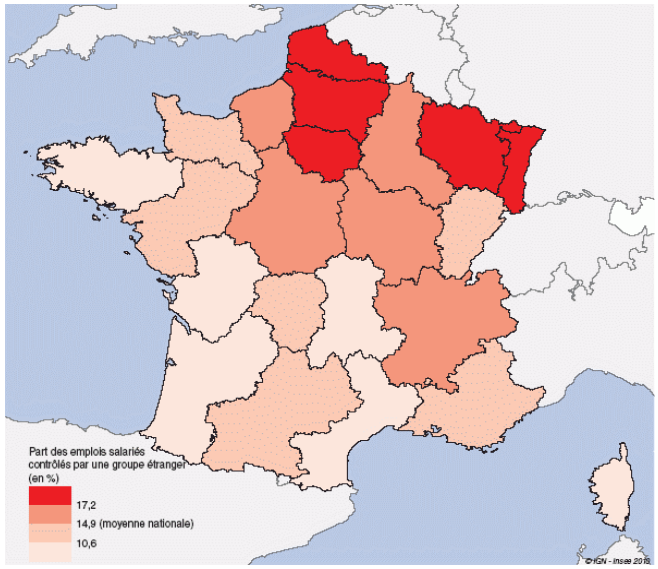

[90] Insee, CLAP-LIFI 2007 (L'Ile-de-France attractive pour les groupes étrangers. Insee Ile-de-France à la page n° 339 - Juin 2010)

地方別では、イル・ド・フランス地方における移民の割合が高くなっている。

地方別の移民の割合（2004-2005 年）[91]

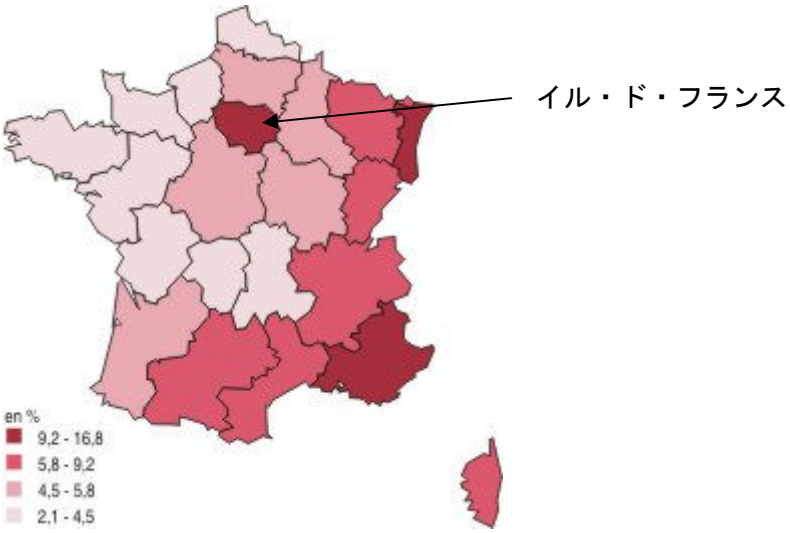

フランスにおける犯罪発生率はフランス北部および南部で高い割合を示している。

住民千人あたりの犯罪発生率[92]

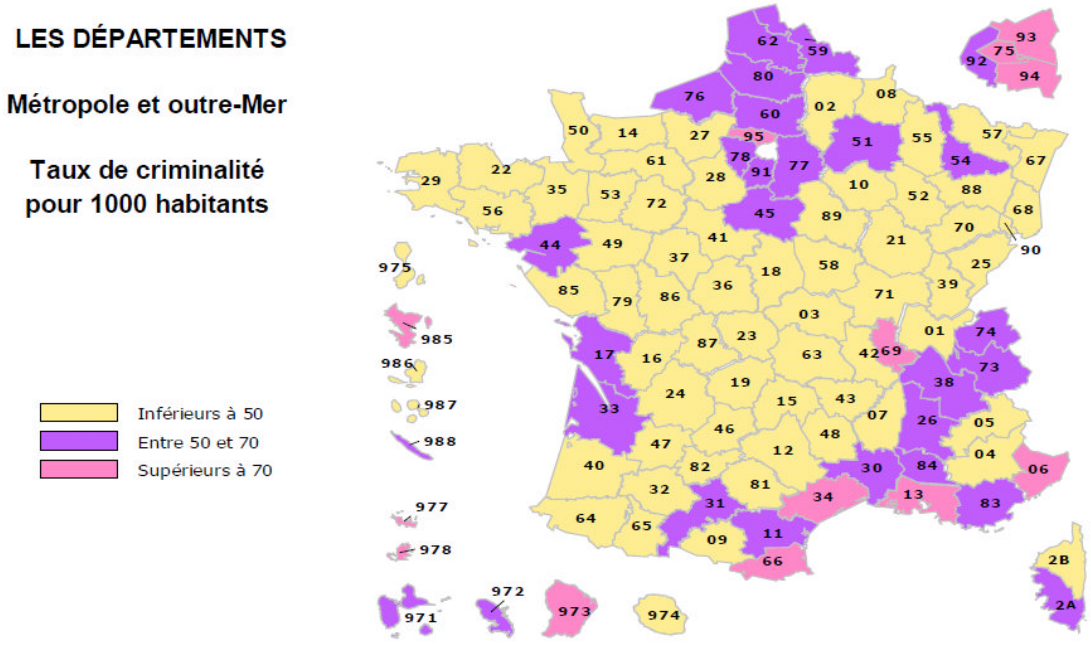

[91] Insee, enquêtes annuelles de recensement de 2004 et 2005
[92] 『フランスにおける犯罪と非行・2008 年度』（司法警察中央局）

住民千人あたりの犯罪発生件数（上位 10 県：フランス海外県を除く）[93]

順位	県名（県番号）	住民 1,000 人あたり
1	パリ（75）	109.73
2	セーヌ・サン・ドニ(93)	96.26
3	アルプ・マリティーム(6)	95.79
4	ブーシュ・デュ・ローヌ(13)	94.14
5	ピレネー・オリエンタル(66)	82.04
6	ヴァル・ドゥワーズ(95)	81.32
7	エロー(34)	79.14
8	ローヌ(69)	72.76
9	ヴァル・ドゥ・マルヌ(94)	71.60
１０	ガール(30)	69.62

パリの代表的な外国人集住地区[94]

バルベス地区

北アフリカ系の移民が多く住む。

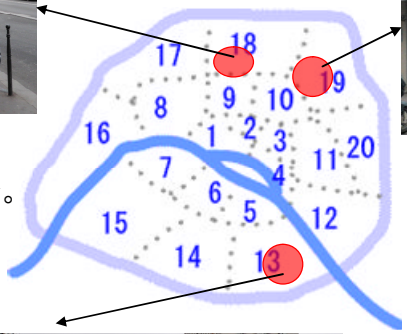

ベル・ヴィル地区

中国系の移民が多く住む。

13区南部

フランス最大の中華街。高層マンション郡の住民は、ほぼ中国系の移民といわれている。

[93] 『フランスにおける犯罪と非行・2008 年度』（司法警察中央局）を元に MRI 作成

[94] MRI 撮影

【参考：移民が多いセーヌ・サン・ドニ県】[95]

面積：236 ㎢

人口：1,486,000 人

コミューンの数：40

警察署の数：23

署員の数：4,817 人

犯罪検挙数：140,603 件（うち公道での犯罪 74,798 件）

その他：高い失業率（9.4%）。大量の不法移民。

地下組織や深刻な集団暴力などあらゆる種の犯罪を抱える。2008 年、フランス全土では犯罪の減少傾向が見られたなか、セーヌ・サン・ドニは強盗、麻薬取引、二輪車の窃盗が増加し、依然として犯罪発生率の高い地域のひとつであった。そうした危機的状況を示すものとして、2009 年 5 月に発生した、クルヌーブ（Courneuve）での警察車両の襲撃が挙げられる。

◇ 補足：1994 年 8 月 24 日にマラケシュ（モロッコ）のホテルで発生した武装した若者による殺人事件、及びフランスで発生したテロのいくつかに関与したとして逮捕された 2 人の若者はセーヌ・サン・ドニのクルヌーブの住民であった。その 1 人はアルジェリア系フランス人、もう 1 人はモロッコ系フランス人。事件には、イスラームテロ組織 FIS や GIA の関与が疑われる（Le Monde 等より）。

クルヌーブの様子[96]

地下鉄のクルヌーブ駅（最終駅）のマーケットでは店舗勤務者も購入者も北アフリカ系が大半を占めていた（写真左）。駅周辺では露店が開かれており、白人系はほぼ皆無であった（写真右）

[95] http://prefecturedepolice.interieur.gouv.fr/Prevention/Les-commissariats/Seine-Saint-Denis-93/ L-action-de-la-police-en-Seine-Saint-Denis （L'action de la police en Seine-Saint-Denis）

[96] MRI 撮影

３－３－２　外国人集住地域に対する警察等の取組

（１）中央警察の取組[97]

移民に対する取組

・強盗対策
・身体的暴力対策
・詐欺・経済犯対策
・公共交通機関内のビデオ監視
　パリの事例：2009 年 6 月にパリの地下鉄利用者を狙った 3 件の強盗事件が発生したが、パリ市交通公団（RATP）が提供した監視ビデオの映像より犯人を検挙。
・公道におけるビデオ監視
・PTS（科学技術警察）による、自動化された犯人の DNA 型情報に関する国家ファイルと事件との照合

（２）パリ市警察及び周辺の県市等の地元警察の取組[98]

2009 年 9 月 14 日、「パリ都市圏警察」が設置された。パリ及びパリ近郊（セーヌ・サン・ドニ、ヴァル・ドゥ・マルヌ、オート・ドゥ・セーヌ）を警備対象とする。3 つの管理部をおくが、それぞれの役割は以下のとおり。

①パリ都市圏近郊安全管理部

強奪、窃盗や破損行為など重罪を除く犯罪に対処。パリ及びパリ近郊の住民と直接コミュニケーションをとり、緊急呼び出しや被害者の申し立てなどに対応している。輸送警察地域局を設けたことで、2002 年 9 月以降、鉄道での窃盗が大きく減少した。

＊「パリ都市圏近郊安全管理部」は、パリ市とパリ市周辺 3 県（セーヌ・サン・ドニ県、ヴァル・ドゥ・マルヌ県、オート・ドゥ・セーヌ県）で構成されている。

②司法警察管理部

捜査協力、特に麻薬取引の撲滅。

③交通・公安管理部

イル・ド・フランスの繁華街、交通警察及び道路の安全を管理。

---

[97] http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/104000087/0000.pdf
『移民政策指針・2009 年度報告書』（移民規制委員会）

[98] http://www.interieur.gouv.fr/sections/a_la_une/toute_l_actualite/securite-interieure/police-agglomeration-parisienne（パリ都市圏警察の設置）
http://prefecturedepolice.interieur.gouv.fr/La-prefecture-de-police/Missions-de-police/La-direction-de-la-securite-de-proximite-de-l-agglomeration-parisienne

（３）セーヌ・サン・ドニ県の取組

2007 年 3 月 5 日に公布された DALO（住居権）に関する法律に基づき、セーヌ・サン・ドニでは、2007 年 12 月 28 日に調停委員会を設置し、申請者の書類審査にあたっている。申請の対象者は、フランス国籍取得者のみならず規則的または恒久的にフランスに居住する者で、現在の居住先から退去を迫られているが転居先のあてがない、または居住先を持たない者などである。具体的には、高齢者、学生の他、移民労働者らが含まれる。

また、2005 年～2007 年の間にセーヌ・サン・ドニの 6,999 軒の社会住宅に国家資金が投入された[99]。

CDO（公正・健康を目的とする県協定）は 2005 年～2008 年、若者の麻薬依存症（服役を終えた者も含む）を主な目的として、彼らの社会への適応を促進するための部局（un service d'évaluation des dépendances et d'orientation sanitaire et sociale）を設置した。2010 年以降も、予算を投入する予定である[100]。

地域の自治について定めた 2004 年 8 月 13 日の法律の施行後、若者の社会的統合（保健、住居、就学等）を支援するための若者支援県立基金（Le Fonds Départemental d'Aide aux Jeunes：FDAJ）が設置されている[101]。

（４）クルヌーブ市の取組

1988 年から近隣委員会（Les comités de voisinage）が設置されている。クルヌーブ全市民が参加可能で、住民交流（地域選出議員との交流を含む）、意見表明（地域生活のなかでの不満、提案等）や地域の情報提供（地域予算、建設計画、地域の催し等）の場となっている[102]。

若者支援局（Le service Jeunesse）では、4 つの若者支援スペース（Espaces jeunesse）を設置している。対象は 10 歳から 25 歳のクルヌーブ市民の若者。家庭収入に応じた入会金を支払う。多分野にわたる専門リーダーグループのもとで、就学支援、文化活動のほか、市民教育などが実施されている[103]。

---

[99] http://www.pref93.pref.gouv.fr/pdf/LETTRE_PREFET/31.pdf

[100] http://www.pref93.pref.gouv.fr/COHESIONSOCIALE_MILDT.html

[101] http://www.seine-saint-denis.fr/Fonds-departemental-d-aide-aux.html

[102] http://www.ville-la-courneuve.fr/10_democratie_locale/democratie_particip/comite_voisin.html

[103] http://www.ville-la-courneuve.fr/LC_idocs/ville_reussite_jeunesse/service.php
http://www.ville-la-courneuve.fr/LC_idocs/ville_reussite_jeunesse/actions.php#citoyennete

４．オランダ

４－１　移民政策

４－１－１　移民受け入れの背景・経緯

オランダには、1948 年から 1960 年代にかけてのインドネシア及びモルッカ諸島からの移民の受け入れ、1960 年代の地中海沿岸諸国からの移民の受け入れ、そして 1975 年のスリナム独立に伴うスリナム移民の受け入れの 3 つの大きな流れがある。

インドネシア及びモルッカ諸島からの移民は、旧植民地の独立に伴う入植者の帰国という意味合いが強い。1960 年代の地中海沿岸諸国からの移民の受け入れは戦後の経済復興における労働力不足を補完することを目的に行われた。1970 年代に入り急増したスリナム移民も旧植民地の独立を契機に発生した移民の流入である。

４－１－２　移民の流入による社会治安の変化

1948 年より始まったインドネシアからの移民受け入れは、旧植民地時代にインドネシアに移住したオランダ人が、1949 年のインドネシア独立を受けて帰国するという意味合いが強かったことから、これらの移民は帰国後比較的早い時期にオランダ社会に同化し、社会治安には大きな変化を及ぼさなかった。

他方、モルッカ諸島からの移民（モルッカ人）は、インドネシア独立の際モルッカ諸島の分離独立を主張しており、オランダに移住した後もモルッカ諸島の分離独立が認められれば帰国することを希望していた者が多かった。しかし、オランダ政府がモルッカ諸島の分離独立を認めなかったため、オランダ政府の決定に不満を持った一部のモルッカ移民が過激化し、1966 年に在オランダインドネシア大使館の襲撃事件が発生した。モルッカ移民はオランダのその後の移民政策に大きな影響を与えたとされている。

1960 年代より増加した労働力としての移民の受け入れは、新たな社会変化をもたらした。1967 年にオランダ政府が外国人労働者に家族の呼び寄せを認めたことから、トルコ人やモロッコ人を中心にオランダにおける家族の再統合及び定住化が進んだ。この頃からオランダ政府及び地方自治体は移民の受け入れに対する社会整備を進めるようになる。特に契機となったのは 1975 年のスリナム独立によって急増したスリナム移民の受け入れである。オランダ国内におけるスリナム移民の人口は、1970 年はわずか 2 万人強であったのが、1975 年には 10 万人に急増しており、オランダ政府及び地方自治体はこれらの移民に対応するため住宅を確保する等、移民受け入れの対応強化に迫られた。また、これらの移民の多くは学歴水準が低く、低所得者層に属していたため、これらの移民に就労機会を提供し社会統合を進めることは困難であったといわれている。

４－１－３　特徴的な移民政策

オランダ政府は、移民の社会統合を促すために、移民の受入に関する法規として「市民統合法（The Civic Integration Act（Wet inburgering）」及び「海外市民統合法（Civic Integration Abroad Act（Wet inburgering buitenland）」を制定している。これらの法律はオランダ国内の外国人を社会統合するためのものであり、オランダに移住する前の外国人にも適用されるケースがある[104]。

４－２　オランダにおける外国人の状況

４－２－１　出入国等の状況

オランダにおける統計データは、主に中央統計局(Centraal Bureau voor de Statistiek)において入手することが可能である。出入国管理については IND、オランダ中央統計局等が管理している。

2010 年の在オランダ外国人数[105]は 335 万 9603 人(平成 22 年 8 月 27 日時点)であり、2008 年と比べて 14 万 4,187 人（約 4.5%）増加している。

オランダにおける在留外国人の推移（2005 年-2010 年）[106]

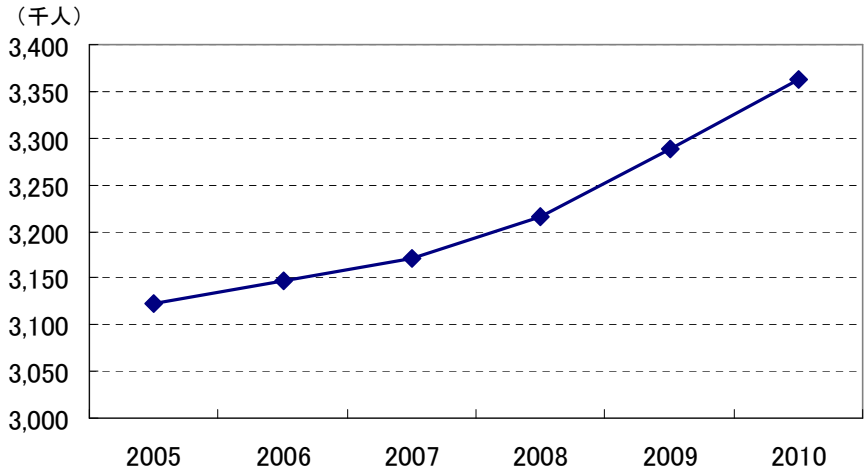

2010 年の在オランダ外国人数は、西洋諸国出身の外国人[107]が 2008 年より 5 万 1623 人(約

[104] IND(2008) Annual Report 2008, p.17
[105] ここでの「外国人」とは中央統計局ウェブページ上で使われている「少なくとも片方の親が外国で生まれた者」という定義に基づくものとする。一方「オランダ人」や「非外国人」も同様に同局ウェブページ上の「両親ともにオランダで生まれた者」という定義に基づくものとする。
[106] Statistical Yearbook2009 を元に MRI 作成
[107] ここでの「西洋諸国」は、中央統計局による「トルコを除くヨーロッパ、北アメリカ、オセアニア、インドネシア、日本を指す」という定義に基づくものとする。

3.6%)増加して 150 万 1,309 人であるのに対して、非西洋諸国出身の外国人[108]が 9 万 2,564 人(約 5.2%)増加して 185 万 8,294 人となっており、非西洋諸国出身の外国人増加が顕著であると言える。

オランダにおける在留外国人の出身地(1996～2010 年)[109]

	1996 年	2000 年	2004 年	2008 年	2010 年
外国人（非西洋諸国）	11,71,113	14,08,767	16,68,297	17,65,730	18,58,294
外国人（西洋諸国）	13,27,602	13,66,535	14,198,55	14,49,686	15,01,309

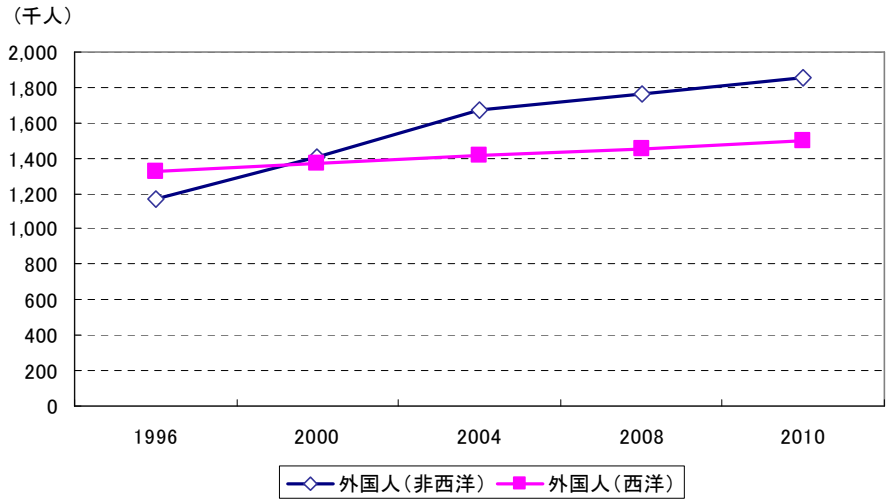

2009 年の在オランダ外国人は、オセアニアを除く、各大陸からの者が毎年増加しており、2008 年と比べてヨーロッパが約 2.7%、アジアが約 1.8%、アメリカが約 1.8%、アフリカが約 2.6%とそれぞれ増加している。絶対数としてはヨーロッパ出身者が最も多いが、増加率に関してはアフリカが最も高く、1996 年から比較して約 60.9%増加している。

オランダにおける在留外国人の出身別推移（1996～2009 年）（単位：千人）[110]

	1996 年	2000 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年
アフリカ	338	414	517	522	530	544
アメリカ	439	498	576	581	588	599
アジア	573	638	707	710	714	727
ヨーロッパ	1,135	1,209	1,328	1,340	1,363	1,400
オセアニア	14	17	20	20	20	20

[108] ここでの「非西洋諸国」は、中央統計局による「インドネシアを除くアジア、アフリカ、ラテンアメリカ、トルコを指す」という定義に基づくものとする。
[109] 中央統計局ウェブページを元に MRI 作成
[110] Statistical Yearbook2009 を元に MRI 作成

在オランダ外国人数の国籍・地域別分布としては、インドネシア、トルコ、モロッコ、スリナム共和国を出身とする外国人が多い。またこれら 4 カ国のうちスリナム共和国以外は国民の約 7 割以上がムスリムであるイスラム国家[111]であり、在オランダ外国人に占めるイスラム教徒の割合が比較的に高いと考えられる。

オランダにおける在留外国人の出身国・地域（2000, 2009 年）[112]

（単位：千人）

	2000 年	2009 年
EU	739	879
インドネシア	405	385
トルコ	309	378
モロッコ	262	342
スリナム共和国	303	339
オランダ領アンティル・アルバ	107	134
旧ユーゴスラビア	67	78
ポーランド	29	69
旧ソビエト	23	53
中国	30	51
その他	401	582

４－２－２　外国人滞在者数の変化と外国人犯罪の発生件数

2007 年の時点で在オランダ外国人容疑者数[113]はおよそ 7 万 9570 人であり、2006 年と比べておよそ約 640 人増加している。また 2000 年の容疑者数を比べるとおよそ約 1.5 倍増加している。容疑者数を外国人とオランダ人に分類すると、双方ともに 2000 年以降増加傾向にあり、2006 年の時点でオランダ人の容疑者数はおよそ 13 万 4,970 人（前年より約 2.1%増加）、外国人の容疑者数はおよそ 7 万 8,930 人（前年より約 2.6%増加）となる。

[111] イスラム教徒が国民に占める割合は、トルコとモロッコが 99%以上、インドネシアが 75%であり、またトルコとモロッコに関してはイスラム教を国教としている。
[112] Statistical Yearbook2009 を元に MRI 作成
[113] ここでの「容疑者」は中央統計局による「合理的な事実・状況から犯罪性を疑われ、告訴された者であり、起訴される前の状態を指す。またオランダ警察の認証システム（HerkenninGsdienstsystemen：HKS）に登録された人物」という定義に基づくものとする。

オランダにおける外国人容疑者の推移（2000 年―2006 年）[114]

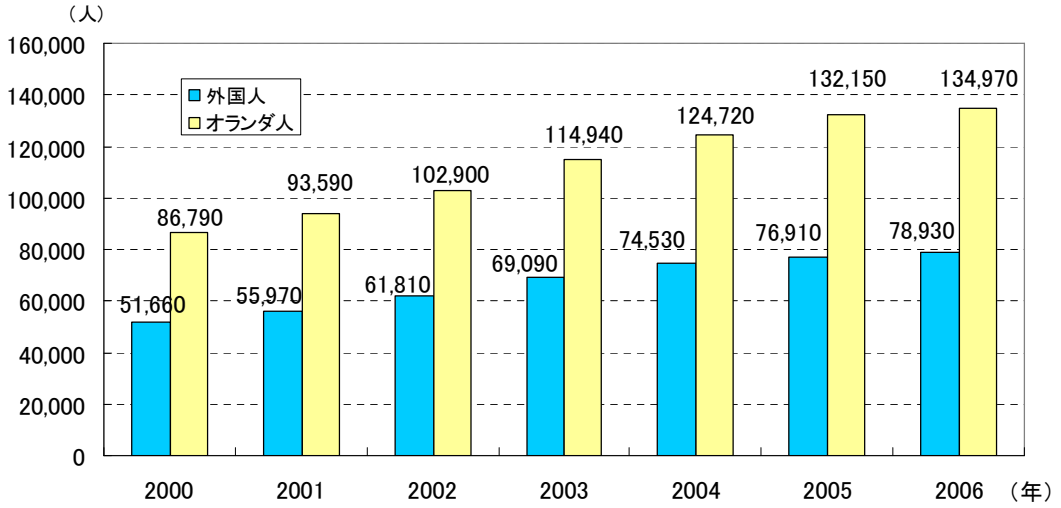

2000 年以降、西洋諸国・非西洋諸国とも外国人容疑者数が増加を続けており、2006 年時点で西洋諸国出身の容疑者数はおよそ 1 万 9,430 人（前年より約 2.1%増加）、非西洋諸国出身の容疑者数はおよそ 5 万 9,500 人（前年より約 2.6%増加）にのぼる。また西洋諸国に比べて非西洋諸国が高く、2006 年における 1,000 人当たりの容疑者数は、非西洋諸国が約 44.2 人であり、約 15.7 人の西洋諸国のおよそ 3 倍となる。

出身別外国人容疑者の推移[115]

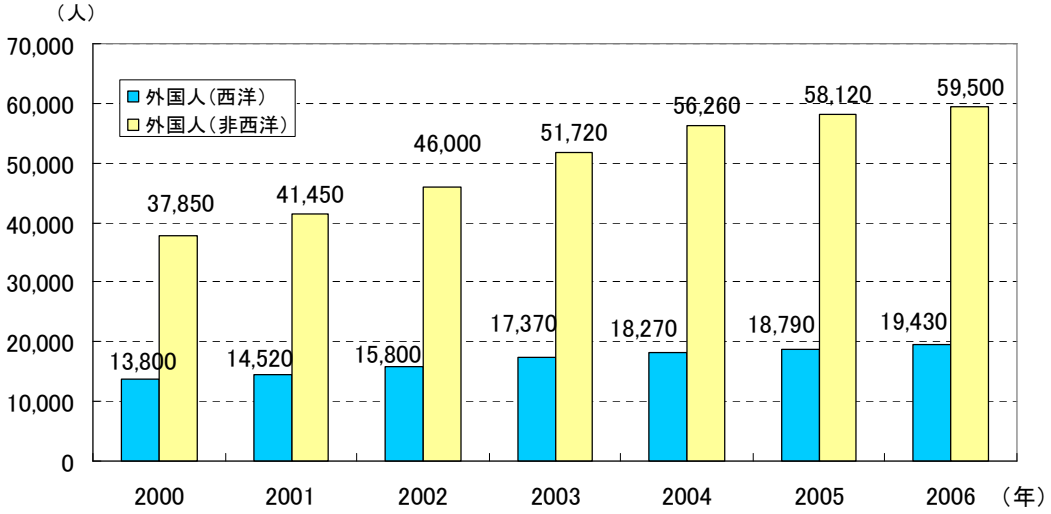

国籍別外国人容疑者数は、1,000 人あたりの容疑者数が多い国の上位 20 カ国は全て非西洋諸国である。なかでも、特にアフリカ諸国が多く、上位 20 カ国のうち 13 カ国を占めている。

114 “Criminaliteit en rechtshandhaving 2008”を元に MRI 作成
115 “Criminaliteit en rechtshandhaving 2008”を元に MRI 作成

出身国別人口 1,000 人当たりの容疑者数(2007 年)[116]

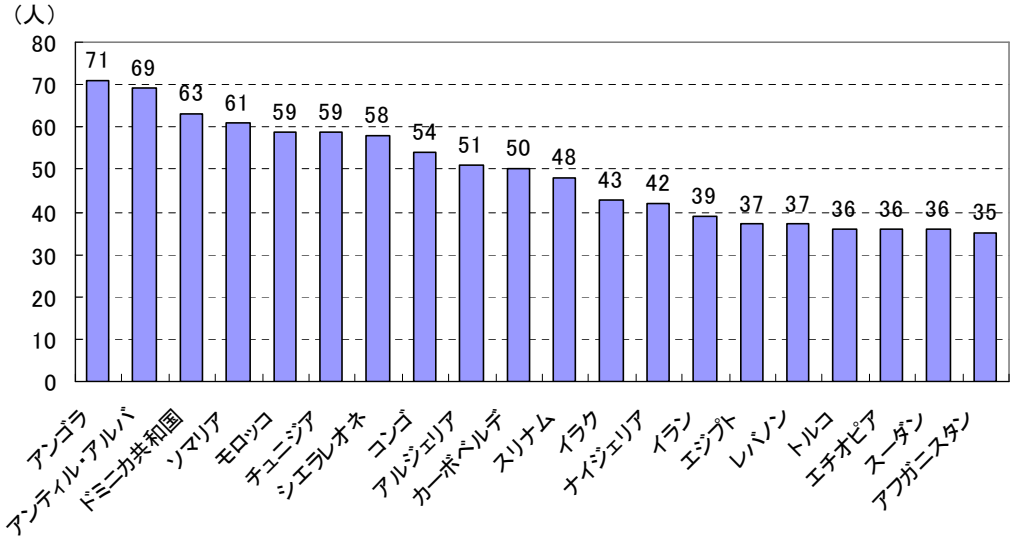

犯罪の類型的特徴として、外国人犯罪者は、オランダ人犯罪者に比して金銭犯罪、政府・公共に対する犯罪の割合が比較的高い。オランダ人の場合、全体に占める金銭犯罪の割合が約 20.2%、政府・公共に対する犯罪の割合が約 15.6%であるのに対して、外国人の場合、金銭犯罪の割合、政府・公共に対する犯罪の割合がどちらも約 22.7%となっている。またオランダ人犯罪者に比べて外国人犯罪者は 2 種以上の犯罪に従事している割合も高く、前者が約 15.9%であるのに対して後者が約 19.4%である。

[116] “Criminaliteit en rechtshandhaving 2008”を元に MRI 作成

犯罪種類別検挙人数[117]

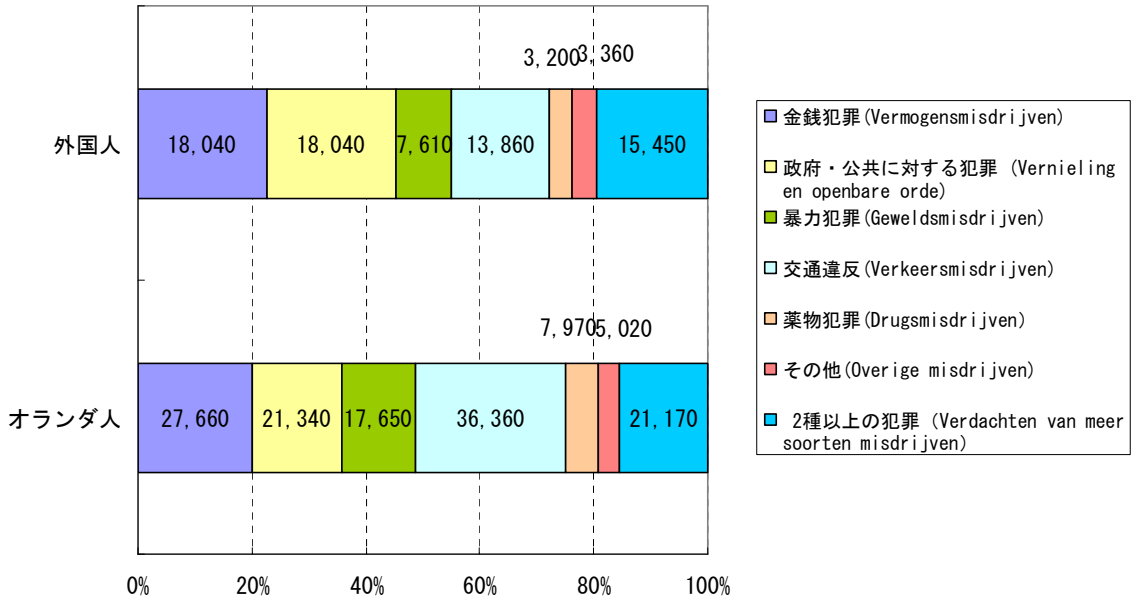

[117] “Criminaliteit en rechtshandhaving 2008”を元にMRI作成

Ⅲ．西欧諸国における国際犯罪組織の活動を助長する事犯及び対応策

１．国際犯罪組織の活動を助長する犯罪インフラの実態

１－１　国際犯罪組織の概況

（１）イギリス

イギリス内務省は「組織犯罪（organised crime)」について、「国家犯罪情報局（NCIS)」が用いた「組織犯罪者（organised criminals)」の定義である「イギリスあるいは海外を拠点として、他者と共謀し利益を得るために重大な犯罪行為を繰り返している者」と同意で捉えている[1]。「国際犯罪組織」は明確に定義されていないが、内務省ではイギリスで発生しているほぼ全ての組織犯罪が海外を起源としているものと認識しており[2]、組織犯罪者は国境を越えて活動することが多いと言及されていることから、国際犯罪組織は、組織犯罪と同種の定義で捉えられているものといえる。また、内務省などの資料では「組織犯罪グループ（organised crime group)」という用語が「犯罪組織」という同意で使われている。

“Association of Chief Police Officers：ACPO”によれば、2007 年 12 月時点で、2,800 以上の組織犯罪グループがイングランド及びウェールズで活動していた。2007 年に確認されたこれら組織犯罪グループの 3 分の 2 は、複数の犯罪事案に関係していた。また、グループの 60％は、麻薬の違法売買に従事しており、10％は、国際的な側面を持っていたことが明らかとなっている。また、2009 年時点では、イギリス全土において、25,000 人から 30,000 人が組織犯罪に従事していた[3]。ただし、犯罪組織グループとその構成員の数は正確には把握されていない。2010 年 7 月のロンドン警視庁長官（Paul Stephenson）の発表によると、「イギリスには、6,000 の組織犯罪グループと 38,000 の構成員が存在する。」とされている[4]。

（２）ドイツ

1991 年、連邦刑事局は「検察と警察の協調による組織犯罪捜査のための共同規定」を制定、その中で「組織犯罪」を、「利益や利権の追求を目的とし、二人以上の者が一体となって、長期ないし無期限に、以下の類型行為よって計画的な犯罪行為を行うこと。」と定義している[5]。その具体的内容は次に示すとおりであり、これらのうちいずれか 1 つにあてはまれば組織犯罪として扱われる。

①商業的・事業的な組織を用いることによる犯罪

---

[1] Home Office　One Step Ahead: A 21st Century Strategy to Defeat Organised Crime, p.7

[2] Home Office (2009) Extending Our Reach: A Comprehensive Approach to Tackling Serious Organised Crime, p.27

[3] Home Office (2009) Extending Our Reach: A Comprehensive Approach to Tackling Serious Organised Crime, p.8

[4] http://www.bbc.co.uk/news/10601509

[5] 連邦犯罪局　「治安に関する第 2 期報告 2009」p440

②暴力又は脅迫的手段を用いることによる犯罪[6]

③政治・メディア・行政・司法・経済等の組織に影響を行使することによる犯罪

定義における「長期」とは、経験的には 1 年以上にわたる活動をさしている。

なお、少年が単に集団で犯罪を行った場合は組織犯罪として扱われない。

また、組織犯罪とは組織内で役割が明確に分担されていることが要件となる。

連邦刑事局によると[7]、2009 年にドイツ国内で行われた組織犯罪に関する捜査件数は 579 件であり、そのうち 305 件が新規案件、274 件が前年からの継続案件であった。同年に完結した捜査は 283 件となっている。

組織犯罪の捜査件数[8]

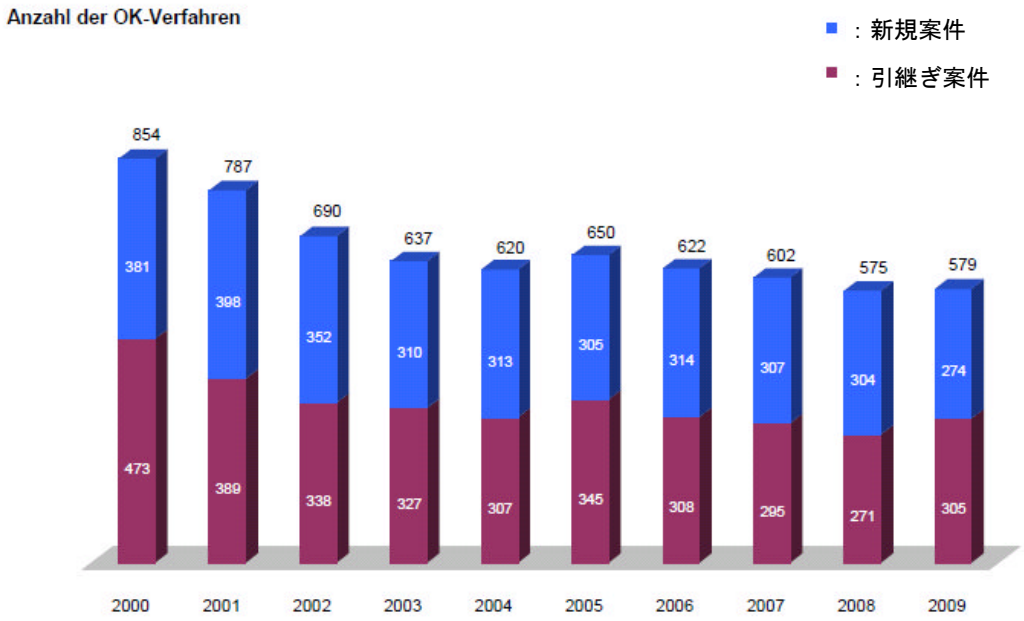

2009 年の組織犯罪による被害額総計は 13 億 7 千万ユーロであり、そのうち約 10 億ユーロは経済犯罪によるもので最多となっている、次いで税法違反が 1 億 5 千万ユーロ、財産犯が 5 千万ユーロとなっている。一方、犯罪組織が得た利益の総計は 90 億ユーロ、税法違反による利益が 45 億ユーロ、経済犯罪が 18 億 5 千万ユーロ、麻薬密輸及び取引が 8 億 7 千万ユーロの順となっている。

[6] 例えば、目撃者への脅迫行為、オートバイに集団で乗車して行う威示行為なども含まれる

[7] http://www.bka.de/lageberichte/ok/2009kf/lagebild_ok_2009_kurzlage.pdf

[8] “Kurzfassung des Lagebildes Organisierte Kriminalität 2009 Bundesrepublik Deutschland“BKA

（３）フランス

フランスでは、「国際組織犯罪」を国際連合が定義する「組織犯罪グループ」と同一定義として扱っている。

国際連合による「組織犯罪グループ」の定義

組織犯罪グループとは、3 人以上で構成されたグループであり、一定の期間存続し、本条約において定められた一つ以上の重大な犯罪を、直接・間接的に金銭的又は物質的な利益を得るために行うことを目的に協働しているものである[9]。

なお、フランスでは、犯罪組織による犯罪件数などの統計データは公開されていない。

（４）組織犯罪グループの概況

１）ルーマニア人

2007 年にルーマニアが EU に加盟して以降、特にイギリスでのルーマニア人による犯罪が急増しているとの報道がなされている。2008 年 1 月、Express の報道によれば、EU 加盟の 1 年後には、イギリスでのルーマニア人による犯罪は 530%増加した[10]。検挙事例としては、特にルーマニア人の子供の人身売買、スキミングや銀行カードの偽造に関した事例が多い。

ドイツでは、ルーマニア人グループの活動は、幾つかの犯罪分野に限定されており、主にカード犯罪、売春のための人身売買、財産犯罪に関与しているケースが多い[11]。

２）アルバニア人

アルバニア系組織犯罪グループが、イギリスでの勢力を拡大している。2002 年時点で、ロンドン警視庁はロンドンのソーホー地区での売春の約 75%はアルバニア系ギャングにより管理されているものと推定していた[12]。売春を強要されている女性や子どもたちの多くは、人身売買によってイギリスに連れて来られた者たちである。また、ヨーロッパ市場でのヘロイン売買の多くは、30 のアルバニア系マフィア・ファミリーの支配下にある[13]。ヨーロッパへ流入しているヘロインは、アルバニア系の各ファミリーがそれぞれ管理している特定の地域を通って運ばれる。アフガニスタンからイギリスへと密輸されるヘロインの約 3 分の 1 は、アルバニア系グループに仲介されているとの報道も見られる[14]。その他、イギリスにおけるアルバニア系グループは、恐喝、銃の密輸、組織的窃盗などに関与しているものと見られている。

---

[9] United Nations (2000) UNITED NATIONS CONVENTION AGAINST TRANSNATIONAL ORGANIZED CRIME, p.5
[10] http://www.express.co.uk/posts/view/32674/Scandal-of-Britain-s-Romanian-gangsters
[11] BKA Oragnised Crime 2008 National Situation Report, p.18
[12] http://www.timesonline.co.uk/tol/news/uk/article835598.ece?token=null&offset=0&page=1
[13] http://www.thelondondailynews.com/albanian-hire-london-%C2%A35000-p-2560.html?page=2
[14] http://www.timesonline.co.uk/tol/news/uk/article835598.ece?token=null&offset=0&page=1

３）トルコ人

イギリスで活動するトルコ人犯罪組織としては、トルコの南東地域出身の Baybasin 一族が運営する“Baybasin Gang”が良く知られている。“Baybasin Gang”は、1970 年代にトルコのシリア国境付近でヘロインの精製を始め、1990 年代後半までに、ヨーロッパへのヘロインの輸出で巨額の富を蓄えた[15]。その後、一族の Huseyin Baybasin は、オランダで麻薬密輸ビジネスを始め、その兄弟の Abdullah Baybasin はロンドンに移住、イギリスのヘロイン取引で最大のシェアを誇った。またロンドンでは“Bombacilar (Bombers)”と呼ばれる若者のギャング・グループをリクルートし、商店などへの武装侵入・強盗を繰り返させた。2002 年 7 月に、オランダで Heseyin が検挙され終身刑を、また、2006 年初頭には、Abdullah がロンドンで検挙され、22 年の刑に服している。

“Baybasin Gang”を中心としたトルコ人組織犯罪グループは、麻薬取引を取り仕切っており、2000 年前後にはイギリスへのヘロインの密輸入の 90%はトルコ人グループが関与していたとされる[16]。しかし、Heseyin や Abdullah の逮捕などの影響で、近年トルコ人グループの犯罪ネットワークは弱体化しつつある。かつてトルコ人グループとヘロインの取引を行っていたイギリスの犯罪シンジケートは、独自の供給ルートを構築し、またパキスタン人グループなどもトルコ人グループのやり方を模倣し、パキスタンやアフガニスタンなどから独自に麻薬の密輸を始めている。

トルコ人組織犯罪グループは、ドイツでも主に麻薬の密輸に関与している。ヘロインの密輸が主であるが、コカインも扱っている。ヘロインは、トルコからドイツに運ばれるが、ドイツを経由してオランダやイギリスへ渡ることもある。コカインに関しては、オランダからドイツへ運ばれるケースもある[17]。

また、トルコ人組織犯罪グループは、人身売買及び売春などにも関わっており、ルーマニア人やブルガリア人女性が被害者となるケースが多い[18]。

---

[15] 以下の Baybasin Gang に関する記述は、BBC News 2006 年 4 月 7 日による。
http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/4787088.stm
[16] http://www.timesonline.co.uk/tol/news/uk/crime/article6868810.ece
[17] BKA Oragnised Crime 2008 National Situation Report, p.17
[18] BKA Oragnised Crime 2004 National Situation Report, p.21

４）ナイジェリア人

ナイジェリア人組織犯罪グループは、電子メールや電話を利用した金銭詐欺を行っており、イギリスでの被害も甚大である。よくある手口は、被害者に対して「巨額のお金を振り込みたいので銀行口座の情報を教えて欲しい」と電子メールを送る方法である。The Office of Fair Trading によれば、このような詐欺による被害は年間£3.5 億に上っているという[19]。

ナイジェリア人組織犯罪グループのドイツでの活動は、犯罪分野が限定されており、特にコカインなどの麻薬密輸関連が中心であり、加えて、売春のための人身売買や詐欺などの経済犯罪を行うこともある[20]。

５）ポーランド人

ポーランド人グループは、特にドイツでの自動車盗などの財産犯罪、及び税関犯罪などに関与している。ドイツからポーランドへの盗難車の密輸、ロシアやウクライナからポーランドを経由してドイツへの煙草の密輸を行っている[21]。また、合成麻薬とコカインの密輸に携わっている事例もある[22]。

６）リトアニア人

近年、ドイツでの麻薬密輸への関与を強めており、特にオランダやリトアニアからのヘロインの不正取引に従事している。ドイツとデンマークを経由した、スウェーデンやノルウェーへの合成麻薬の密輸に携わっているとの報告もある。また、リトアニアへの車両の密輸といった財産犯罪、リトアニア、ロシアやウクライナからドイツやイギリスへ煙草を密輸するなどの税関犯罪も行っている[23]。その他には、人身売買や密入国斡旋などを行うこともある[24]。

リトアニア人を主な構成員とするグループには、他の国の被疑者も関与していることが多く、特に旧ソ連出身のドイツ人被疑者との協業が多いことが特徴的である[25]。

---

[19] http://news.bbc.co.uk/2/hi/7027088.stm
[20] BKA Oragnised Crime 2008 National Situation Report, p.18
[21] BKA Oragnised Crime 2008 National Situation Report, p.17
[22] BKA Oragnised Crime 2004 National Situation Report, p.21-22
[23] BKA Oragnised Crime 2004 National Situation Report, p.22
[24] BKA Oragnised Crime 2003 National Situation Report, p.24
[25] BKA Oragnised Crime 2003 National Situation Report, p.24

７）ロシア人

ロシア人組織犯罪グループは、ドイツでの様々な犯罪に関与していることが知られているが、主に経済犯罪と麻薬の密輸（特に、オランダからドイツへのヘロインの密輸入）に関係している。また、煙草の密輸といった税関犯罪に関っていることもある。

ロシア人組織犯罪グループは、フランスのリビエラ地方に進出し、同地方のほぼ全ての犯罪に関係するまでに勢力を伸ばしつつある。「かつての共産圏の国からの犯罪組織によって、住居侵入、マネー・ロンダリングから売春までの全てがコントロールされている」との報告もある。組織メンバーがスペインで逮捕されることが多いが、組織の幹部たちはフランスに拠点を置いていることが明らかとなっており、組織メンバーを他国に送り込んで犯罪に従事させているとの報道もある[26]。

１－２　偽装結婚

（１）イギリス

イギリス（イングランド及びウェールズ）での偽装結婚は、2001 年から 2004 年にかけて増加し、ピーク時の 2004 年で 3,578 件の報告があった。その後、2005 年 2 月に、イギリスでの外国人の結婚に関する新たな規則が制定されたことから、2005 年には偽装結婚は急減した。この規則の制定により、EU 圏外の者がイギリスで結婚する場合には、結婚相手のステータス如何を問わず、内務省が発行する特別許可の申請が必要になった[27]。イギリスに居住する法的権利を持たない者による申請[28]、あるいは偽装結婚が疑わしい者による申請は内務省によって却下される[29]。但し、英国国教会での結婚の場合については、これらの要件が免除される。

新規則の制定により、2005 年以降偽装結婚は減少したが、2009 年には、前年比 154%の 529 件（1 月～11 月集計）の報告があり、増加の兆しが見られた。最近の傾向としては、イギリス人ではなく、滞在権を持つ東欧人を偽装結婚の相手として利用する事例が多いとの報道もある[30]。

（２）ドイツ

ドイツでは、偽装結婚に関して「自分あるいは相手の滞在許可を得るために虚偽の申請を行ったものは、3 年以内の実刑もしくは罰金が科せられる」と規定されている[31]。また、

---

[26] http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/europe/france/7973637/Russian-mafia-taking-over-French-Riviera.html

[27] 本申請には、£135 の費用がかかり、76 箇所の申請所のみで行うことができる。

[28] http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/8444360.stm

[29] http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/4894544.stm

[30] http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/8444360.stm

[31] 外国人滞在法 95 条 2 項

外国人が他人に婚姻を強制し又は強制を試みるときは、国外退去とするものと規定されている[32]。ドイツ人とトルコ人の偽装結婚事例が多く伝えられている。

（３）フランス

フランスでの偽装結婚は、組織的に行われている場合が多い。偽装結婚は白色結婚（Marriage blanc）と灰色結婚（Marriage gris）の２つに分類している。

白色結婚は、金銭と滞在許可証のバーターによって成り立っており、結婚後の同居・共同生活を前提としていないことが特徴的である。当人の滞在許可証の取得と、産まれてくる子供がフランス国籍を取得することが大きな目的となっている。マグレブや中央アフリカ諸国の女性が多く活用している方法である。

灰色結婚は、フランスの滞在許可証を取得するために詐欺的に結婚する方法である。したがって、一方の当事者は、被害者となるケースが多い。北アフリカの男性とフランス人女性、南米（特にブラジル人）女性とフランス人男性の組合せが多く、バカンスで知り合ったり、売春ツアー（女性向けも存在する）で知り合った者と結婚するなどがきっかけとなっている。シェンゲン協定制定以前は東欧女性とフランス人男性の組合せが多かったが、シェンゲン協定制定後はこの組合せはなくなった。

偽装結婚の斡旋組織は南仏およびマグレブにあるといわれている。フランスではフランス人と外国人が結婚する場合、市役所で各人の保証人立会いのもと身元確認等が行われる。外国人側の保証人として頻繁に同一人物があらわれる場合には、不法な結婚である可能性が高く、摘発しやすいとのことである。

事例	大規模な偽装結婚に関与していたチェコ人ギャング７人に有罪判決がくだされた。このギャング・グループは、偽装結婚のアレンジ、及び彼ら自身がナイジェリア人、パキスタン人、シリア人などとの偽装結婚を行っていた。偽装結婚は、イギリスでの滞在権と労働権などを得るために、EU 外の外国人とイギリスを含めた EEA 圏内居住者との間で発生している。（2010 年９月 30 日、内務省発表）

事例[33]	1994 年８月、ドイツ人女性スーザンが 24 歳の時に、モロッコ人男性と偽装結婚した。モロッコ人男性はドイツ残留を希望し、スーザンは、税金を節約するためであった。モロッコ人男性は入国管理局事務所において、問題なくドイツ居住が許可され、２人は形式的な結婚式を行った。警察や管理当局が家を訪問する事はなかったが、女性は偽装結婚が判明しないように、結婚指輪を何時も身につけ、男性の写真を常に所持していた。二人は同居せず、同じ言語で話をすることはなかった。 外国人局が警察に通報し、偽装結婚であることが判明した。

[32] 外国人滞在法第 55 条２項

[33] http://www.tagesspiegel.de/zeitung/der-trau-schein/1414568.html

１－３　旅券等証明書偽造

（１）イギリス

多くの組織犯罪グループが身分証明書の偽造、供給、使用を行っている[34]。身分証明書の偽造には、大別して 3 つの手段がある。① 身分証明書の一部を改変する、②身分証明書全てを偽造する、③他人の身分証明書を盗む。身分証明書発行のための証明として利用される公共料金の請求書や銀行取引証明書は、個人のパソコンで容易に偽造することが可能であるが、イギリスのパスポートは、技術的に偽造が難しく、組織犯罪グループが偽造することは比較的困難であるといわれている。

（２）ドイツ

偽造ドイツ旅券は、ブルガリアやでバンコクで作成されていると言われている。また、1999 年から 2008 年までの間、フランス、イタリア、イギリス、ベルギー、スペイン、ポーランド、ニュージーランド、韓国、イスラエルなどの偽造旅券約 3 万冊がドイツ国内で発見されている。こうした偽造旅券は、偽造旅券の依頼者への郵送時に発見・押収されるケースが多い。

旅券に次いで、ビザや滞在許可証も多く偽造されているが、これらは、セルビア、ブルガリア、ペルー、パキスタン、スリランカで偽造されているものと見られており、ドイツ国内で銀行口座開設、住民登録、レンタカー、携帯電話購入、送金などを行う際に使用されることが多い。特にリトアニア人、ルーマニア人、ロシア人、ウクライナ人は、こうした偽造証明書によって、資金浄化・送金のための銀行口座を開設しようとして逮捕される例が多い。ドイツ人が偽造証明書を使用して口座を開設しようとする場合は、インターネットによる商品売買の不正利用を目的とした個人的犯罪であるケースが多い。

中国人が他人の旅券等を使って不正取引等を行うケースも多く発生しているが、これは、西洋人にとって、東洋人の顔の判別による個人の特定が困難であることによるものと考えられている。

文書偽造の国籍別の犯罪件数は、2004 年①トルコ、②ポーランド、③セルビア、④ウクライナ、⑤チェコの順に多く、2009 年①トルコ、②イラク、③ポーランド、④ルーマニア、⑤アフガニスタンの順に多くなっている。両年ともトルコが最も多く、2009 年に増加したのが、イラク、アフガニスタン、セルビア、ベトナムとなっている。

[34] The United Kingdom Threat Assessment of Organised Crime

文書偽造の国籍別犯罪件数[35]

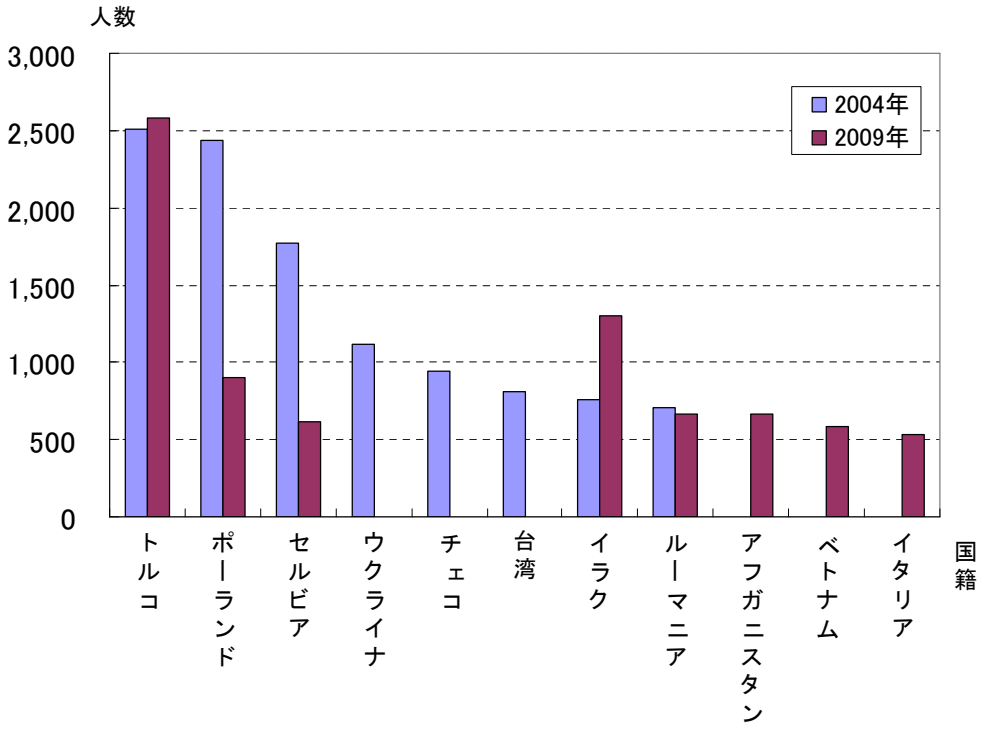

事例[36]

ハンブルク警察によると、2005 年５月、密輸ならびに偽造文書作成の容疑で 12 名（トルコ人及びガーナ人）をドイツ北部で逮捕した。彼らは、銀行口座を開くために、偽造証明書とビザを不法移民に提供したと疑われている。

（３）フランス

旅券発給及び身分証明書の発行は内務省が担当している。旅券発給の際には出生証明書が必要となることから、旅券の申請手続きは出生証明書が交付できる市役所にて行い、申請書類が、市役所から県庁、県庁から内務省に電子的にデータ送付され、本人確認後、旅券が発給される。

フランスの旅券は、2006 年 4 月以降、記載内容を一括印刷する方式に変更された。従来は、氏名等の個人情報のみを後から印刷する方式であり、偽造が容易であったが、この変更以降、フランスの偽造旅券は発見されていない。

偽造書類については中国に関係したものが多い。日本の偽造旅券を使い、中国人が日本

[35] ドイツ連邦刑事庁“Polizeiliche Kriminalstatistik”(2004 年および 2009 年)を元に MRI 作成
[36] “12 Suspected People Smugglers Arrested”, DW-WORLD.DE DEUTSCHE WELLE
http://www.dw-world.de/dw/article/0,,1648789,00.html

人としてフランスに入国しようとした例もあった。

また、フランスでは、コンゴの偽造運転免許証が多く発見されている。こうした偽造運転免許証はフランス国内で作られており、フランスの免許証に書き換えることを目的としたものである[37]。その他、ポルトガルおよびイギリスの偽造運転免許証も多い。交通違反により免許が失効になった場合に、再取得するのではなく、こうした偽造運転免許証で他国人として運転するケースがある。

事例[38]	2004 年 2 月 18 日、ドイツ人とフランス人が、400 以上の偽造欧州統一旅券と偽造ビザシールを密輸しようとして、タイの移民警察に逮捕された。ドイツ人は 255 冊の偽造旅券と偽造ビザシールをスイスへ、また、フランス人は、146 冊の偽造旅券を携行して、ロンドン行きのフライトを予約していたところ、いずれもバンコク国際航空で逮捕されたものである。欧州連合は、公文書偽造が行われている拠点がタイにあると非難している。

１－４　不法就労助長・不法入国斡旋

（１）イギリス

イギリスで滞在許可や就労許可を持たない外国人は、ギャングマスター（gangmaster）と呼ばれる労働者斡旋企業に仕事の斡旋を依頼することが多い[39]。ギャングマスターは下請企業や仲介業者を通して、労働者を雇用者に斡旋する。

移民組織犯罪を行う組織犯罪グループが、ギャングマスターのビジネスを行っている場合も多い。イギリスへの不法入国を斡旋した、あるいは人身売買による不法移民を安価な労働力として搾取することで、更なる利益をあげているものである。就労許可を持たない労働者を低賃金で働かせ、高額の中間マージンを得るというこの種の手法では、労働者を標準以下の住居に住ませ、過度の家賃を課している場合も多い。そのため、ギャングマスターのビジネスは、高収益であり、また摘発される可能性も比較的低いため、多くの組織犯罪グループにとって魅力的なビジネス形態となっている。

2004 年 2 月、イギリスで不法労働を行っていた中国人 23 人が、モーカム湾でザルガイ[40]を採取していた際に溺死するという事件が発生した。この事件を受けて、2004 年に、「ギャングマスター・ライセンス・アクト 2004　(Gangmasters (Licensing) Act 2004)」が成立し、農業、園芸、包装産業などに労働者を斡旋するギャングマスターは、“Gangmaster Licensing Authority：GLA”が発行する認可を得なければならなくなった。

---

[37] フランスではフランス滞在が 1 年以上になる場合、自国の運転免許証からフランスの運転免許証に書き換えることが可能である（その場合、自国の運転免許証は失効となる）

[38] “German Apprehended in Thai Passport Swoop”, DW-WORLD.DE DEUTSCHE WELLE http://www.dw-world.de/dw/article/0,,1118141,00.html

[39] 岡久慶（2004）「イギリスの人身取引に関する規制法」、p.80

[40] トリガイを含む 2 枚貝の総称。特にヨーロッパでは食用として流通

現在のところ、建設産業などでは、認可なしで労働者斡旋事業を行うことができ、違法行為を行うギャングマスターの抜け穴になっている。違法なギャングマスターは、労働者の出身国の組織犯罪グループとの繋がりを有しており、現地での労働者のリクルートから、イギリスへの不法入国斡旋、イギリスでの不法就労斡旋までを請け負っているところもある。

イギリスでは、密入国斡旋（human smuggling）と人身売買（human trafficking）を、「組織移民犯罪（organised immigration crime)」と呼んでいる。

英国内務省が 2005 年に発表したレポートによれば、2001 年の推計値で、イギリスには約 43 万人[41]の不法滞在者が在留していた。さらに 2001 年以降、不法滞在者数は増加していると見られている。ロンドン市長からの委託により、ロンドン・スクール・オブ・エコノミックスが推計した結果、2007 年時点での不法滞在者数は約 72 万人であった[42]。この要因としては、難民認定が却下されたが滞在を続ける者、査証の期限を越えて滞在（オーバーステイ）する者、不法滞在者の親の元に出生する子どもが増加しているためである[43]。

また、中国、東南アジア、インド亜大陸、東ヨーロッパ／バルカン半島（特にアルバニア)、中東（特にアフガニスタン、イラク、イラン)、アフリカ、中南米から、イギリスに不法入国する者も多くいる。不法入国の方法は 2 つあり、偽造身分証明書や査証などを用いる方法と、船やトラックの荷台などに隠れて国境管理をすり抜ける方法に分けられる。いずれの場合も、移動の手引きや偽装証明書の提供などにおいて、組織犯罪グループが携わっている場合が多い。

【参考：斡旋料の相場】

不法入国の斡旋料は、輸送の手段（トラックやバンの利用は飛行機よりも安い)、入国方法（国境管理をすり抜ける密入国は、各種証明書の偽装による不法入国より安い)、利用証明書・書類の種類（本物のパスポートの利用は、偽装パスポートよりも高い)、経由ルート、旅行距離、賄賂行為の必要性、引導者のリスクの高さ、グループ割引の有無、脅威の有無、顧客の脆弱さ、競合の有無などにより異なっている。

近年の摘発事例では、イラクとアフガニスタンから、スウェーデンもしくはイギリスへの不法入国を斡旋していたヨーロッパ（イギリス・フランス・オランダなどが拠点）の犯罪組織は、出発地点から目的地までの“ドア・トゥ・ドア”のサービスで、最高£3,500 を課していた[44]。

[41] 31 万人～57 万人
[42] http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4637273.stm
[43] http://www.dailymail.co.uk/news/article-1160642/Number-illegal-immigrants-Britain-nearing-1million.html
[44] BBC News, 2009 年 11 月 17 日, http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/8364933.stm

事例[45]	SOCA（Serious Organised Crime Agency：重大組織犯罪対策機構）は、南アフリカからイギリスに、インド人を偽造パスポートの使用で不法入国させ、£5 百万を稼いでいたと見られる組織犯罪ギャングを長期間に渡って捜査した。このグループは、査証詐欺や不法労働斡旋、クレジット・カード詐欺にも関わっていた。この捜査の結果、200 人以上が逮捕され、40 人がイギリスの法廷で有罪判決を受けた。

（２）ドイツ

外国人に就労を許可する滞在資格は、法規命令に別段の定めがない限り、連邦雇用庁の同意によってのみ付与することができる。外国人が、比較対象となるドイツ人労働者と同等以上の労働条件で就労するときは、連邦雇用庁は、第 18 条に規定する就労のための滞在許可の付与に同意することができる。

国籍別ドイツへの不法入国・不法滞在者数は、トルコ、イラク、ベトナム、アフガニスタン、セルビアの順となっている。

国籍別ドイツへの不法入国者・不法滞在者数[46]

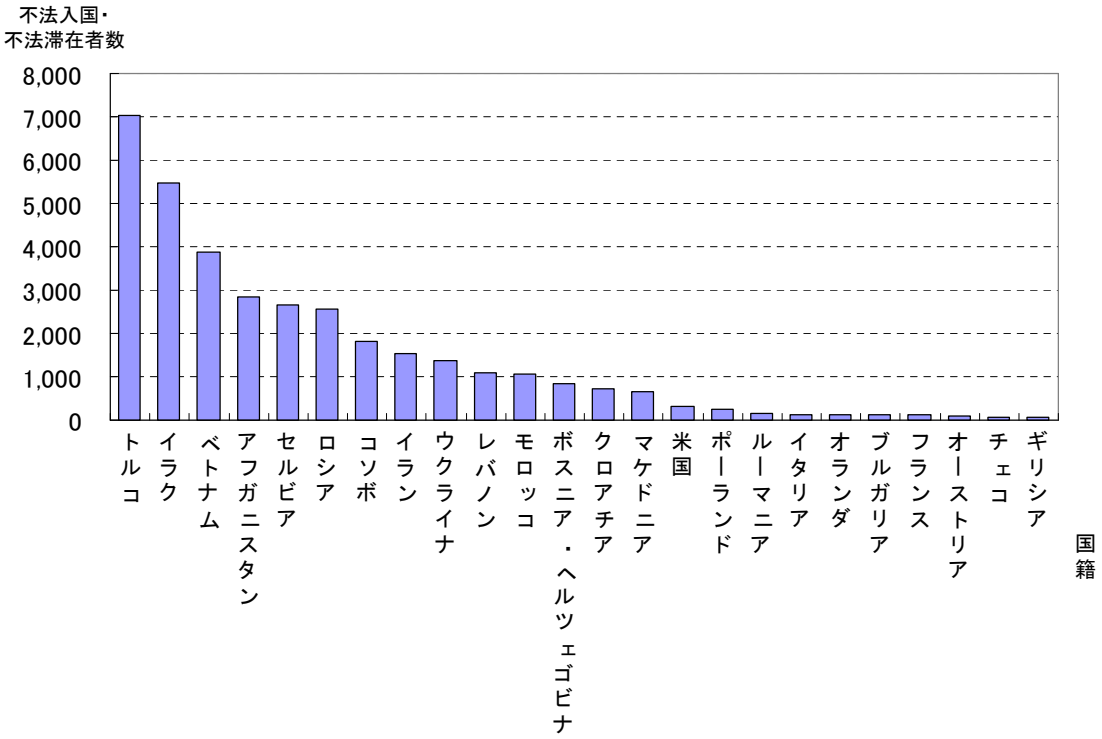

[45] Serious Oranised Crime Agency (2008) Annual Report 2007/08, p.3

[46] ドイツ連邦刑事庁”Polizeiliche Kriminalstatistik“(2009 年)を元に MRI 作成

事例[47]	2008 年９月 29 日、インドのパンジャブ州からドイツに密入国するインド人２人が、サクソニー州の Anhalt で逮捕された。２人の男性は旅券とビザを偽造していた。２人は、ニューデリー、カイロ又はドバイ、フランクフルト、プラハまでの移動費として、８千ユーロと１万２千ユーロを支払っていた。

事例[48]	2004 年８月４日、ドイツの国境警察はドイツ国内の４つの州において捜査を行い、密輸団である８名の中国人を逮捕した。ロイトリンゲン及びゲッティンゲン市の国境警察は、中国人 13 名がすし詰めにされた２台の車を停止させ、現行犯逮捕した。ギャングがロシア、チェコ、ウクライナ経由でドイツに密入国させたもので、その報酬は１万ユーロであった。イギリス、フランス及びイタリアに密入国させる前に、一時的にドイツのアパートに住まわせていた。

事例[49]	2004 年 11 月４日、イギリス及びドイツ警察は、レストランやカフェで働くためにトルコからイギリスに密入国させる人身売買ネットワークに関わる 13 名を逮捕した。ケルンとハンブルク市で逮捕された５名は、イギリスへの不法入国を試みようとした。イギリスでは、リーダーを含む８名のギャングであった。彼らは不法移民を雇用しているファーストフード店を少なくとも 10 店舗を所有していると見られている。逮捕された人員全てトルコ系であった。警察によると、移民はドイツ・フランス・ベルギーを経由して、航空機・車両・船舶によりロンドンに輸送される予定であった。ハンブルクで捕まった１人の男性は、50～100 名の移民を、一人当たり６千ユーロで密入国させていた。

（３）フランス

フランスでは、不法労働者を雇用している企業の動産を没収できるため、滞在許可書の期限が切れた外国人を雇用することは、雇用主側にとってリスクとなる。また、外国人経営の企業が不法移民を雇用していた場合、当該経営者の滞在許可書を没収することが可能であり、実刑５年、不法移民１人あたり 15 万ユーロの罰金となる。組織的に不法移民を雇用していた場合は、実刑 10 年、不法移民１人あたり 100 万ユーロの罰金となる。

8～10 年前までは、不法移民候補者はその国の組織に金銭を支払うが、全額払えない場合が多く、フランスの組織に属する場所で働き残金を支払うという方法であった。最近は、組織に全額支払ってから入国する場合が多い。また、正式なパスポートで入国し（90 日以内であればビザは不用）奴隷的な状態で働くという場合もある。

---

[47] “German police bust human trafficking ring”, The Local GERMANY’S NEWS IN ENGLISH http://www.thelocal.de/society/20080929-14601.html

[48] “German Police Arrest Illegal Chinese Immigrants”, DW-WORLD.DE DEUTSCHE WELLE http://www.dw-world.de/dw/article/0,,1287077,00.html

[49] “Human Trafficking Ring Broken Up in Germany, Britain”, DW-WORLD.DE DEUTSCHE WELLE http://www.dw-world.de/dw/article/0,,1385383,00.html

2004 年に、1,892 人が不法入国の斡旋の容疑で逮捕された。この分野では、組織犯罪グループが強固な足がかりを築いている。中国人、イラク人やクルド人、インド人やパキスタン人に加え、マグレブやアフリカからの不法移民が現在では犯罪ネットワークに依存している。中央ヨーロッパ、東ヨーロッパからの移民も同様である[50]。

国籍別の犯罪数は次のとおり。フランス人（移民から国籍を取得したフランス人も含まれる)、トルコ人、北アフリカ（旧フランス植民地)、中国が上位を占めている。

移民労働者の不正斡旋と不審尋問に関わる主な 5 つの国籍[51]　（単位：人）

2004 年		2005 年		2006 年	
フランス	474	フランス	641	フランス	848
トルコ	130	トルコ	263	トルコ	329
オランダ	88	アルジェリア	99	中国	133
中国	74	モロッコ	95	アルジェリア	110
アルジェリア	73	チュニジア	86	チュニジア	108
全国籍の総計	1,719	全国籍の総計	2,290	全国籍の総計	2,921

2007 年		2008 年		2009 年上半期	
フランス	1,077	フランス	1,393	フランス	812
トルコ	352	トルコ	398	トルコ	198
モロッコ	178	中国	305	中国	140
中国	168	モロッコ	192	アルジェリア	126
チュニジア	146	チュニジア	158	チュニジア	115
全国籍の総計	3,456	全国籍の総計	4,314	全国籍の総計	2,614

事例[52]

2010 年 8 月 6 日、中国とフランスの警察は、イタリアとスペインに、中国人移民を不法入国させていた犯罪ネットワークを解体させた。フランス移民省によれば、中国人に率いられているこのネットワークの何人かのメンバーはパリに居住していた。7 月 27 日、フランスと中国で同時にオペレーションを行い、多くの不法移民が検挙された。不法移民は、ヨーロッパまでの移動のために、一人につき 1 万 2 千ユーロ～1 万 5 千ユーロを支払っていたと見られる。

[50] Council of Europe “Organised crime situation report 2005”
[51] MIIINDS-DCPAF を元に MRI 作成
[52] http://www.chinadaily.com.cn/china/2010-08/06/content_11108668.htm

事例[53]	2010 年 6 月 22 日に、ユーロポールのコーディネートにより、フランス、ドイツ、ハンガリーの警察が、各国で家宅捜索を行い、58 人を逮捕した。フランスで逮捕された 34 人のうち、14 人がパリと北西地域での不法入国斡旋のネットワークに関わっており、残りの 20 人は不法移民だった。警察によれば、不法移民は、ハンガリー、ポーランド、チェコ、ドイツを通ってフランスに到着し、陸路かボートによりイギリスに渡ろうとしていた。イギリス、ドイツ、ハンガリー、フランスの警察は、ユーロポールが設置したタスクフォース「ベトナム組織移民犯罪」を通して、18 ヶ月間、ベトナム人を不法入国させているギャング・グループを監視していた。“Hungarian National Bureau of Investigation”の Zoltan Bross によれば、「ヨーロッパへの密入国のために、不法移民は 1 人当たり、9 千ユーロから 1 万ユーロを支払う必要がある。もし、彼らが支払いのための十分な資金を持っていなければ、返済のために大麻工場で働かなければならない。」密入国斡旋者自身もベトナム人で、彼らは顧客をモスクワ、ローマ、イスタンブール経由で、ブタペストにある彼らのホテルに泊め、大麻工場があるヨーロッパの他の場所へ移していた。

事例[54]	フランスの市会議員とその息子が、2009 年 10 月に、16 人のベトナム人移民をイギリスへ密輸入させた容疑で、イギリスで起訴された。彼らは、フランスのシェルブールからイギリスのポーツマスへのフェリーに乗せた小型トラックの中に、移民を隠して移動させようとしていた。彼らはフェリーを降りたところで逮捕され、その夜に移民はフランスへと戻された。市議会議員とその息子は、イギリスの“Immigration Act 1971”により、EU 諸国への不法入国幇助の容疑がかかっている。最長 14 年間の懲役が科せられるが、通常このような犯罪では、18 ヶ月から 30 ヶ月の懲役となっている。

事例[55]	2003 年 2 月、コンゴ人の有名ミュージシャンの Papa Wemba が、ヨーロッパへの移民の不法入国に関与した疑いで、フランスで取り調べを受けている。ベルギー市民の Wemba（53）は、コンゴ人移民に偽装のヨーロッパ用のビザを販売していたネットワークに関与していたものと見られている。2002 年 12 月に、パリのロワシー空港に 200 人のコンゴ人が到着し、彼らは Wemba のコンサートで演奏するために来たと語った。警察は出入国管理を通過させたが、その後彼らは行方をくらました。2003 年の 2 月には、ベルギーの警察が、Wemba と一緒に移動しているミュージシャンであるという 15 人を逮捕した。取り調べの中で、彼らは不法入国のために、一人 3,500US ドルを払っていたことを認めた。

[53] http://www.lookatvietnam.com/2010/06/european-police-break-up-vietnamese-human-trafficking-ring.html

[54] http://www.france24.com/en/20100104-frenchman-admits-smuggling-illegal-migrants-britain

[55] http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/995206.stm

１－５　地下銀行

（１） イギリス

イギリスでは、マネー・ロンダリングの防止のために、2003 年に“Money Laundering Regulations 2003”が制定された。これにより、送金ビジネスを行う全ての業者は、「英国歳入税関庁（HM Revenue and Customs)」での登録を行うことが義務付けられた。登録を行わずに送金ビジネスに従事している事業者は、全て違法と見なされることとなった。

イギリスでは、非公式に海外への送金を行うシステムを「インフォーマル・ヴァリュー・トランスファー・システム（Informal Value Transfer System：IVTS)」と呼ぶ。IVTS には、ハワラと呼ばれる中東やアジア諸国などで旧来より使用されている送金システムが含まれている。しかし、ITVS の定義、特にフォーマルとインフォーマルの区分については議論があり、ITVS が必ずしも違法であることを意味しない。

事例[56]	2007 年４月、ブラッドフォードの旅行エージェントの Bradford Travel Centre のオーナーShahid Nazir Bhatti が、£500 百万のマネー・ロンダリング詐欺の容疑で逮捕された。「英国歳入税関庁（HM Revenue and Customs)」の捜査官は、現金を送金するために“hawala”システムを利用していた旅行エージェントを対象に捜査を進めていた。

（２）ドイツ

ドイツでは、現金を扱わない銀行業を営もうとする者は、金融監督庁への届け出を行わなければならず、その監督下に置かれる[57]。1998 年１月以降は現金を扱う業者も含まれるようになった。

マネー・ロンダリングは、麻薬取引・武器密輸・違法ギャンブルによる収入源を隠匿するために行われている。ドイツにおいては、脱税者や犯罪者はこの数十年間、スイス、ルクセンブルク、リヒテンシュタインの銀行などを利用してきた。現在では、これらの国々の規制が厳しくなっているが、送金の形跡を残さずに送金できるハワラが残存している。ハワラは、信用により現金を移動させないで、送金の処理が可能となる特徴を持ったシステムである。送金業者は表向き、旅行業者などを装っており、送金者へは領収書の代わりにコードが与えられる。送金者はコードを受領者に通知、受領者はコードを示して送金業者[58]から金銭を受領する。100 万単位の通貨を世界中のどこへでも送金できるシステムとなっている。

ドイツ連邦金融庁(BaFin)と連邦刑事庁(BKA)によると、マネー・ロンダリング犯罪は 2009 年時点では 1995 年と比較して 3 倍に増加していると報告されている。増加の理由としては、

[56] http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/england/bradford/6564841.stm
[57] 信用業法（Kreditwesengesetz:KWG）１項１条２の９に定められている。
[58] この場合は、受領者の所在する国・地域の送金業者の意

プライベートバンク口座を提供する仲介金融機関の数量が増加したこと、個人が送金する金額が増加したことによる[59]。

（３）フランス

フランスで地下銀行はパキスタン系、スリランカ系、英国系、インド系があると考えられているが、地下銀行の摘発事例は、フランスでは 2000 年に摘発された 1 件のみであり、実態については不明な部分が多い。

事例[60]	スリランカ出身のタムール人（正式な滞在許可証を保有）がハワラ方式で地下銀行を営んでいた。通常の送金は 15 日かかるが、この方式の場合 1 日で送金が可能である。フランス国内のタムール人から金を集め、スリランカのテロリストに送金していた。見かけ上は乾物屋兼カセットビデオ店であり、その店はフランス人経営となっていた。その店で現金・宛先・口座番号を伝えると、FAX によりスリランカに連絡されるという仕組みであった。

[59] “Money laundering to finance crime, terrorism grows”, DW-WORLD.DE DEUTSCHE WELLE http://www.dw-world.de/dw/article/0,,5967443,00.html

[60] 関係者へのインタビューによる

１－６　欧州における不法入国の流れと特徴

（１）アフリカ

１）北アフリカ

主に地中海経由で、フランスを最終目的地として移動・入国するケースが多い。

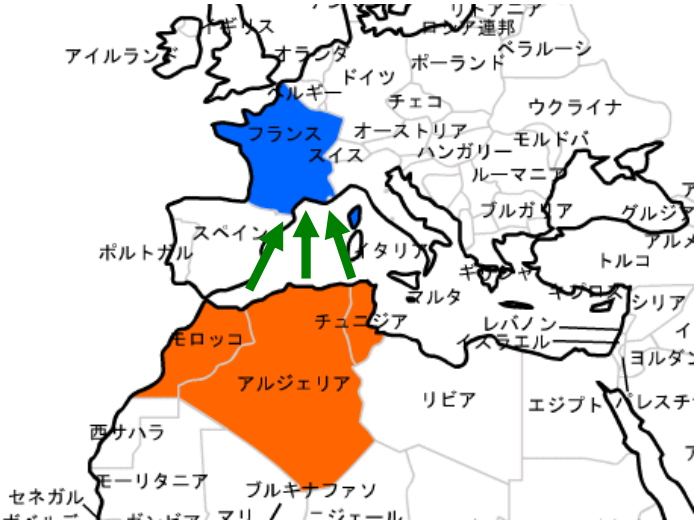

２）エチオピア、ソマリア、スーダンなど

カレー（フランス北部。イギリス行きの船が多く出ている港町）にはスーダン人が多く、英国または北欧を最終目的として移動しようとしている傾向が強いものと見られる。

（２）アジア

１）中国

航空機でチェコ、ロシア、ハンガリーに入国し、その後、改造したトラックの荷台に潜むなどの手段により、オランダなどからフェリーで英国に入国する。

または、パリ経由南米行きの航空機で入国し、経由地であるパリで行方不明になる（逃亡する）パターンもある。

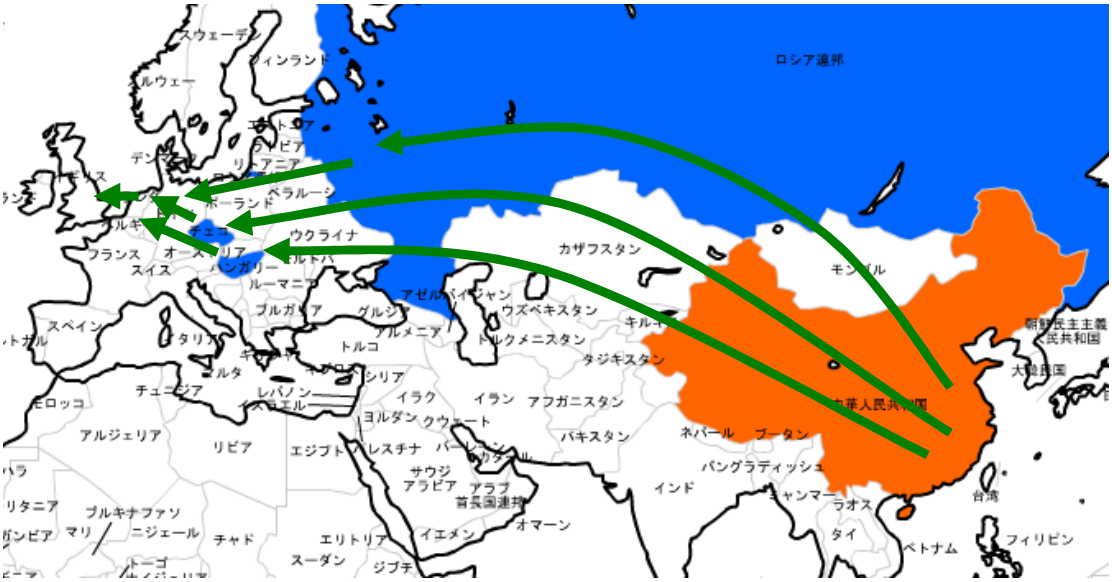

ギニア経由フランスへのルート。ギニアに定着してギニア国籍を取得、ギニアはビザ取得が容易なことから、正式ビザでギニアからフランスに入国する場合もある。

２）ベトナム

中国からの入国ルートと同様に、空路でチェコ、ロシア、ハンガリーに入国し、その後、陸路、オランダなどからフェリーで英国に入国する。または、パリ経由南米行きの航空機で入国し、経由地であるパリで行方不明になるパターンも同様である。

３）インド・パキスタン

空路でキエフに行き、その後、空路または陸路でスロバキアやポーランドに入国する。

主な目的地はスペイン・フランス・イタリア・ベルギーであり、当地で仕事があれば定着、仕事を求めフランス・スペイン間で移動を繰り返す場合もある。仕事がない場合は、さらに英国または北欧に向かう。

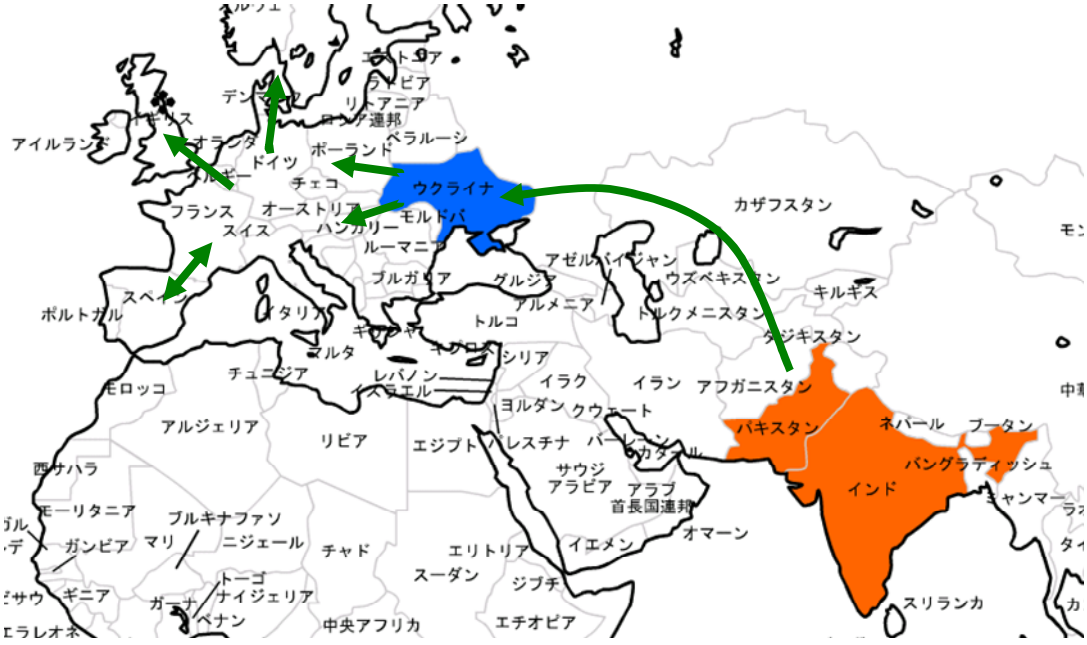

（３）中東

陸路の利用が主であるが、船を使用してギリシア・イタリア経由で入国する場合もある。英国・北欧が最終目的地である場合が多い。

イランから「テヘラン→中央アジア→香港（または台北、東京）→パリ」という経路でフランスに入国する事例も多い。

（４）東欧

東欧諸国は、シェンゲン国であるため数ヶ月働いて帰国するパターンが多い。就労目的の場合は、フランスまたはポルトガルが目的地である場合が多い。

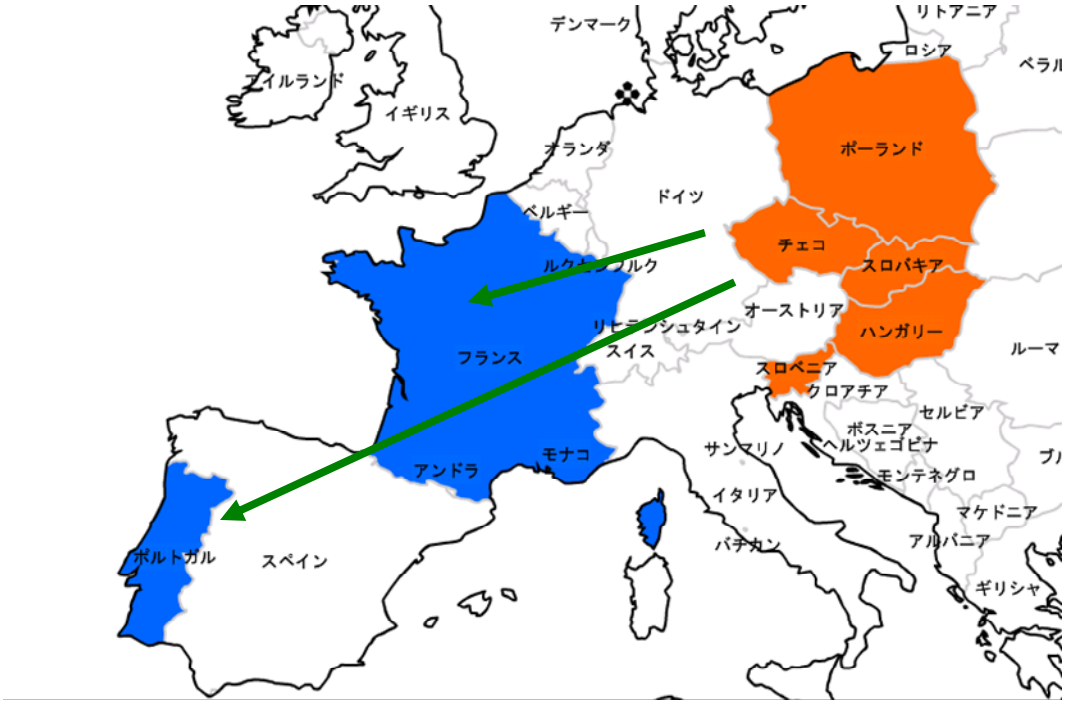

【スワッピング法】

- スワッピング法とは空港のトランジット時に航空券を交換することにより、移民希望国に合法的に入国しようとする方法である。
- 例として、この手法によりインド人がフランスに入国する場合は以下のとおり。
  - ① 不法入国希望者は、インド発インドネシア着（タイ経由）の航空券を購入、偽造旅券を手配する。フランスにいる不法入国協力者はフランス発インドネシア着（タイ経由）の航空券を購入
  - ② タイ（バンコク）空港のトランジット時に落ち合い、お互いの航空券を交換
  - ③ 不法入国希望者は、交換した航空券（出発地はフランス）でインドネシアに入国
  - ④ 偽造旅券であるため、インドネシアで入国が拒否される
  - ⑤ 不法入国希望者は、航空券の出発地であるフランスに送還され、フランスに入国できる

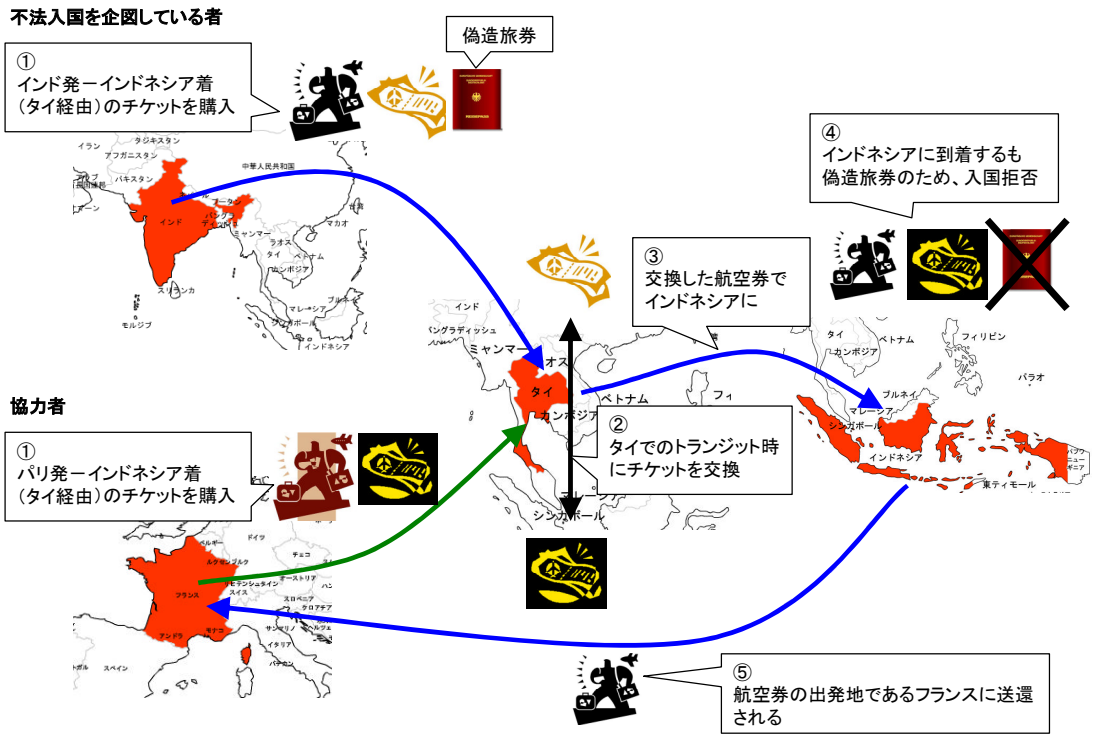

- 航空券の交換に使われる空港は、バンコク、香港、ソウル、カイロ、シンガポール、クアラルンプール、モスクワ、アンカラ、ドバイ、東京、大阪などとの情報がある。
- 機中やパスポートコントロール前までに、旅券を廃棄し難民申請するパターンもある。
- 予防策として、飛行機に搭乗する時と降りる時に航空券を確認するように航空会社に依頼している事例もある。
- タイでは、最近 18 ヶ月で約 8,000 名（内 7,000 名が中国人）がこの手法で逮捕されているとの情報もある。

【参考：人身売買・売春の状況】

１．イギリス

人身売買は、統計的な把握が難しいとされている。子どもの被害者に関しては、2007 年 3 月から 2008 年 2 月の間に、52 カ国から 325 人の子どもたちが人身売買された可能性があるとしてイギリスで発見された[61]。ほとんどは、イギリスに人身売買されてきた子どもたちだが、（主にイギリス人の少女が）イギリス国内で人身売買された事例も多い。イギリスから海外に人身売買された事例やイギリスを経由して他国に人身売買された事例はほとんどない。人身売買の被害者は、中国、イギリス、アフガニスタン、ナイジェリア、ルーマニア、ベトナム人の子どもたちが多い。

事例[62]

ベッドフォードシャーでの反人身売買オペレーションにより、５箇所の事務所と４箇所の家が捜査され、20 人以上が検挙された。ベッドフォードシャー警察、SOCA、UK Border Agency が協力して行ったもの。この組織犯罪ギャングは、外国人をイギリスに不法入国させ、不法労働をさせていた。（2009 年２月 27 日、BBC）

２．ドイツ

ドイツでは、調達、運搬、売買のどの部分に関与しても人身売買として取り扱われる。人身売買は、①予防、②罰則、③被害者支援を一体的に実施する方針で対策がとられている。人身売買の目的は、売春、強制労働、奴隷的使用、臓器売買などである。

ドイツでは、売春に関しては 6 ヶ月～10 年までの懲役が科せられる。対象者が 21 歳以下であると、売春を強制せずに軽微な誘導によって（主として口頭による）売春を斡旋した場合でも犯罪として扱われ、18 歳未満の場合は児童犯罪として扱われる。被害者が子供（18 歳未満）であったり、被害者を傷つけたり、組織の構成員であったりすると、1～10 年までの懲役となる。また、人身売買の場合は、共犯者であっても主犯と同罪となる。

ドイツの法律では、ドイツ人が海外で売春しても罰することができる。例えば、バンコクでドイツ人が売春宿を経営している場合はドイツ法により処罰できる（だだし、その者がドイツに戻ってこないと処罰できない）。

売春はドイツでは成人（18 歳以上）であれば合法である。ただし、強制された状態であると違法となる。

売春婦はドイツ人、ブルガリア人、ルーマニア人、ポーランド人、トルコ人が多い。

【参考：フランクフルトの売春事情】
フランクフルトでは、ラウフハウス（Laufhaus）という 130 ユーロ/日で売春婦に売春のための部屋を貸す商売もある。ここではプロの売春婦だけでなく、女子学生がバイトのために借りている場合もある。また、街娼が立ってよい地区も決められている。ミュンヘンはほぼ全地区で禁止となっている。

[61] The United Kingdom Threat Assessment of Organised Crime, p.49
[62] http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/england/beds/bucks/herts/7914449.stm

事例[63]	ドイツ警察は 2010 年２月、国内 13 州に存在する売春宿 600 軒の手入れを実施した。警察は、西アフリカ諸国から、売春を強要されて働かされている 100 人以上の売春婦を説得してインタビューした。長期調査の結果警察は、犯罪者が欧州において、人身売買・売春斡旋・マネー・ロンダリング・文書偽造のネットワークを構築していると判断した。

事例[64]	2009 年８月、ハノーバー州検察当局は、４つの州（サクソニー・バイエルン・・バーデンヒュルテンベルク・北部ラインウェストファリア州）にあるレストラン 180 箇所の捜索を行った。捜索には、４つの州で 1,300 人以上の警官と税関検査官が投入された。その際、文書業務とコンピュータデータ内部に多くの証拠を発見した。密輸団は長年、1,000 人以上の中国人をドイツに密入国させ、虐待的な労働条件で労働させていた。中国人移民は、料理人として働き、密入国のために１万ユーロ支払い、到着後パスポートを没収された。移民達の労働時間は週 80～90 時間であった。また、彼らはドイツ語能力が不足していたため不満も言えなかった。

３．フランス

フランスでは売春婦を全て被害者として扱うこととなっており、法律上、売春行為を目的に公道上で話しかけてはいけないことになっている。

フランスの売春の特徴として、道路上での客引、アパート内での行為、マッサージサービスに付随した売春、道路広告による客引、インターネットによる客引があげられる。道路上での客引は特に中国人娼婦が多く、年齢が高い（30～50 歳）という特徴がある。

これまでの摘発事例から、売春に関係する国は、タイ、中国、東欧、アフリカが多いことが判明している。警察当局によると、優先的取り締まり対象としているのは、中国、東欧（ルーマニア、ブルガリア）、アフリカ（ガーナ、ナイジェリア、カメルーン）人である。

【参考：パリの中国人移民の売春事情】

パリの中国人移民の売春はパリ 13 区の中国人街にある高層マンションが拠点となっている。ここでは、ほぼ全て中国人移民が居住しており、マンション内で売春をしているということが分かっているが、容易に警察が入れない状態にあるとのことである。

中華マーケットの壁に貼られている
マッサージのチラシ

路上に立つ売春婦と思われる中国系移民
（パリ 19 区の中国人街）　出典：MRI 撮影

[63] “German police raid 600 brothels”, DW-World.DE DEUTSCHE WELLE
http://www.dw-world.de/dw/article/0,,5209649,00.html
http://www.dw-world.de/dw/article/0,,4580456,00.html

[64] “Chinese restaurant raid turns up human-trafficking ring”, DW-World.DE DEUTSCHE WELLE

２．国際犯罪組織の活動を助長する事犯に対する取組

２－１　欧州連合レベルの取組

ドイツとフランスについては欧州連合レベルで情報および各種システムを共有し、取組を実施していることが判明した。

（１）FADO

2007 年、不正書類に関するノウハウを収集したデータベース（FADO）が欧州連合国の情報共有データベースとして構築された。FADO には各国が登録したい情報を登録する仕組みとなっており、現在約 1,300 種類の情報が入力されている。主な情報は、旅券、運転免許証、身分証明書、ビザなどの代表的な不正書類の事例、判別方法などである。

FADO は基本的には欧州連合国を対象としているが、政府として参画が承認されれば情報を入力し情報共有することが可能である。現在、欧州連合国以外では、スイス、アイルランド、ノルウェーが情報の入力を行っている。

FADO のデータベースをインターネット上で利用できるサイトが I-FADO である。アクセス制限は各国の規定によるが、例えば、フランスでは全ての国境警察、内務省に属する警察機関、憲兵、税関、外務省、国外に派遣されている警察官が利用できる。

（２）PRADO

FADO に入力された情報のうち、一般公開しても問題ない（悪用される恐れが少ない）と判断された真正の書類に関する情報は PRADO という名称のサイトで公開されている。

PRADO は、欧州連合理事会事務総局・司法内務総局が運用している。PRADO は、身分証明書や旅券のセキュリティ面に関する情報を提供しており、これらの情報は参加国別・証明書種別にデータベース化されている。このデータベースには、参加国が発行する真正の旅券、ビザ、滞在証明書、運転免許証などのイメージや重要な特徴の情報が含まれている。

PRADO は、インターネットに接続できる環境にある者であれば、パスワード等の設定なく、誰でも情報を閲覧できる。主な利用想定者は、銀行などで、口座開設時にパスポート等を確認する時に、PRADO を利用し、本物であるかを見分けるために利用することを想定している。

PRADO の画面利用イメージは次のとおり。

PRADO のフロント画面

http://www.consilium.europa.eu/prado/EN/homeIndex.html

発給国による検索画面

閲覧可能なドキュメント（イギリス）

結果表示画面：ビザの特徴情報

結果表示画面：ビザ・サンプル

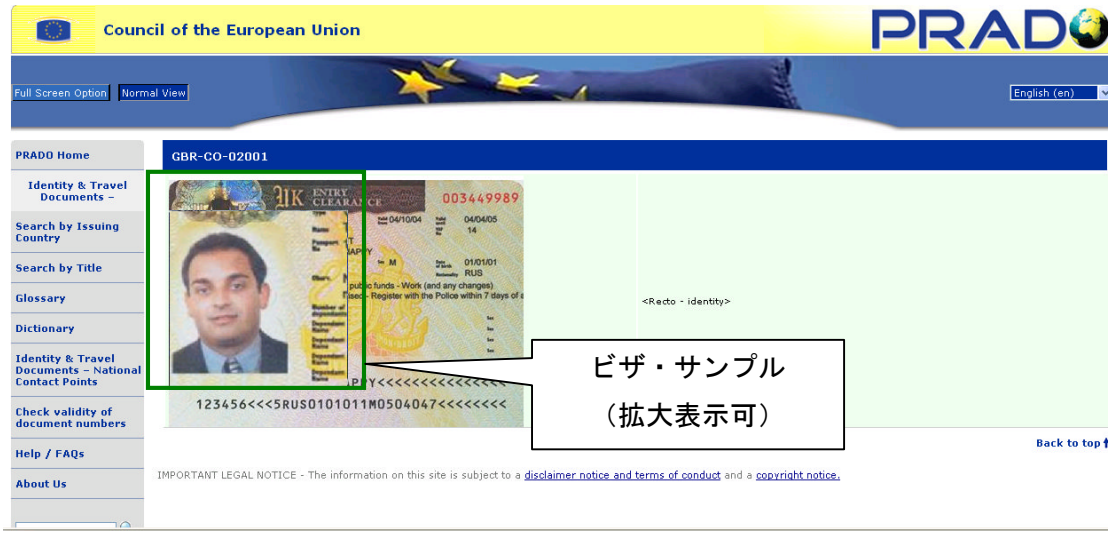

（３）FRONTEX[65]

FRONTEX（欧州対外国境管理協力機関）は、EU 域外国境における国境管理の強化を目的に設置された欧州連合の専門機関である。FRONTEX は、以下の６つの分野で責任を担っている。

- リスク分析：EU 域外国境の状況を監視するための情報収集を実施する。
- 加盟国間の業務協力の調整：リスク分析を基に、EU の陸・海・空の域外国境で加盟国が参加する共同業務を提案する。
- 訓練：国境警備に関する共通の訓練基準を設けるために、加盟国を支援する。
- 研究開発の目標達成のための援助：ヨーロッパの約 400,000 人の国境要員のプラットフォームとして機能し、技術革新とエンドユーザーの需要の間のギャップを埋める。
- 加盟国に対する危機対応の提供：加盟国から技術的資源と人的資源を集め、EU 国境で緊急事態が起きた場合に対応できるように準備する。
- 加盟国の送還業務を実施するための支援：加盟国が不法移民の送還を決定した際、当該国に対して、業務の能率性と費用効率性を最大化するための支援を行う。

ここ数年、カナリア諸島、スペイン、ギリシア、イタリアを経由した不法入国対策のため、海上取締りを厳しく実施し、数年前に比較し、逮捕数が激減した。2009 年時点では、不法移民の 90%はギリシア経由で入国しており、アルバニア人、アフガン人が多数を占めている。

[65] http://www.frontex.europa.eu/

（４）SIS シェンゲン情報システム[66]

SIS（Shengen Information System：シェンゲン情報システム）は、欧州加盟国を中心とした（加盟国以外では、アイスランドとノルウェーが参加）25 カ国により情報提供されている法執行機関のデータベースである。SIS には、指名手配人や盗難品などに関する 3,200 万件の情報が蓄積されている。

例えば、某国当局がある外国人について、ドイツにおける過去の滞在履歴を照会する場合、直接ドイツの外国人中央登録簿にアクセスするのではなく、SIS にアクセスし当該外国人の入国・滞在・居住・就労について検索することが可能である。

２－２　イギリスの取組

イギリスでは、近年、組織犯罪に対する取組を強化しており、2006 年に「重大組織犯罪対策機構（Serious Organised Crime Agency）」、2008 年に「英国国境庁（UK Border Agency）」が創設された。

（１） 重大組織犯罪対策機構（Serious Organised Crime Agency: SOCA）

「重大組織犯罪機構（SOCA）」は、2005 年の「重大組織犯罪及び警察法（Serious Organised Crime and Police Act）」により創設された内務省管轄の「非省公共団体（Non-department Public Body）」である。「国家犯罪対策局（NCS）」、「国家犯罪情報局（NCIS）」、「歳入関税局（HMRC）」の薬物密売とマネー・ロンダリングの調査を担当していた部局等が合併したものである。

SOCA は、クラス A 薬物（Class A Drug）[67]、不法入国斡旋、人身売買、銃犯罪、詐欺、コンピューター犯罪、マネー・ロンダリングなどの重大組織犯罪を取り締まることを目的としている。インテリジェンスの収集などを行う情報志向型の機関であるが、同時に法執行機関としての権限も備えている[68]。SOCA は、イギリス国内に 50 拠点、海外に 40 拠点を有しており、4,000 人の専任職員がいる[69]。彼らは、警察、税関、入国管理局の職員が果たす役割を兼ね備えている。

内務省[70]

[66] http://www.consilium.europa.eu/showPage.aspx?id=1178&lang=EN
[67] イギリスの「1971 年薬物濫用法（Misuse of Drugs Act）」による規定。
中毒性が高く有害な薬物からクラス A、クラス B、クラス C と指定されている。
[68] デヴィッド・トーマス（2007 年）「英国におけるマネー・ロンダリング対策」、『警察学論集』60 巻 2 号
[69] http://www.soca.gov.uk/about-soca/how-we-are-run/structure
[70] MRI 撮影

１）組織移民犯罪（不法入国斡旋・人身売買）に対する取組

①国際的な協力関係の構築[71]

「重大組織犯罪機構」は、フランスの組織移民犯罪の取り締まり機関「OCRIEST」（後述）などの海外の法執行機関とも協力して、不法入国斡旋・人身売買などの組織移民犯罪に対しての対策を実施してきた。また、「重大組織犯罪機構」と「OCRIEST」は、「ケント警察」、「英国国境庁」、「英国労働年金省（Department for Work and Pension)」により構成されている「Joint Intelligence Unit（JIU)」に加盟した。JIU は、組織移民犯罪のファシリテーターの検挙や密入国の阻止で、多くの実績を挙げている。

②「英国ヒューマン・トラフィッキング・センター（UK Human Trafficking Center：UKHTC)」[72]

2010 年 4 月 1 日、「英国ヒューマン・トラフィッキング・センター（UKHTC)」が、「重大犯罪組織機構」の一部となった。UKHTC は、ヒューマン・トラフィッキングを根絶するために、国内外の政府組織、及び非政府組織と協業している。

２）証明書偽造に対する取組

SOCA は、「インターポール（Interpol)」、「ユーロポール（Europol)」、「シェンゲン（Schengen)」による様々な国際的サービスをイギリスの法執行機関に提供するためのゲートウェーの役割を担っている[73]。旅券偽造に関しては、SOCA は、「英国内務省」や「英国国境庁」とも協力しながら、全ての英国の空港のチェック・システムに、「インターポール」が保有する「盗難紛失旅券データベース Stolen and Lost Travel Document Database」を連結させた。この結果、2008/2009 期までに、1,300 件の偽造ドキュメントがイギリスの空港で押収された。

（２） 英国国境庁（UK Border Agency）

「英国国境庁（UKBA)」は、内務省の執行機関であり、移民、難民、国境管理の政策と実行に責任を担っている。「英国国境庁」は、2008 年 4 月に、「国境移民庁（Border and Immigration Agency)」、査証発行機関である「UK ビザ（UK visas)」、「歳入関税庁（HM Revenue & Customs)」の税関検査の担当部署が統合されて発足した。法執行権を有しており、総スタッフ数は 25,000 人、全英及び海外 135 カ国で活動を行うイギリスで最大の法執行機関の一つである[74]。「重大犯罪組織機構」や国内外の警察などとも連携し、人身売買、密入国斡旋、密輸入、詐欺などの犯罪を取り締まっている。

---

[71] Serious Oranised Crime Agency (2010) Annual Report And Accounts 2009/10, p.16
[72] Serious Oranised Crime Agency (2010) Annual Report And Accounts 2009/10, p.31
[73] Serious Oranised Crime Agency (2009) Annual Report 2008/09, p.44
[74] 「英国国境局」ホーム・ページ（http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/aboutus/)

１）組織移民犯罪（不法入国斡旋・人身売買）に対する取組

①海外メディアの活用[75]

UKBA は、イギリスへの不法入国の犯罪性や危険性を訴えるために、海外メディアを活用している。その事例の一つとして、ケニアでの啓発ドラマの制作が上げられる。ケニアのナイロビ駐在の UKBA と「外務英連邦省（Foreign and Commonwealth Office)」のスタッフは、ケニアのプロデューサーと協力し、イギリスへの不法入国の危険性を描いた TV ドラマ“Makutano Junction”を制作した。本プロジェクトにより、ドラマを視聴した約 2,000 万人に対して、密入国斡旋者を利用することのリスクが訴えられた。

②海外での情報提供の充実[76]

UKBA は、査証申請者へのアドバイスなどを通じて、合法的な旅行者やビジネス客に対して不法入国斡旋に関する注意を喚起すると同時に、不法入国や人身売買の潜在的被害者に対してのガイダンスを発行している。

③海外リエゾンの活用[77]

UKBA は、イギリスへの不法入国を未然に防止するために、不法入国者の主要な出発地や経由地に海外リエゾンを置いている。これらのリエゾンは、「リスク・リエゾン・オーバーシー・ネットワーク（Risk and Liaison Overseas Networks：RALON)」によって統括されている。2009 年 11 月現在、海外の 49 拠点で、約 100 人の RALON リエゾンが働いている。

[75] UK Border Agency(2010) Protecting Our Border, Protecting the Public, p.16
[76] Ibid, p.17
[77] Ibid, p,17

UKBA の海外リエゾンの広がり[78]

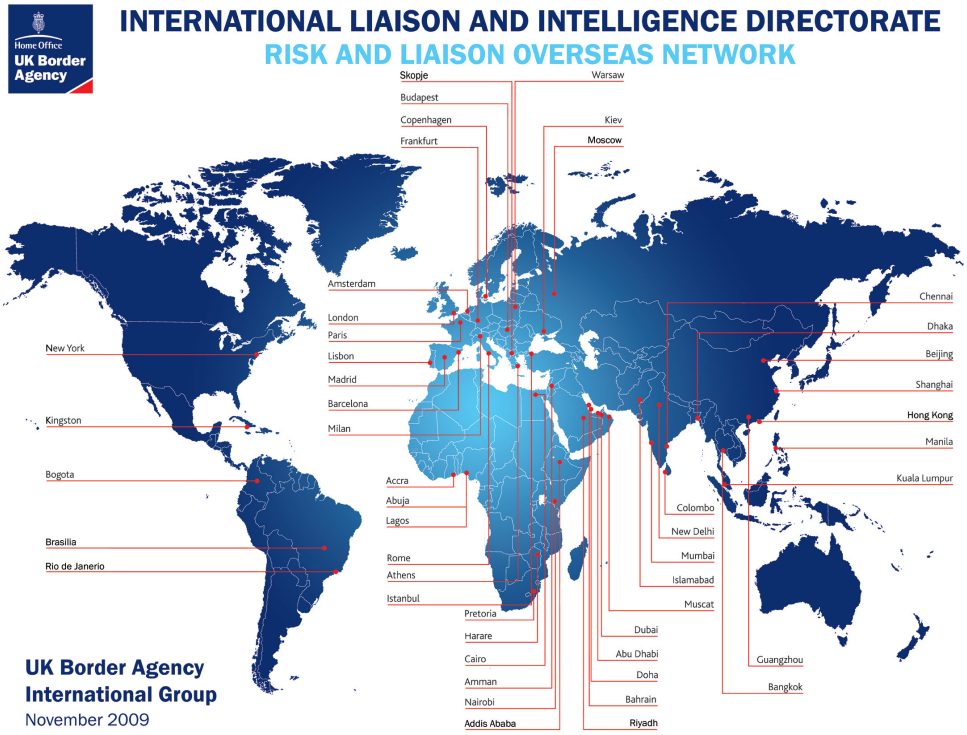

④地方警察の移民犯罪チームへの参加

UKBA は、スタッフを地方警察の犯罪移民チームに派遣している。各警察の犯罪移民チームは、人身売買や不法入国斡旋などの移民関連犯罪、及び不法入国者による重大犯罪を対象に、これらの犯罪者を逮捕し、起訴することに専念している。

２）旅券証明書等偽造

「英国国境局」では、“The National Document Fraud Unit：NDFU”が、旅行証明書・身分証明書に関する問題を担当している。

①生体認証査証・ID カードの導入

偽造の証明書が使用されることを防ぐため、外国人向けに生体認証を要する査証及び ID カードが導入された。

②“Police Referral Programme”の実施

「英国国境局」は、各国の現地警察と連携を図る“Police Referral Programme”を実施している。2010 年 2 月現在 19 か国で行われている本プログラムでは、「英国国境局」がイ

[78] UK Border Agency(2010) Protecting Our Border, Protecting the Public

ギリスへの渡航者による偽造証明書の利用を発見した場合、現地の警察がその利用者の逮捕をする。本プログラムにより、2010 年 2 月までに、世界で 1,200 人が逮捕された[79]。

③地方警察への教育[80]

UKBA は、偽造証明書を見分けることができるよう、ミッドランド、ノース・イースト、及びロンドンの地方警察スタッフに対する教育を行っている。

２－３　ドイツの取組

国際犯罪組織及び組織犯罪への国家的取組機関には、ドイツの州警察を統括し、地方に限定されない重大事案について犯罪の予防・阻止を行う連邦刑事庁(Bundeskriminalamt：BKA)が中心となっている。また、BKA は、国外機関（ユーロポールやインターポールなど）との協力窓口の機能も有している。その他、国境警備・空路・海路・港湾などの治安確保を行う連邦警察局(Bundespolizei)、資金洗浄及び国境取締りを実施する関税取締局、外国との司法共助を実施する外務省が連邦機関として存在する。州及び市で発生した事案については、基本的には州警察が取組むという構造になっている。国家レベルの主な取組は以下のとおり。

ドイツ連邦刑事庁[81]

（１）二国間および国際的枠組みの強化[82]

内務省は 2009 年、各レベルでの不法入国対策のため、報告書「広がったシェンゲン協定－ドイツの評価」を作成した。ドイツは隣接するすべての国と協定を結び不法入国等国際犯罪への協力体制を構築している。その上で、複数の国と Pruem 協定を結んでいる。この協定は、2005 年 5 月にベルギー・ドイツ・スペイン・フランス・オランダ・ルクセンブルグ・オーストリアで結ばれ、国境を越えた協力体制の構築を目指しており、DNA データ・指紋・車体番号等の自動的な情報交換に関する規則が設けられている。2008 年末までに、この枠組みでの DNA 情報交換により、ドイツでは他の国から提供されたデータによって 5,000

[79] UK Border Agency(2010) Protecting Our Border, Protecting the Public, p.17
[80] UK Border Agency(2010) Protecting Our Border, Protecting the Public, p.18
[81] MRI 撮影
[82] http://www.berlin.de/imperia/md/content/seninn/imk2007/beschluesse/189_imk_anlage_zu_nr3.pdf?start&ts=1282906649&file=189_imk_anlage_zu_nr3.pdf

件が、反対に他の国ではドイツが提供したデータによって 4,500 件の事案が解決につながった。

（２）連邦警察と州警察との連携[83]

連邦および州警察は 2003/2004 年次から、国際的協力体制のなかでも特に東ヨーロッパの EU 諸国との関係を強めた。各州の内務大臣が集まって行われた会議（IMK）において、管轄および領域横断的な「不法入国幇助、不法入国および不法滞在に対抗し予防するための法的枠組み」が決定された。

２－４　フランスの取組

国家警察は内務省の下に置かれている。移民管理を行う中央国境警察、中央司法警察、旅券や身分証明書発行も内務省の管轄になっており、情報共有を含め、一体的な対策を実施しているといえる。

中央国境警察[84]

（１）不法入国対策[85]

フランスにおける主な不法入国対策は以下のとおり。

- 2005 年夏に移民対策警察を設置した。国家警察の特殊部である中央国境警察（DCPAF：Direction Centrale de la Police aux Frontières）が、国家警察長の指揮のもと移民対策警察の運営と活動を担う。全国レベルでは、UCOLII（不法移民との闘い調整組織）、地方レベルでは、CCOZ（地方の実行調整支部）が調整にあたる。
- 違法移民・不法滞在者抑圧中央室（OCRIEST：Office Centrale de Répression de l'Immigration illégale et de l'Emploi des étrangers sans Titre）が不法移民に関わる犯罪に関する情報を一括収集する。

---

[83] http://www.berlin.de/imperia/md/content/seninn/imk2007/beschluesse/189_imk_anlage_zu_nr3.pdf?start&ts=1282906649&file=189_imk_anlage_zu_nr3.pdf

[84] MRI 撮影

[85] 『移民政策指針・2009 年度報告書』P.74

・ 鉄道警察国家部（SNPF：le Service National de la Police Ferroviaire）を2006年1月に設立し、国際列車の取締りと鉄道を使った不法移民の抑圧、列車と停車駅の安全確保にあたる。
・ 国境警察が 48 の国境地点で、人物の取り締まりに加えて、シェンゲン圏外からの航空機や船舶の監視にあたる。
・ 問題の大きい留置者の国外追放や護衛、その他の警察の任務に使用する、2機の新しい航空機を含む輸送体制を整備する。
・ 2009年1月、国境警察は9,704名。SNPFの設立に伴い、2004年と比較して2千人の増員となっている。ロワシー空港では、6年間に26%増員している。

（２）不法滞在対策[86]

以下に示す法律等により不法滞在の取り締まりを実施している。

・ APRF（国境における国外追放県令）：不法滞在を取り締まるが、県令の施行後、再入国は禁止されない。
・ 強制退去令：公安を著しく脅かす行為をした外国人を退去させるもので、決定が撤回されない限りは執行力を持ち続ける。
・ 領土からの司法上の退去令：外国人の有罪者がフランスの領土に入国あるいは滞在することを一定期間あるいは決定的に禁じる。
・ OQTF（フランス領土からの退去義務）。：2007年1月1日から採択された新しい対策で、滞在許可証の公布や更新が拒否された、あるいは取り上げられた外国人に適用される。1ヶ月の猶予期間の後、退去となる。

（３）書類の偽造と身分の偽装の取り締まり[87]

・ 2004 年、警察がフランス国民全員の運転免許証を登録するイントラを構築した。2010年 9 月からは欧州連合国全てが使用可能となっている。今後は I-FADO とリンクすることを計画している。フランスでは欧州連合国以外の 90 の国に対し、１年以上フランスに滞在する者は、自国の運転免許証からフランスの運転免許証に変更できるとしている。このため、偽造のフランスの免許証が他国で使われる場合もあり、これを確認するためのツールとしてフランスのイントラが他の欧州連合国でも共有されるようになった。
・ フランスの旅券は、2006年4月以降、記載内容を一度に印刷する方式に変更した。以前は、氏名等の個人情報のみ後から印刷する方式で偽造が容易であった。この変更以降、偽造品は発見されていない（フィルムカバー（ラミネート）が薄いので偽造が難しいと考えている）。数十の事例として、変造品（本物の写真部分のみを変更した）は発見されている。

---

[86] 同上、P.90
[87] 『移民政策指針・2009年度報告書』、P.109,110,113

【参考：フランスで多く流通する偽造運転免許証】
コンゴの偽造運転免許証が多く発見されている。こうした偽造運転免許証はフランス国内で作られている。コンゴの偽造運転免許証はフランスの免許証に書き換えるためのものである。その他、ポルトガルおよびイギリスの偽造運転免許証も多い。

（４）パリ市警察及び周辺の県市等の地元警察の取組

2009 年 9 月 14 日、「パリ都市圏警察」が設置された。パリ及びパリ近郊（セーヌ・サン・ドニ、ヴァル・ドゥ・マルヌ、オート・ドゥ・セーヌ）を警備対象とする。

以下の役割を持つ、3 つの管理部がおかれている。

部署名	役割
①パリ都市圏近郊安全管理部 都市近郊警察と３県（セーヌ・サン・ドニ、ヴァル・ドゥ・マルヌ、オート・ドゥ・セーヌ）の公安県立管理部を結合したもの	領土の援軍分散を担う。強奪、窃盗や破損行為など重罪を除く犯罪に対処する。パリ及びパリ近郊の住民との直接的やりとりを伴い、緊急呼び出しや被害者の申し立てなどに対処している。2002 年 9 月からは、輸送警察地域局を設けたことで、鉄道網での窃盗が大きく減少した。
②司法警察管理部	捜査協力、特に麻薬取引の撲滅
③交通・公安管理部	イル・ド・フランスの繁華街、交通警察及び道路の安全を管理

パリ都市圏警察の 5 つの優先課題は以下のとおり。

①麻薬取引と使用対策

使用者の健康被害だけでなく地域住民の生活に損害を与えるためとして、2010 年の最優先課題となっている。

②あらゆる窃盗への対策

第二の優先課題に位置づけられている。空き巣などを含むが、大規模店舗だけでなく最も被害を受けやすい小規模商店の代表者らとの連携を引き続き進める。

③グループ犯罪対策

2006 年に SIT（le service d’Investigation Transversale 横断的捜査局）という専門グループが設置され、首都での暴力問題の対応にあたる。武装グループ間の対立から生じる事件も対象となる（リヨンでの青年の死亡事件を受けて 2010 年 1 月 1 日に、

大統領がその重要性に言及)。ビデオによる監視体制や、輸送警察地域局の活動が効果をあげている。

④移動犯罪対策

近年見られる新しい形の犯罪で、フランス国内に留まらず、ヨーロッパ、ひいては世界にまたがる犯罪を対象としている。商標規制の侵害、無許可の街頭販売、詐欺からあらゆる種類の窃盗までが対象となる。海外国家警察協力局（le service de coopération de la police nationale en poste à l'étranger）の警察と連係している。密入国も大きな問題で、警視庁調査部が、2008 年 9 月よりこれに重点的に取り組む。また、権利書を持たずに野営する人々を犯罪者として厳しく取り締まる一方、子どもや弱者を引き連れていることの多いこうした家族の人道的対応には配慮する。

⑤あらゆる形態の暴力への対策[88]

各県が心理学者やソーシャルワーカーを置いて、家族の保護や支援にあたれるようにしている。近年、教育施設内での暴力がとりわけ大きな課題となっており、学校の安全通信員を置くなどして、事件が起きた際に、大学区と各教育機関の連携をとりやすくしている。

[88] フランス国民教育省 HP より。以下の文書の項目。
http://education.gouv.fr/cid50782/mene1003863c.html

西欧諸国における国際犯罪組織の活動を
助長する事犯と対応策に関する調査研究
報告書
平成２３年２月発行

発　　行　　財団法人　社会安全研究財団
〒101-0047　東京都千代田区内神田１丁目７番８号
（大手町佐野ビル６階）
電話：03-3219-5177
Ｆａｘ：03-3219-2338

調査実施・編集　　株式会社　三菱総合研究所
海外事業研究センター
〒100-8141　東京都千代田区永田町２丁目10番３号
電話：03-6705-6026

本報告書を引用する際は、出典を明らかにし、転載された刊行物、公表資料などを、
財団法人　社会安全研究財団までお送りください。